

平成 29 年第 1 回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成29年3月9日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	3月9日 午前9時00分宣告(第2日)			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	板 倉 浩 幸
	3 番	飯 田 雅 広	4 番	石 原 裕 介
	5 番	水 野 智 見	6 番	戸 谷 裕 治
	7 番	伊 藤 俊 一	8 番	黒 川 勝 好
	9 番	中 村 英 子	10 番	佐 藤 茂
	11 番	奥 田 信 宏	12 番	吉 田 正 昭
	13 番	安 藤 洋 一	14 番	高 阪 康 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	岡村 智彦	ふるさと推進課長	寺西 隆雄
	総務部	部長	江上 文啓	次長兼安心安全課	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司	税務課長	鈴木 孝治
	民生部	部長	橋本 浩之	次長兼環境課長	江場 満
		次長兼高齢介護課	伊藤 光彦	子育て推進課長	寺西 孝
		住民課長	鈴木 敬	健康推進課長	小島 昌己
	産建設業部	部長	志治 正弘	次長兼土木農政課	伊藤 保彦
		まちづくりに推進課	肥尾建一郎		
	上下水道部	次長兼水道課長	伊藤 満		
	消防本部	消防長	奥村 光司	次長兼消防署長	佐藤 安英
		総務課長	山田 靖		
	教育委員会事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼教育課長	黒川 静一
		生涯学習課	伊藤 保光		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議事務会局	局長	金山 昭司	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

日程第1 一般質問

番号	質問者	質問事項	
1	伊藤俊一	①防犯灯のLED化について……………	40
		②須成祭ユネスコ無形文化遺産登録について……………	43
2	安藤洋一	①多世代交流施設の愛称は公募にしませんか……………	48
		②消防団の冬装備の充実を求める……………	54
3	板倉浩幸	①JR東郊線踏切を再度問う……………	59
		②マイナンバー制度について……………	65
4	吉田正昭	旧市街地の再生を……………	79
5	飯田雅広	育ちにくさがある子どもと保護者への総合的な支援を 問う……………	89
6	水野智見	急務 安心・安全なまちづくり……………	101
7	松本正美	①安心・安全な交通安全対策を図れ……………	111
		②予防接種事業の充実に取り組み……………	127

○議長 高阪康彦君

皆さん、おはようございます。

平成29年第1回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

議会広報編集委員長より広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申し出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは昼の休憩中、本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、西尾張シーエーティーヴィ株式会社より、本日及びあしたの撮影、放映許可願の届け出がありましたので、議会傍聴規則第7条第4号の規定により、撮影、放映することを許可いたしました。

皆様のお手元に板倉浩幸君の一般質問に関する資料を配付いたしておりますので、お願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一般質問される議員の皆さん及び答弁をされる皆さんに、議長と広報編集委員長からお願いいたします。

一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いいたします。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 伊藤俊一君の1問目、「防犯灯のLED化について」を許可いたします。

○7番 伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

久しぶりにトップバッターということでございますが、7番の伊藤俊一でございます。

議長のお許しをいただきましたので、「防犯灯のLED化について」と題しまして質問をいたします。

交通死傷事故は愛知県はワーストワンが続いている中、蟹江署管内だけでも防犯灯の普及が進めば、交通事故や交通死亡事故が少なくなり、犯罪が少なくなり、一石二鳥であります。そして、防犯灯のLED化を推進することにより、電気料金の経費削減につながればと考えております。

蟹江町全体の防犯灯の電気料金は、平成26年実績で1,173万5,700円、27年度の6月時点で電気メーカーの試算によれば、全灯をLED灯に変更した場合、整備費約5,200万円の経費が必要となるが、電気料金は年間740万円の節減ができると説明を聞き及んだわけでございます。

早速LED灯にし、キラッと光るまち蟹江町に進めるべきであると、平成27年の6月議会で、平成27年12月議会で質問をいたしました。

それまでの経過、進捗状況についてお尋ねをいたします。

1点目の質問でございますけれども、平成27年第2回の6月議会、平成27年第4回12月議会に一般質問をいたしました防犯灯のLED化について、平成28年度に予算計上されているが、現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ご質問のありました防犯灯のLED化の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

当町の第4次蟹江町総合計画の基本理念にあります「やすらぎ（安心・快適）」の実現に向け、今年度町内にある軒づけの防犯灯を除いた全ての防犯灯をLED化いたしました。

平成28年8月4日から10月14日までの間、設置してある防犯灯の数や設置状況を調査委託し、2月末までに全ての取りかえ工事が完了いたしました。

今回更新した防犯灯は、平成29年3月1日から平成39年2月28日までの10年間のリース契約となります。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

二度ほど質問をいたしましたおさらいのようなものでございますけれども、現在の蟹江町の防犯灯の設置数、これをちょっと教えていただけますか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました蟹江町の防犯灯の設置数についてお答えをさせていただきます。

今年度のLED防犯灯促進事業で実施しました防犯灯の設置調査の結果でございますが、全灯で3,073灯、その内訳といたしまして、LEDに交換する対象防犯灯が2,418灯、既にLEDになっている防犯灯が583灯、軒づけの防犯灯が72灯で、合計で3,073灯でございます。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

今年度の事業といたしまして、防犯灯のLED化に伴い要した費用でございますが、いかにほどございましたでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありましたLED防犯灯促進事業の費用についてお答えをさせていただきます。

防犯灯導入調査事業業務委託の契約金額は756万円、そのうち環境省補助金といたしまして689万3,000円でございます。

調査委託事業の内容といたしまして、防犯灯の現地調査、中部電力の請求データの突合、管理用地図データベースの作成でございます。

また、防犯灯のリース料金は年間332万8,128円で、1灯当たり約1,376円でございます。10年間では消費税額10%を勘案した総額で3,373万8,384円の契約金額でございます。

LED防犯灯促進事業の総額では4,129万8,384円となります。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

今まででいきますと、電気料金なんかは各町内会のほうで管理をしておりましたけれども、こういったことをやられることによって、維持管理費、これはどんなふうに、今やってみえになるのでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のございました今後の防犯灯の維持管理費、そして維持管理についてお答えをさせていただきます。

平成27年度の防犯灯の電気料につきましては約984万円であります。今年度まで電気料金は、議員がおっしゃったとおり町内会が中部電力へ支払い、町が防犯灯維持費交付金として、支払われた電気料を町内会へ交付をしておりました。また、蛍光灯の球切れに伴う交換費用は、町内会で負担をいただいているところでございます。

今後は、全てのLED防犯灯は町が直接電気料金を支払うとともに、LED防犯灯のふぐあい等はリース会社が修理することとなります。ただし、日常的な防犯灯の管理は、今までどおり地元町内会で行っていただき、ふぐあいがある場合は安心安全課までご連絡いただくこととなります。

また、家の損傷を考えLED化していない軒づけの防犯灯の球切れに伴う交換費用は、今までどおり町内会の負担となります。軒づけの防犯灯につきましても、今後LED化に向け町内会と調整を図りながら整備をしたいと考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

手数が相当省けて、町内会のほうも大分そんなことではメリットがあったかなと、そんなふうに思います。

防犯灯をLED化したことによってどんなメリットがあったのか、今までお気づきになったことをお教えいただきたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ただいまご質問のございました防犯灯のLED化によるメリットについてお答えをさせていただきます。

防犯灯の電気料につきましては、平成28年11月現在の電気料で試算いたしますと、LED化前の電気料は約850万円に対しまして、LED化後は約450万円と、電気料だけでも400万円の節減となります。

また、維持管理費面では、防犯灯のリース契約に伴い町内会での電気料の支払いや維持費交付金の申請事務がなくなるとともに、町内会による電球の取りかえが減ることとなります。

また、環境面では、CO₂排出量が年間約80%の削減効果となります。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

これ、リース契約でやられたということでもありますけれども、ちょっと先行投資をしてやった場合、リース契約をしなくて直接対応した場合にはどのくらいの予算的な格差があるのか、この辺がわかっておりましたら教えていただきたい。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありましたLED防犯灯を一度に導入した場合と、リースによる整備費の比較についてお答えをさせていただきます。

現在設置しております防犯灯は1灯1万9,500円でございます。2,400灯の防犯灯をLEDに取りかえた場合4,680万円となります。今回の10年間のリース料金が約3,370万円でございますので、約1,300万円の節減となります。

また、リースには10年間の保守管理も含まれていますので、金額以上の節減効果があると考えております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございました。

最近各方面でLED化に進むと、そういった中で、やっぱりリースがいいなというような形で進んでいるようでございますけれども、もう少しその辺もよく検討いただいて、費用対効果、見きわめていただけるとありがたいかなと、そんな思いでございます。

大体この3月末で全体の工事も終了していい形になってきた。本当にキラッと光る蟹江町というようなことになってまいりましたことに、本当に担当課長に対しても感謝を申し上げたいと、そんな思いで1問目の質問を終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で、伊藤俊一君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目、「須成祭ユネスコ無形文化遺産登録について」を許可いたします。

伊藤俊一君。

○7番 伊藤俊一君

2問目の、「須成祭ユネスコ無形文化遺産登録について」と題しまして質問をいたします。

須成祭は、牛頭天王の信仰のもと疾病退散と五穀豊穰を祈願して行われまして、400年以上伝統のある須成祭が、国の記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に2002年に須成祭が選ばれ、蟹江町が5年をかけて調査、報告などをつくられました。

国の無形民俗文化財に選ばれた理由の一つに、世の中の変化を取り入れながらも祭りの基本を地道に守り続けてきたことであります。

7月の稚児定めから神体のヨシを燃やす10月の棚下しまで、100日間にわたりさまざまな祭事がございます。その準備が大変で、役員の方々のご苦労は計り知れないものがございます。

ユネスコ無形文化遺産登録と、正式に2016年12月1日午前2時ごろに決定となり、12月1日午前8時に役場の玄関にて万歳をし、くす玉を割ってお祝いをいたしました。なぜか喜びが湧いてこなかったのがございます。

前回もこのようなことを申し上げましたけれども、ユネスコに登録されるまで、横江町長は常々蟹江町の祭りとして各方面でPRをしていただきました。私の地元須成の議員から見ておりますと、須成区の三役、いわゆる須成区長さん、敬神会長さん、保存会長さんと蟹江町との意思疎通が余りできていない気がしてならないのであります。心配なんです。伝統文化を須成区の三役の方々が継承する難しさと、ご苦労と、ユネスコ無形文化遺産登録の重みを、よくよくご理解をいただきたい。

須成祭のメイン会場であります天王橋の西南の土地を寄附していただいた寺西家に対して、一日も早く文化伝承、観光PRの場所として活用をさせていただき、議会の場でご寄附をいただいた方に形でお示しができるとよいと思っておりましたが、早々に横江町長が国のほうに手を回し、地方創生事業交付金制度等を活用して予算をつけていただきました。

質問の1つ目でございますけれども、地方創生拠点整備交付金活用事業について、今議会の全員協議会で説明があったが、町民にわかりやすく説明をいただきたいと思えます。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

地方創生拠点整備交付金を活用した事業計画について、ふるさと振興課から答弁させていただきます。

初めに、地方創生拠点整備交付金について、まず説明をさせていただきます。

この交付金は平成28年8月2日に閣議決定され、未来への投資を実現する経済対策を実行するために、国の第2次補正予算において創設されたもので、地方版総合戦略に基づき地方が自主的に取り組む拠点整備事業、いわゆるハード整備事業に対して、事業費の2分の1を補助する制度でございます。

本交付金を活用した事業についてのお尋ねでございますが、ご存じのとおり昨年12月に須成祭がユネスコの無形文化遺産に登録されました。本町としては、これを観光振興の絶好の機会と捉え、須成祭をメインテーマに掲げ、積極的に蟹江町の観光PRを行って地域の活性化につなげてまいりたいと考えております。

そのため、本交付金を活用して本町の観光拠点として、観光交流センター、まだ仮称でございますが、（仮称）須成祭ミュージアムを整備していく計画でございます。

建設予定地は平成27年に町民の方から寄附をいただきました土地であり、敷地面積は348平方メートル、約105坪の大きな大きさを、須成祭のメイン会場である須成神社、富吉建速神社と八剣社の蟹江川を挟んだ対岸に、天王橋のたもとでございます。

あわせて建設予定地から少し離れてはいますが、現在町が管理しています神明社、これ、東の神明社でございますが、砂利敷きの駐車場のアスファルト舗装工事も本交付金を活用して整備をいたします。

建物の建築面積は約390平方メートル、約120坪程度となる見込みであり、須成祭を年間を通して紹介できる展示スペースや体験ブース、特産品などの物販、また、休憩スペースを設ける予定となっております。

建築スケジュールは、ことしの8月の須成祭開催後に地元との調整をして、建物本体の現場工事に入り、平成30年3月に工事を完了させ、平成30年度の早い時期にオープンをする予定でございます。

また、事業費の規模としましては、国の補助金約7,800万円を活用し、総額1億9,000万円余りを見込んでおります。

なお、施設を整備していくと同時に、子供からお年寄りまでの楽しめる展示の手法や物産、特産品コーナーの企画、観光交流センターをより効果的に活用するためのソフト的な事業についても、今後検討してまいりますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

須成祭に対しまして、新年度予算をどの程度見込んでおいでなのかお教えいただきたい。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のありました須成祭の新年度予算についてお答えします。

平成29年度も平成28年度同様に、須成祭関連費は全て教育費にて予算計上させていただいて、今年度同様関係各課にて業務担当を行う予定でございます。

なお、予算につきましては、祭り後に地元の方々の検証結果の確認をさせていただいたものでございます。

平成29年度の予算は342万7,000円で、主な内訳としまして、需用費、看板等の消耗品費、交流会での食糧費、会場案内チラシ等の印刷費で51万8,000円、委託料としまして新規の栈敷設置委託料86万4,000円、駐車場、来場者等の警備委託料30万9,000円、トイレ及び照明灯設置委託料41万3,000円、映像記録作成委託料72万9,000円、須成祭り臨時バス運行委託料等26万4,000円、自動車の借り上げ料でございますが10万3,000円。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

大分、本当に皆さんご協力いただいて、ユネスコに登録された、いい形になってきたな、

そんなふうに感謝をいたしておるところでございます。

欲を言えばまだまだございますけれども、ユネスコに登録されて最初の祭りとして、何か目玉を考えておいでになるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

まずはふるさと振興課から答弁させていただきます。

新企画としまして、2番目のご質問にもありました新年度予算に見込んだものの中で、観光面から2つの事業を計画いたしております。

まずは、新たに臨時栈敷の設置でございます。

臨時栈敷につきましては、伊藤議員からも以前議会にてご質問があり、検討をいたしまして、平成29年度一般予算に計上をいたしました。設置場所としましては、須成公民館北側の堤防東側に足場をつくり、建設の予定をしております。

この栈敷については、現在の案としての段階であります。栈敷が前段と後段の2段仕様で、使用人数は約50席を予定しております。招待者につきましては今後検討いたしますが、主に蟹江町及び蟹江町観光協会からご招待する方々、国会、県会、それから、県、近隣の市町村、愛知県内のユネスコ無形文化遺産登録市、蟹江町のほかに犬山市、それから、半田市、知立市、津島市、愛西市をご招待する予定でございます。

なお、須成区須成敬神会との情報の共有を図っていきます。

この栈敷からは、須成祭当日、蟹江川から迫ってくる巻藁船の臨場感や迫力を存分に味わっていただけるものと思っております。

もう1件の新企画につきましては、今年度須成祭PR映像の作成途中で撮りためた映像等を加工し、町ホームページにて蟹江川を流れる巻藁船、車楽船を、360度広角で立体的に、ほかではなかなか見ることのできない視点から視聴いただける環境をつくりたいと検討しております。

さらに、来年度には（仮称）須成祭ミュージアムが完成する予定であり、最大年度の平成30年度にはこのミュージアムを最大限に活用した事業等を行い、今後もユネスコ無形文化遺産登録となった須成祭を町として盛り上げていこうと思っております。

以上、観光面からの答弁でございます。よろしく申し上げます。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問のありました須成祭りについて、生涯学習課文化財保護行政としてのほうでお答えをさせていただきます。

平成29年度は28年度をさらに拡充した事業を行ってまいります。

まず、文化財保護行政としまして、歴史民俗資料館で例年祭り時期に行ってきた須成祭パネル展を平成29年度も開催するとともに、ユネスコ登録となった契機に常設展の祭り紹介コーナーのスペースを拡大しまして、須成祭について多くの方々に知っていただくよう努

めてまいりたいと存じます。

さらに、平成28年度より始めました須成祭マイスター養成講座を継続して実施するとともに、平成28年度受講されましたマイスター認定者18名には、蟹江ボランティアガイドの方々とおわせて祭りの解説等を行っていただき、須成祭を広く普及することで活躍していただきたいと思っております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

ありがとうございます。

大体最初の私の一般質問、数年前からこの件について触れておりますけれども、1つずつ解決をしていただいております。

もう一つは、せっかく交付金を有効に活用していただく、そういったことにつきまして、須西小学校の運動場のトイレ、これには通告はしてありませんが、その辺については検討はされておられませんか。いかがですか。

○教育部次長兼教育課長 黒川静一君

須西小学校の南運動場のトイレの設置についてお答えをさせていただきます。

こちらのトイレにつきましては、学校の施設というような関係になるかと思っておりますけれども、こうした教育委員会の施設といたしましては、優先順位をつけて改修をしてきているところでございます。

このトイレにつきましては、昨年度平成27年度にトイレブースを取りかえ、また、トイレの扉を取りかえる、そういったような修繕をさせていただきました。

トイレの新設等につきましては多額の費用等も必要になってきますので、もう少しお時間を頂戴したいというふうに考えております。

なお、須成祭当日のトイレにつきましては、臨時の仮設トイレを昨年度よりも増設をさせていただきまして対応をさせていただく予定になっております。

また、今年状況等も見させていただきまして、まだ足りないような状況でございましたらもう少し増設することも含めて、また検討してまいりたいというふうに思っております。

よろしく願いいたします。

○7番 伊藤俊一君

次長、かたい話はもう何度も聞いている、そんな話は。

せっかくこういったチャンスが来たんでもうちょっと知恵を働かせていただいて、何かいい方法を探っていただきたいなど、そんなふうに思います。

そして、以前からこれもお願いをしておりますが、天王橋と御葎橋、この欄干の色が、以前から私は小さいときからの景観と全く違うというようなことで何度も質問をしてまいりました。これ、もうちょっと朱色に近い色でないと、あの欄干の色は全くマッチしない。もう

少しこの辺も、次長、研究していただいて、また検討をいただきたいなと思います。

それで、せっかくこれ、登録になって初めての祭りでもあります。時間的に間に合わんかもわからんけれども、できるだけ前向きに検討しておいていただけたらと思いますが、その辺のことはどんなふうを考えておみえになるかお教えをいただきたい。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

伊藤議員からは、天王橋、御葭橋の塗りかえについてのご質問をいただきました。

このたび須成祭はユネスコ無形文化遺産登録され、天王橋や御葭橋は祭りに欠かせないポイントでもありますし、須成地区を東西につなぐ重要な橋でございます。

ユネスコ無形文化遺産登録を契機に、町内外を問わず多くの方が須成祭に来場されることが見込まれますので、景観的な観点からも必要に応じて効率的な対策を図ってまいりますと、12月議会でご答弁をさせていただきました。

町が管理しております御葭橋も、長寿命化修繕計画に基づきまして、早期修繕に向け計画的に進めることとしてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、天王橋の欄干につきましては、県道須成七宝・稲沢線でございますので、県道管理者であります県とできるだけ早い時期に対策を講じていただけるよう、県に強く要望をしております。

以上でございます。

○7番 伊藤俊一君

メインの会場でございます御葭橋、天王橋、これは早急をお願いをしたい。そんなふうに思いますので、よろしく願いを申し上げまして、2問目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、伊藤俊一君の質問を終わります。

質問2番 安藤洋一君の1問目、「多世代交流施設の愛称は公募にしませんか」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、1問目、「多世代交流施設の愛称は公募にしませんか」と題しまして質問をさせていただきます。

今回の質問内容は、まさしくタイトルどおり、多世代交流施設の愛称は公募にしませんかですが、これを言ってしまいますと質問もこれで終わってしまいますので、せっかくいただいた質問時間ですので、もう少し幅を広げて町有施設、それから町関連施設の名称全般について質問をさせていただきます。

まず1問目です。

公共施設の名称を整理、統一して、一般町民や町外からの来訪者にもわかりやすくしませんか。

これは例ですけれども、中央公民館分館（産業文化会館）、中央公民館集会室、これらの名称は、関係者が行きなれている人以外にはわかりにくいのではないのでしょうか。分館と本館の行き先を間違えたという話を何度か聞いたことがあります。

また、さらには、（産業文化会館）とつくと、行ったことがない人、利用したことがない人にしてみると、何のことやらさっぱりわからないのではないかと思います。あの建物の本当に名前は一体何なんのでしょうか。

この原稿をつくっておるときに、たまたま選挙広報が配られてきたのでちょっと見てみたんですけれども、これを見ると、1番の投票区が蟹江町産業文化会館とだけ書いてあるんです。地図のほうにも蟹江町産業文化会館とだけ書いてあって、公民館分館という言葉は一つも出てきません。

それからもう一個、蟹江町のホームページでちょっと見てみたんですけれども、「蟹江中央公民館分館は、蟹江町産業文化会館（通称）の中にあります」というふうに書いてあるんです。もうちょっとわかりやすくならんかなという気がします。

それから、また、中央公民館本館のあの大きなホールは、集会室という何か小ぢんまりとした部屋のようなイメージを持たれるような聞きなれない名称よりも、より一般的な大ホールと呼んだほうがなじみやすいと思います。

これも蟹江町のホームページを見てみたんですけれども、こちらにはやっぱり大ホール（集会室）と書いてあるんです。でも、何かいろいろ配り物とかを見ると集会室と書いてあるほうが多いような気がします。

不特定多数の人が利用する施設は、聞いただけで場所がイメージできるような名称、すっきりした名称に整理、統一してはどうでしょうか。お願いします。

○生涯学習課長 伊藤保光君

ご質問にありました蟹江中央公民館分館（産業文化会館）、蟹江中央公民館集会室についてのご質問にお答えさせていただきます。

蟹江町には文化学習活動を行う施設としまして、役場の裏にございます蟹江中央公民館と歴史民俗資料館、蟹江町商工会が入っております中央公民館分館がございます。

中央公民館分館は条例上では1階、3階、4階で、2階は産業会館となっております。通称名を産業文化会館として利用させていただいております。

今後は、利用者、来館者の方々が間違われぬように、施設名を両方併記するように進めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

また、次に蟹江中央公民館集会室を大ホールという名称を使ったらどうかという内容でご

ございますが、蟹江中央公民館は昭和54年の竣工で、30数年集会室としていろいろな講演、文化的行事、幼稚園の発表等で利用され、愛着を持っていただいております。

今回ご指摘いただきました名称の扱いにつきましては、公募あるいは命名権を譲渡するネーミングライツという方法もございますが、今後は生涯学習施設の管理体制、名称も含めまして、公民館を利用いただいております方々のご意見を伺って検討させていただきたいと思っておりますのでご理解ください。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

併記じゃなしに、すっきりしたらどうかなというのが思いなんです。

いろいろ書かれてもわからないし、ぱっと聞いてわかるような、さっき何て言われた、条例か何かで決められるとかそんなことはもうどうでもよくて、一般にわかりやすい、それから、どんどんこれからよそからも町外からもいろんなお客様に来ていただきたいとかというのであれば、なおさらよその人がぱっと聞いてわかるような、そういう名称がいいんじゃないかなと思うんですけども、一度検討していただけるとありがたいかなと思います。

次に行きます。

2問目、次は町道についてです。

町道、特に1級町道というのがあるんです、1級、2級というふうに。1級町道、幹線町道といった道路の名称の標示看板を要所要所に立てて、わかりやすく案内しやすくしませんかということです。

温泉通りとか通称役場通り、これはこの間お聞きしたら、正式名称は今・源才線というんだそうですが、こういったことの幹線町道に名称の標示看板が設置されれば、人に道を教えるのにも案内がしやすくなりますし、町外から訪れた人にもわかりやすく、蟹江町のイメージアップにつながるのではないのでしょうか。

これについてのお考えはいかがでしょう。お答え願います。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

ご質問にお答えさせていただく前に、1級町道とは何かにつきまして簡単にご説明をさせていただきます。

1級町道とは、町長が指定する道路の中でも町内の主要部を縦横断し、国道や県道等につながる主要な位置づけをしている町道のことでございます。

それでは、本題の町道への名称看板の設置につきましてお答えをさせていただきます。

現在町内にございます町道は、全体として1,056路線ございます。その延長は199.2キロメートルございますが、その中で1級町道は15路線ございます。

ご質問は、よく町なかで見られる〇〇通りと記載された道路名称標識を、この1級町道で幹線道路等に設置し、案内掲示板としての役割も担うようにしてはどうかというご提案でも

ございますが、具体的な実施に向けましてはその有効性や効果的な標示方法、また、車両や歩行者、自転車の通過交通の安全性の確保につきましてもよく調査し、検証する必要があるものと考えてございます。

今回のご提案は、確かに案内や誘導をする目印ともなり、町のイメージアップを図るのに一助をなすものと考えられます。

最近では近鉄やJRさわやかウォーキングに、町内外を問わずたくさんの方が蟹江町にお見えになりますので、観光パンフレットの地図上に載せることも1つですし、関係課とも調整し前向きに研究させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ぜひ前向きに検討していただいて、本当に今、この間も町長も言っておられたんですけども、たくさんの方がこの蟹江町を訪れるようになって、本当に、土曜日か日曜日か、本当にびっくりするぐらい、サンサンブリッジから図書館前からたくさんの方が歩いてみえて、本当にすごいなと思っています。

やっぱりそうした人たちのためにも、わかりやすく、本当に、どんどん蟹江町をアピールしてイメージアップを図れるような施策をお願いしたいと思います。

次の3問目、資源ごみ分別場の「ごみ」という言葉を違う名称に変更できませんか。資源ごみ分別場、資源ごみというのを。

実は、私の地域の資源ごみ分別場では、通りすがりに一般ごみの袋を放り込んでいく心ない人がいます。恐らくは町内の資源ごみ分別当番の役割を経験したことの無い人なのかもしれません。資源ごみと一般ごみの区別がつかない人なのかもしれません。

毎回一生懸命に準備をし、分別をし、さらに引き取りがしやすいように片づけをしている環境美化指導員さんを初め、役割当番の皆さんのがっかりする顔を見ると、本当に申し訳ないという思いになります。

しかし、こういった事例もある程度はちょっとした対策で防げるのではないかと思います。

あのおなじみのエコステーションとか、また、ほかにもリサイクルステーションとか、そういったわかりやすい名称を、蟹江町内の各地域の資源ごみ分別場にもつけ、看板などできちんと表示することができれば、かなりの防止対策になるのではないかと思います。これについて何かよい案はないでしょうか。お答え願います。

○民生部次長兼環境課長 江場 満君

ただいまのご質問の、資源ごみ分別場の「ごみ」という言葉を違う名称にできませんかについてお答えをさせていただきます。

一般家庭ごみの分別として、現在大きく一般ごみ、資源ごみ、粗大ごみの3種類に分けて表示をしております。

ごみ出しは住民一人一人がルールやマナーを守っていただくよう、ごみカレンダーやごみ分別手引等で啓発をしてございます。

資源ごみについては、各町内で決められた日に資源ごみ集積場に出すよう指導もしてございます。

議員が言われますように、「ごみ」とつくると一般ごみも資源ごみも同じと勘違いをされて、資源ゴミ集積場に一般ごみを出される方がいるかもしれません。

現在、町では資源を毎日出せる場所として、常設資源ごみ置き場、通称エコステーションの呼び方で住民に周知してございます。

今後は資源ごみから「ごみ」という言葉を考えるなどして、資源ごみ集積場の呼び方を、例えばリサイクル集積場や資源再生集積場などと、住民に資源とわかる名称にして集積場に掲示するなど、防止対策に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

本当にちょっとした、何か工夫でいいと思うんですよ。せっかく一生懸命雨の日も雪の日も朝早くから集まって分別をしておられる方たちにとって、本当に一般ごみがぼろっと置いてあるともう本当にかっかりして、もうやる気がなくなっちゃうなというような感じがします。ぜひともその辺ちょっと工夫、よろしく願います。

ということで、4問目、新年度中には建設が始まると思われる多世代交流施設の愛称を公募にしませんか。

老若男女、世代を問わず多くの町民の利用を目指す多世代交流施設は、かしこまったかたい公式名称よりも、何度も行ってみたいくなるような、楽しく親しみを持てるような愛称にしたらどうでしょうか。

さらに、それを広く公募にすれば、話題性もできて盛り上がり、注目を集めることができ、宣伝効果も絶大ではないでしょうか。

また、公募の方法ですが、先回のパブリックコメントでやられたんですけども、あのようにはホームページだけでちょっと地味にひっそりやるのではなくて、広報や回覧板、ポスターなどを利用して、できるだけ広く派手ににぎやかに行い、知らない人がいない、知らなかった、そんなこと言っているの知らなかったとかということのないくらいに広めましょう。

さらに、町民まつりのステージ上で採用愛称の結果発表とか、発案者の表彰式などを行えば、大いに盛り上がって広く周知でき、利用者の増大にも貢献でき、施設の建設目的も達成できるのではないのでしょうか。

これについてご答弁をお願いいたします。

○民生部次長兼高齢介護課長 伊藤光彦君

それでは、安藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、多世代交流施設につきましては、平成30年秋の供用開始を目指して計画を進めております。施設のコンセプトは健康、福祉をベースに、温泉を中心とした老若男女、多世代の方が交流できる施設となっております。

現在の多世代交流施設は仮称でありますので、今後は他の公共施設同様に親しみやすい施設名を検討していきたいと考えております。

また、高齢介護課の所管におきまして、愛称で親しまれている施設には、舟入ふれあいプラザ、学戸ふれあいプラザがございます。両施設は3世代ふれあいの場として、舟入ふれあいプラザ、学戸ふれあいプラザと地域に密着した施設となっております。

多世代交流施設におきましても、両ふれあいプラザ同様に地域に密着して多くの方に親しまれ、ご利用いただければと考えております。

議員が言われますように、町民の皆様が親しまれ、多くの方にご利用いただくことは重要なことであり、今後供用開始に合わせ、施設名、愛称につきましても公募等も含め検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

本当に、どうしてもかたくなりがちなので、何というんでしょうか、町民みんなが参加して一緒になってそういうのをやるというのか、つくり上げるというのか、そういう気持ちも大切なんじゃないかなと思うんですけれども、何というんでしょうか、役場の中だけで決めて、知らん間にこういう名前でき上がったんだとかというのではなしに、あれの名前、私のつくったやつだよとかというのが楽しいんじゃないかなと、ちょっと楽しい、そんな雰囲気をつくり上げたらどうかなと思うんですけれども、この辺のことにに関して町長のお考えがありましたら。

○町長 横江淳一君

それでは、安藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

先ほどの公共施設、中央公民館集会室の話もそうでもありますけれども、やはり町民の皆さんが使いやすい、これがもう基本的に地方自治体の義務でありますし、周知は当たり前のことであります。

ただ、ご存じのように、やはり公務員というのはきちんとした条例、政令、例規に基づいて当然やるべき地方自治法というのがございます。それはそれとして、きちんとしたルールをつくりながら、やはり町民の皆さんに親しんでいただけるような名前をつけていくことがこれからは必要かなと。

そういう意味では、今後新たにできる施設、多世代交流センターも含めてでありますけれども、たくさんの方が、老若男女使っていただける新たな施設でございます。

議員各位からは、このことにつきましていろいろ今ご意見をいただいているわけでありま

すし、過大な投資にならないように費用対効果をしっかり見ながらということで、十分精査をさせていただき、これから皆さんとまた議論を戦わせていかなければいけない一つの施策だと思っております。

安藤議員、今いただいたように、当然公募、これはもう基本的な考え方としてやらせていただきますし、今、蟹江町のネーミングでかに丸くんというバッジをつけておりますが、このかに丸くん一つにとっても公募をさせていただき、ただ、やり方がよかったのかどうかは別といたしまして、町民まつりでしっかりと皆さんに周知をさせていただきました。

今回貴重な税金を使わせていただくということも含めて、皆様方に使い勝手のいいような施設、そして、スタートから親しまれるような、そんな名前を皆さんに公募をしながら周知徹底していきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本当にそういう、何というんでしょう、町民に近寄っていくという、そういう町長のお言葉、ありがたいなと思ひます。

あくまでも私の個人的な考え方であるんですけども、国と言わず地方と言わず行政のつける名称は何となくかたいといひますか、紋切り型といひますか、なぜかわかりにくい名称が多いように思ひます。

既に何度も話題に上っていますので、今回の質問には取り上げませんでしたけれども、最もよい例が地域包括支援センターという、こういった名称です。何のことやらさっぱりわからないというように何回も話題に上りました。

そして、これも以前から何度も申し上げている言葉ですけども、知っている人だけがわかる、知らない人にはさっぱりわからない、これも何度も言っているんですけども、そんな言葉、名称がこの蟹江町に限らず行政関連の中にはまだまだたくさんあるのではないのでしょうか。

どうかいま一度町民目線でいろいろなことに疑問をお持ちいただいて、町政に取り組んでいただくことを切にお願いしまして、そしてまた、多世代交流施設の成功を願ひまして、1問目の質問を終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で、安藤洋一君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目、「消防団の冬装備の充実を求め」を許可いたします。

安藤洋一君。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、2問目、「消防団の冬装備の充実を求

める」と題しまして質問をさせていただきます。

まずはこの写真を……もともとの写真はありますか。これをごらんいただきます。

これは、ある消防団の分団小屋の、ことしの1月15日日曜日の風景です。

雪が少し積もっています。このとき、この小屋の中ではちゃんと分団の消防車がタイヤチェーンを装着して、いつでも出動できるように人知れず待機していました。

14日土曜日から降り始めた雪は、大雪警報が発令されるほどの勢いで降り始め、15日日曜日の朝には、我が家の庭先でも15センチほどの積雪になりました。

その14日土曜日の夜に、たまたま出会った消防団員の方から話しかけられまして、今、消防車にタイヤチェーンを装着してきましたという言葉でした。私は、「えっ」と思わず驚きの声を上げてしまったんですけども、そして、さらに16日月曜日の夜8時から、そのタイヤチェーンの取り外しのために、団員は再度、この分団小屋に集合しました。仕事の疲れも見せず、嫌な顔ひとつせず、それどころか笑顔できびきびとした動作で、手際よいチームワークで作業を行っていました。

装着のときは知りませんでしたので、間に合いませんでしたけれども、この取り外しのときにちょっと見せてくださいと団長にお願いして立ち合わせていただきました。これがそのときの様子です。団員は、タイヤチェーンを取り外すためにひざまずいてやっています。いよいよ取り外すときになったら、このように、もうちょっとこの白い人の陰になってわかりにくいんですけども、1人はもう寝そべって、ひっくり返って、この車の中に潜り込んでタイヤチェーンを外すという作業をやっておられたんですけども、全然、面倒くさいとか嫌だなという表情ではなくて、みんなで和気あいあいとチームワークよく取り外しておられました。

そんな状況をご理解いただいた上で、早速質問に入らせていただきます。

1問目、現在、蟹江消防署の管轄する常備消防、非常備消防に配属されている消防車や救急車などの緊急車両のタイヤは、冬場はどういうタイヤを装着されているのでしょうか。冬用タイヤにかえているのでしょうか、それとも、今回の分団のようにノーマルタイヤにタイヤチェーンを装着することで乗り切っているのでしょうか。今現在の状況をお教えてください。

○消防本部総務課長 山田 靖君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、常備消防の車両についてお答えをいたします。

積雪時でも走行することが多い救急車、指揮車、広報車にはスタッドレスタイヤを装着しております。また、水槽付消防ポンプ自動車、はしご付消防自動車、救助工作車、資材搬送車にはオールシーズンタイヤを装着しております。消防ポンプ自動車にはノーマルタイヤを装着しており、いずれの車両も積雪時にはタイヤチェーンを装着して対応をしております。

次に、非常備消防の車両についてお答えをいたします。

現在、各分団に配備されている積載車は、全てノーマルタイヤを装着しております。積雪時にはタイヤチェーンを団員の方が装着し、災害出動に備えていただいている状況であります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

そうですね、常備消防、本職の車両は、やはりスタッドレスやオールシーズンが多いということで、ひとまずは安心しました。特に救急車なんかは、タイヤチェーンとかだったら中に乗っている人が大変なことになりますので、よかったなと思います。

2問目です。消防団車両のタイヤを、冬場はぜひともスタッドレスタイヤを標準装備としていただきたいと思います。その要望の理由としてお尋ねしたいと思います。

1番目、積雪のたびに団員がタイヤチェーンを装着するために駆けつけています。これで、いざというときの緊急出動に間に合うとお考えでしょうか。

2番目、金属製のタイヤチェーンは、アスファルトなど通常の状態の道路を走行すると、簡単に切断してしまうものであることは認識されていますでしょうか。日本自動車連盟のホームページにおいても、雪道以外では装着した状態で高速走行はできないので、路面が雪道になってから装着するものとしております。特に、金属チェーンでは時速30キロ以下が目安としています。また、はしご形チェーンが横滑りに弱いことは、私も経験上知っています。蟹江町の冬場の天候のように、積雪道路あり、解けて乾いた路面ありの条件下では、緊急車両用としては確実性の低いものであろうかと思われませんが、これについてはいかがお考えでしょうか。

○消防本部総務課長 山田 靖君

それでは、まず初めに、積雪のたびに団員がタイヤチェーンの装着に駆けつけています、これで緊急出動時に間に合うのでしょうかというご質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるように、タイヤチェーンを装着している最中に出勤事案が発生した場合、装着が完了するまで緊急出動することはできません。常備消防のタイヤチェーンを装着する車両も同様でございますが、天候の状況を確認して、事前にタイヤチェーンを装着する体制をとってございます。また、その際には、装着作業中の緊急出動に備え、別の出勤車両を確保してタイヤチェーンの装着を行っている状況でございます。

2点目に、タイヤチェーンは、アスファルトなど通常の状態の道路を走行すると、簡単に切断してしまうものであることは認識されていますでしょうかというご質問にお答えをさせていただきます。

議員のおっしゃるように、タイヤチェーンは、雪道や凍結路以外で使用するとチェーンが摩耗し、早期切断の原因になると理解をしております。また、はしご形金属チェーンのため、

30キロ以下での走行や横滑りに弱いことも認識をさせていただいております。積雪道路あり、解けて乾いた路面ありの状況下では、走行の安定性や性能の低下も考えられ、タイヤチェーンを取り外す判断も重要となります。積雪量の少ないこの地域では、スタッドレスタイヤのほうがよいとは思いますが、確実性はタイヤチェーンでも十分確保できるものと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

何というんですか、火災だけじゃなしに、地震とかいろんな緊急出動の状況があると思うんですね。事前準備が本当に間に合うのかどうかというところが、これはいつも気象に注意して、よくやってはもらえるんでしょうけれども、すっきりしないです。なるべくスタッドレスタイヤにさせていただけるとありがたいなと思います。

3問目、いきます。

それでは、町長にお尋ねします。

スタッドレスタイヤを標準装備するということによる必要経費の増加と、それから、火災や災害時の出動回数を比較した場合どうなのかというコストパフォーマンス的な見方もあるかもしれませんが、そもそも消防団とは、その万が一の事態のために存在する組織であります。この際、出動回数は関係しないものと考えます。津波避難タワーや命山、蟹江で言うと希望の丘と同じ、地域に暮らす住民の心のよりどころ、安心・安全の頼みの綱というような存在であると考えます。そして第1に、かけがえのない消防団員の安全を確保するため、第2に、今非常に厳しい状況にある新しい団員の勧誘、入団にもつながる不必要な拘束時間の削減のため、そして第3に、緊急出動時の機動性を確保するため、以上3つの理由から、ぜひとも消防団の冬装備の充実をお願いしたいと思いますが、これについて町長のお考えをお聞かせ願います。

○町長 横江淳一君

それでは、安藤議員の質問にお答えをしたいと思います。

今3つ、安全に対するため、入団につながるため、機動性を確保するため、確かにおっしゃるとおりであります。今、常備消防と非常備消防を分けて、うちの消防の担当から答弁をさせていただきました。まさに、絶えず常備消防と非常備消防は密接な関連を持って、蟹江町3万7,000余の生命、財産、安心を守っているわけであります。そういう意味で、装備の充実はこれからも不可欠であるということを基本的には考えてございます。

今、ご指摘をいただいております、冬の装備のスタッドレスタイヤの装着についてであります。この件につきまして、安藤議員から今回質問されたわけですが、以前にも検討事項に上がったことが実はございます。今、これは非常備消防の話をさせていただきますが、

蟹江町に今は8個分団ございます。団員が192名、本当に貴重な消防団の団員として蟹江町で活躍をいただいておりますけれども、その8台が、全て更新が終わりまして、また新たな更新時期が29年度から実は参っております。

今、先ほど冊子でお示しをいただきました、ちょっと見ていただくとわかりますけれども、蟹江町の消防車は、全ての後輪がダブルタイヤ仕様に実はなっております。このダブルタイヤ仕様というのは、当然、積載の関係がありまして、重量がある程度確保できるということで非常に利用しやすいんですけれども、ほかの自治体の消防車は、同じ仕様の消防車を見ておきますと、シングルタイヤ仕様がほとんどであります。そういう意味で、重量制限の関係がありますのでこれから考えさせていただきますけれども、スタッドレスタイヤを非常備消防にこれからは装着するということだと、まずシングルタイヤ仕様に消防車をかえる必要があるというふうに考えてございます。

29年度から新たな装備をするに当たりまして、重量の関係、そして装備の関係としてスタッドレスタイヤは不可欠ではないかという結論に今現在協議をしているのも事実でございますので、本日安藤議員からいただいた質問も含めてでありますけれども、仕様も検討させていただき、1つのオプションということではなくて、常備品という形で装備をさせていただければどうなのかなということは検討させていただきたいというふうに思っております。重量が60キロから70キロくらい多分積めなくなるのではないかなと、そのことをまずしっかりと見なきゃいけないというふうに思っております。

費用対効果については、当然、つけないより常備したほうがいいに決まっておりますので、ただ、スタッドレスをつけたからオールマイティーかということ、実はそうではありません。ブラックアイスという現象もございますし、凍った路面にはスタッドレスは余り効果がないということもございますので、そこはしっかりと意識の中でこれからやっていかなきゃいけないと、こんなことを思っておりますが、貴重なご意見をいただきましてしっかりと検討させていただき、次の施策につなげていきたいというふうに今現在は考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうも町長ありがとうございました。本当にきちっとわかりやすいなというようなご意見、やっぱり町長じゃないといかんという気がしました。ありがとうございました。

今回の質問は、今町長がおっしゃったとおり、私もタイヤチェーンを完全否定するものではありません。深い雪道とか、それから今言われたブラックアイスバーンですか、そういったものには、チェーンにはかなわない路面状況もかなりあると思われまひます。それから、高速道路においても、スタッドレスタイヤであってもタイヤチェーン装着の指示が出ると、そういう場合があるそうであります。ただ、蟹江町のような町なかで、緊急出動車両としての対

応となるとどうなのかなという思いで、今回取り上げさせていただきました。

また、消防団員として、タイヤチェーンの装着方法の習得も当然との考えもあると思われ
ますが、それはそれとして、正式な訓練の場で行えばよいと思っております。それぞれ仕事
や学業など本業を持ち、またそれぞれに家族があり、つき合いがあり、趣味があり、多忙な
毎日を送っておられる、その中の限られた時間を消防団活動のために費やしておられる、そ
んな彼らの機敏な活動風景にはいつも感動させられます。

その彼らの向かう活動現場は、常に危険と隣り合わせであることは、これはもう避けよう
がありません。ですから、せめてその道中だけは安全に、そして出動したら無事に帰ってき
てほしいんです。かけがえのない消防団員を、消火、消防活動以外のことで危険にさらすわ
けにはいかんと思います。団員の安全の確保、活動環境の改善のためにも、また迅速な緊急
出動対応をより確実にするためにも、まずは基本的な車両の安全対策を充実していただきた
いと思います。

また、今回の問題に限らず、団員を、団員の本分である活動以外のことで時間を拘束する
ことや危険にさらすことがないように、効率と安全性を重点にさらなる見直しをお願いして、
私の2問目の質問を終わります。

以上です。

○議長 高阪康彦君

以上で、安藤洋一君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時30分から再開いたします。

(午前10時16分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

○議長 高阪康彦君

質問3番 板倉浩幸君の1問目、「JR東郊線踏切を再度問う」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、1問目として、「JR東郊線踏切を再度問う」と題して伺っていきます。

この事項につきましては、28年6月、12月議会でも質問をいたしました。再度質問をさ
せていただきます。

東郊線踏切に歩道を一日でも早く、安心・安全で渡れる踏切にするのに、住民また議会、
町も一緒になって考えていきたいと思う次第でございます。12月議会までの状況で、東郊線

踏切道の拡幅の条件である廃止踏切の決定が住民の理解を得られず進展しないため、JRとの協議ができていない、国の踏切安全カルテには、協議が難航な状況となっていて、中部地区踏切道調整連絡会議で東郊線踏切の現状と危険性を訴え、早期に危険な踏切を解決できるようお願いしている、今後も踏切道改良促進法による法指定がされるよう、当会議を通じて粘り強く要望していくとの答弁だったが、再度確認でお伺いいたします。

また、中部地区踏切道調整連絡会議とは、どのような会議なのか。また、出席している自治体はどこで、この会議に住民が傍聴することはできるのでしょうか。この中部地区踏切道調整連絡会議について、3点お聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず初めに、中部地区踏切道調整連絡会議とはというところで、この中身について少しお話をさせていただきます。

これは、国土交通省が中心となり、道路と鉄道が交差している踏切道の諸問題につきまして、踏切道の安全対策や円滑な調整を図ることを目的に、中部地方整備局、中部運輸局、愛知県、愛知県公安委員会、市町、そして路線を有する鉄道事業者で構成された組織でございます。その中で、緊急に対策の検討が必要な踏切1,960カ所を抽出し、愛知県内では89カ所の踏切がございます。愛知県を含めた市町、鉄道事業者、愛知県公安委員会と事務局の中部運輸局、中部地方整備局で組織され、踏切道の安全な運行の確保等を図ることを目的に設置されてございます。

そこで出席している自治体は、愛知県を初め、16市2町でございます。

住民についての傍聴の関係でございますが、こちらの会議では非公開になってございまして、報道機関等の会議冒頭の撮影は許可がされてございます。

また、粘り強く要望していくというところでございますが、先ほども答弁させていただきましたとおり、中部地区踏切道調整連絡会議の中で、国土交通大臣から1年でも早く法指定をしていただくよう、この会議を通じて蟹江町の現状を訴えておりました。

次に、カルテの中身についてでございますが、この踏切安全通行カルテでございます。これは、全国の安全対策を、ごめんなさい、カルテの中身につきましては、先ほど中部地区の中でございましたので、後で説明をさせていただきます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

踏切道改良促進法の法指定がされるよう、当会議を通じて粘り強く要望していくというのが、12月議会までの状況でよろしかったんですね。お願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

はい、そのとおりでございます。

○2番 板倉浩幸君

それでは、平成27年6月議会の全員協議会の報告以降、東郊線踏切の拡幅計画にかかわる進捗状況についての報告がないのですが、踏切道改良促進法の改正で何が変わったのか、また、どう要望していくのかの報告があってもよかったですのではないかと私は思います。お聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

平成27年6月議会以降、拡幅計画についての報告がないのではというご質問をいただきました。このときの本会議の一般質問で、お二人の議員から東郊線踏切に関するご質問をいただき、拡幅実現に向け、継続してJRと協議を進めていくというご答弁をさせていただきました。

また、翌年の平成28年6月議会におきましても、板倉議員からは同種のご質問をいただき、住民説明会の状況、平成28年4月に踏切道改良促進法が改良され、全国で58カ所の踏切が法指定されたこと、また、愛知県内には改良すべき踏切道が89カ所あることなどについてご回答させていただきました。また、そのときに、あわせて早期に改良すべき踏切道として法指定されるよう、中部地区踏切道調整連絡会議を通じて粘り強く要望してまいりたいと答弁させていただきました。

その後、JRとの具体的な進展は見込めない状況が続いておりましたので、議会に報告する事案もなく、機会を設けることができなかつたことをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

本会議の一般質問で私も質問しまして、答弁も確かにもらっています。全員協議会やそういうところで報告があってもよかったですと私は思っていますので、よろしく願いいたします。

先ほどの質問で、12月議会までの状況と私は質問しました。それから我が党も、住民、議会、町も一緒になって行動できないかと、1月11日に土木課と東郊線踏切の打ち合わせを、今後の取り組みも確認しながらさせていただきました。

その後、1月27日に国の動きがあり、改正踏切道改良促進法に基づき、改良すべき踏切道について国土交通大臣の第2弾の指定が行われました。国土交通大臣は、全国529カ所の指定、先ほど答弁があったように、愛知県では89カ所の改良踏切のうち、69カ所を指定されております。

その法指定に、今回取り上げた東郊線踏切が入っております。このことにつきましては、今議会の初日に副町長から行政報告もありましたが、住民に知ってもらうために、踏切道改良促進法の法指定が行われたのは、町としてどのように考えているのか、また、今後の取り組みについてどのようなことをしていくのか、何か考えがありましたらよろしく願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今、議員がご質問の中でお話ししていただいたと質問させていただいた中に、本定例会初日の冒頭に副町長から行政報告させていただきましたとおり、平成29年1月27日に東郊線踏切が法指定されました。これまでJRとの協議が調わず、改良が滞っておりました東郊線踏切も、2020年までに改良を実施すべき踏切道として改良が義務化されることになりましたので、今後は国の機関でございます中部地方整備局が中心となり、法指定されました関係自治体等と協議会を創設し、鉄道事業者を交え、具体的な対策を協議していくことになってございます。

現時点では、法指定されたばかりで具体的な進捗はございませんが、協議会での対策内容等について、方針が示されれば改めてご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、法指定されたお話を住民にもわかっていただくために私も質問をさせていただき、答弁をもらいましたが、この中に協議会という話もあります。今回、法指定される前の、先ほども言いました中部地区踏切道調整連絡会議はどうなっていくのか、この踏切安全カルテにも蟹江第1号、近鉄蟹江駅東側の蟹中前の踏切がありますが、この踏切道はあかすの踏切として、対策も周辺のまちづくり計画等により交通量の分散化を図ると、今後の対策のカルテでもあり、この蟹江第1号踏切でこの中部地区踏切道調整連絡会議に出席するということがよろしいのでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

議員がおっしゃられるとおり、中部地区踏切道調整連絡会議はそのまま存続してございます。現在、89カ所のうち69カ所が法指定されましたので、まだ残っている踏切がございますので、これはこれとして残ってございますので、蟹江第1号踏切につきましても、町のほうから法指定していただくようにまた要望はしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうなんですよね。89カ所のうちまだ69カ所ということで、20カ所残っているうちの蟹江町にはまだ1つ安全カルテに入っているということになっています。

今回のこの法改正、踏切道改良促進法の改正で、旧法で改良について地域一体で協議する場がなかったのが改善され、協議会を通じてプロセスの見える化を推進し、地域の関係者と連携し、対策を検討とあります。この今回の法改正の協議会とはどのようなものなのか、また、ここに出てくる地域の関係者とは誰のことですか。また、住民を含むのでしょうか。お聞かせください。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今度法指定された中で、協議会を今度つくっていくわけですが、これまでの中部地区踏切道調整連絡会議とは別なものの構成がされることで、今議員のほうから、住民も含めてということの質問がございました。これにつきましては、もちろん今度法指定された協議会を新しくつくるわけですが、国の考え方の中には、踏切改良の具体化に向けまして、新たに地域住民の方々の意見を聞くような組織編さんも視野に入れまして検討していくものと聞いております。

まだ、これも先ほどのようなご答弁と同じになりますが、法指定されたばかりでございますので、国からも具体的な指針は示されておられませんけれども、近々にこの会議が開催されることになってございますので、運営方針が示されればその方向性が見えてまいりますので、その折にはまたご報告をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

いつ最初の協議会が行われるのか、まだはっきりわかっていない状況なんですか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

まだ決まっておりません。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと、もう一度確認なんですけれども、この地域の関係者と連携しと私聞いたんですけれども、その地域の関係者のお話の答弁がなかったように。もう一度お願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

今度の協議会の中には、地域住民の方々の意見を聞くような組織編さんをされるということのご答弁をさせていただいた中で、ただその住民の方を入れてやる会議については、今後個々に進められるとは思いますが、まだ詳しいことは決まっておりませんので、またそれが決まり次第、ご報告はさせていただきます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

それでは、今回の法改正で、当面の対策や踏切周辺対策等の関連事業も法律に位置づけ、期限を設けて計画的に対策を推進し、平成32年度まで、また、計画期間内の改良の実施義務とするとあります。これについて、もう少し詳しくお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

先ほどの答弁と同じになりますが、まだ法指定されたばかりでございますので、その詳細についてどのように進めていくかは、今後わかってまいりましたらまたご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

ちょっと、これだけ確認しておきたいんですけども、今回の法改正で、先ほど言いました義務とありますので、J Rが今まで言ってきた立体交差ができるまでの暫定踏切とは、もうJ Rは言えなくなると理解してよろしいでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

それも含めまして、今度の新しい協議会が立ち上げられますと、もう2020年までに改良を実施すべき踏切道になりますので、方向性をそこで決めていく形になりますので、何かのことはやらないといかんということになりますので、またその辺のところも、今後の進みぐあいでもまた内容が見えてまいりましたらご報告をさせていただきます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

なかなか言えないんだと思いますけれども、今後どうなっていくかまだはっきりわかっていないということの答弁ですが、今回、J Rとの協議が平行線ですと来ていましたが、今回の法指定されたことで、今後の対策で東郊線を県道への格上げで立体交差の考えはあるのか、それとも一日でも早く踏切内の歩道設置や車道拡幅などの概略設計を行った第1案から第3案までの3つの案のこの設計で安全対策を考えていくのかお聞かせください。また、この立体交差事業は今後どうなっていくのかもお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

東郊線を、今後も県道に格上げして立体交差化の考えはあるのかということと、また、それとも一日も早く概略設計を使った安全対策を講じるのかというご質問にお答えをさせていただきます。

東郊線は、七宝蟹江線として都市計画決定された路線でございます。議員ご存知のとおり、鉄道を立体交差で結ぶ計画でありますので、町道、県道を問わず、都市計画道路として鉄道高架計画は変わるものではございません。これまで議会でご報告させていただいておりますとおり、この都市計画道路七宝蟹江線につきましては、県道路線として格上げしていただくよう、毎年度、県議会の建設委員会や海部建設事務所管内の調整会議を通じまして、県及び関係機関に強く要望しておるところでございます。

今後におきましても、引き続き県道格上げにつきましてはの要望も続けてまいりますし、J R東郊線踏切は、先ほどご答弁させていただきましたとおり、国土交通大臣より法指定を受けましたので、町としましては、平成25年度に作成いたしましたJ R踏切道拡幅概略設計も活用し、危険な踏切が一日でも早く解消できるよう努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

そうですね。立体交差事業、これをやるにしても時間も費用も莫大にかかる、今回の法

改正で、計画期間内の改良の実施義務なんかも、安全対策もやってきています。このことで、なかなかまだことしの1月27日に法指定されたばかりで、まだどうなっていくのかわからない状況だと思います。

最後に、町長に伺います。

今まで、この改正の踏切道改良促進法に基づいた法指定がされたことについて、町長の考え、また今後どう思っていくのかがありましたらお願いいたします。

○町長 横江淳一君

板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まさに皆様方と気持ちは一緒でございまして、町長就任以来、東郊線踏切拡幅の問題については努力をしております。残念ながら、皆様方の答弁が、我々が皆様方に対する答弁が好転するようなことはなかったもので、申しわけなかったと思っております。諸条件がやっと整い始めたのかなと、そんな段階だというふうに思っております。

今、担当者からのほうから話をさせていただきましたとおり、県の関係の皆様方にもしっかりとそのご要望を差し上げ、町道から県道へという要望も、蟹江町だけではなくて近隣の関係市町村にも一緒になってお願いをさせていただいております。道というのは、点ではなくて線であります。道路をつくることによって地域がしっかりと流通できる、これが基本的な考え方であるし、この海部郡内、東西もさることながら、南北の道路の拡充が急がれているわけありますので、そういう意味でいけば、この東郊線もある意味、まずは蟹江町が踏切のこの法律によって新たに指定をされ、そして話が進み、まずは危険な踏切を解消し、そして次のステップに進んでいく、いいきっかけになったというふうに私自身は考えておりますので、これからもしっかりと努力を続けてまいりたいと思っております。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

本当、町長就任のときから危険な踏切とあって、伊藤俊一議員も何度か質問をずっとされていると思います。今後は、一日でも早く安心・安全な踏切ができるよう、議会も町も一緒になって、また住民も一緒になって考えていこうと思っております。

また、この今回の法改正で、大臣指定で、進捗状況についても随時報告をしていただきますようお願いをいたしまして、1問目の質問を終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で、板倉浩幸君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目、「マイナンバー制度について」を許可いたします。

板倉浩幸君。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党の板倉浩幸でございます。

2問目として、「マイナンバー制度について」と題して伺っていきます。お願いをいたします。

日本に住民票を持つ全員に12桁の番号を割り振り、税や社会保障の情報を国が管理するマイナンバー制度が施行され1年5カ月です。一昨年の10月ごろから、全世帯へ番号通知の郵送などをめぐり世間をにぎわせましたが、多くの方はマイナンバーを日常的に使う機会はほとんどなく、必要性も感じておりません。むしろ情報の漏えいなどへの懸念は強く、個人番号カードの普及も広がりません。そのため、国は、国民がマイナンバーを使わざるを得ない仕組みを広げることに躍起となっています。プライバシーを危うくする制度の推進はいかなものかと思えます。

赤ちゃんからお年寄りを含め、国内に住民登録をする人全てを対象にするこのマイナンバー制度は、先ほど申しましたように、一昨年10月に番号を通知する郵送作業が始まりました。しかし、対象となる5,900万世帯余りのうち、約170万世帯はいまだに通知を受け取っていません。何らかの理由で住民登録している住所を不在にしている事情によるものです。170万世帯といえば、四国4県の世帯数に匹敵します。動き出して1年以上もたっても、これだけの規模の人が自分の番号を知らされず、置き去りにされていること自体、制度の深刻な矛盾を示しております。

昨年1月から希望者に対し、マイナンバーを記したプラスチック製の個人番号カードも交付が市町村で始まりました。これらもトラブルの連続でございます。カード発行を全国的に管理するシステムがたびたび停止し、発行に重大な支障が生じております。政府は、トラブルは解消していると言いますが、多くの税金を投じたシステムが開始早々不調だったことは、個人情報扱う制度の安全性と信頼性を根本から疑わせるものです。

そこで、蟹江町における個人番号カードの交付申請はどのくらいなのか、また、申請者の年齢割合がどのようになっているのかお聞かせください。

○住民課長 鈴木 敬君

ただいまの議員からの質問にお答えさせていただきます。

マイナンバーカードの交付申請者数は、平成29年2月28日現在3,678名で、人口に対し9.8%、また交付枚数は3,021枚であり、人口に対し8.0%、ともに全国平均並みの割合となっております。

申請者の年齢の割合についてですけれども、60代の23.1%を中心にして、次いで70代17.6%、50代14.0%、40代12.6%というように、60代を頂とした山形の形になっております。以上です。

○2番 板倉浩幸君

蟹江町のカードの普及もカードの申請も全国レベルぐらいなんですけれども、この中でも町長を初め、部課長、持っているかどうかちょっとわからないですけれども、持っています

か。

今の答弁からでも、身分証明書がわりに使うという人が多いと思います。そもそも個人番号カードは、身分証明書のほかに今のところ使い道がないように思います。むしろマイナンバー、顔写真、生年月日、ICチップが一体となったカードを持ち歩くことが、紛失や盗難のリスクを高めると思います。後でも質問しますが、国民も利便性や必要性を感じないことが、カードの申請を進ませないのではないのでしょうか。全国でも、カードの申請も1,000万件余りで頭打ちになり、政府の目標の3分の1程度であります。一昨年の簡易書留郵便で送られてきた個人番号通知カードをなくしてしまったり、受け取らなかった場合に、この個人番号カードの申請のときや、個人番号だけをどうしても知りたいときにはどのように対応するのでしょうか。お聞かせください。

○住民課長 鈴木 敬君

ご質問にお答えします。

通知カードをなくしてしまったような場合につきましては、通知カードの再交付申請をしていただきます。通知カードの再交付申請をするには手数料が500円かかり、また、カードは地方公共団体情報システム機構が作成するため、手元にカードが届くまで少し時間がかかります。

通知カードを受け取らなかった場合は、マイナンバー入りの住民票を取得していただきます。マイナンバー入りの住民票を取得するには、みずから希望する旨を申請書に記入していただき、手数料を200円支払っていただくことにより、即時にその場で自分のマイナンバーを知ることができます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

住民票の申請のときに、なぜ番号を知りたいのかを、理由を教えてくださいということなんでしょうか。

○住民課長 鈴木 敬君

住民票を申請していただくと、普通はマイナンバーの入っていない住民票が出ます。なので、マイナンバーが必要なんだという理由をきちんと示していただかないと、マイナンバーが入った住民票はとっていただくことはできません。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

基本的に、住民票に、言わなければマイナンバーは載らないということなんですよね。

(「そうです」の声あり)

そうですね。このマイナンバー制度ですが、マイナンバーまるわかりガイド、これは政府広報が出しています。便利な暮らし、よりよい社会へマイナンバー制度の3つの目的、公

平・公正な社会の基盤として、将来の世代に社会保障を引き継ぐために導入します。3つの目的の一つとして、国民の利便性の向上、2番目として行政の効率化、3番目として公平・公正な社会の実現とあります。これらのことは政府広報に載っておりますが、住民にとって必要性があるのかないのか、利便性がまたあるのかないのかをお聞かせください。

○住民課長 鈴木 敬君

先ほど議員がおっしゃいましたとおり、マイナンバー制度の3つの目的、3つあり、そのうちの一つの中に、国民の利便性の向上がうたわれております。マイナンバーを利用して行う手続について、住民が申請する際に所得証明などの添付書類が必要であったものが、国や地方公共団体間で情報連携が始まることにより、省略することが可能となり、利便性が向上します。

例えば、児童手当や児童扶養手当などの新規認定申請ですとか、高額療養費、補装具などの医療費の請求、それから介護保険における負担限度額認定の申請などが例として挙げられます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

今、答弁あって、これが本当に利便性があるのか、今まで別に、この番号自体なくても行政実務はできていたと思うんです。そういうことで、国はカード普及のために、コンビニで住民票が、先ほど言ったように、住民票がとれるとか、保育所入所の手続に使うとか、売り込みに懸命となっております。カードがないと必要な証明が取得できなくなるような宣伝までしています。買い物のポイントや図書館の貸し出し、健康保険証などとの連携も検討しております。これに個人番号を民間まで普及させようとしていたり、利用対象を広げれば広げるほど個人の情報は危険にさらされます。普及にばかり力を入れる政府や、やり方が余りにも無責任、本当に利便性、必要性があると思いますか。再度お伺いいたします。

○住民課長 鈴木 敬君

議員がご心配されているのは、きっとセキュリティー面とかそういったこともあると思います。再度の確認になりますが、セキュリティー面ですとかシステム面につきましては、そういう情報は一括管理ではなく、例えば、年金の情報は年金の事務所ですとか、あと税の関係は税務署ですとかそういう分散管理なんかもされていますし、あと制度面については、マイナンバーを周知する際には、本人確認を必ずしていくなどということを義務化されていますので、セキュリティー面についてはきちんとされていると思います。そういったことを守りながらの運用ですので、私個人としては利便性があると考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

国に押しつけられた今回マイナンバー制度だと思いますが、町長か部長でもよろしいです

ので、このような国民を管理や監視するような制度だと私は思っております。このマイナンバー制度について、何かお考えがありましたらお願いいたします。

○民生部長 橋本浩之君

先ほども担当課長が申しあげましたとおり、いろいろな情報が一元管理することができることによって、公平・公正な社会の実現に向かっていけるのではないかと考えております。簡単ではございますが、答弁になっているかどうかというのは……。

(「それじゃ政府と同じだ」の声あり)

○町長 横江淳一君

板倉議員のマイナンバー制度のことについてのご質問であります。いろんな考え方があると思うんですよ。個人を特定する一つのアイテム、ツールとして大変便利だというふうに思います。今のところ私も申請をいたしました。身分証明書に使っているのも事実であります。ただ、管理は自己責任でありますので、紛失した場合だとかというのは、非常にどうなんだという危惧は今でも持っております。ただ、今後来るであろう少子化、高齢化対策の中で、自分たちにとってプラスになるのかどうかというのは、これからまた決まってくると思うんですね。

一番肝心なのは、国の押しつけ等々というような、いろんな考え方がございますから、今、私がここで答弁は差し控えさせていただきますが、これを便利に使うのもやっぱり皆さんそれぞれの考え方だというふうに思っております。国は税の公平、そして社会保障の充実、災害に対する対応、この3つの大きな柱を掲げているわけありますので、我々もこれからそういう制度があるよということをしかりと皆さんにお話をしながら、ゆっくりと進めてまいりたいなと、こんなことを思っています。

今、いいのか悪いのかというのは、まだまだ時期尚早の話だと思いますが、板倉議員自身も疑問に思ってみること、いいこともいいなと思ってみることもあると思いますので、それはそれ、これからもうちょっと考えていかなきゃいけない。ただ、一番肝心なのは、セキュリティー、これだけはしかりと守っていただくように、我々も要望していきたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○2番 板倉浩幸君

今、町長も言われた本当にセキュリティーの問題、後でも蟹江町のセキュリティーはどうかということも聞いていきたいと思っておりますが、それでは、現在、町が提出をしてもらう書類がたくさんあると思います。この書類に個人番号の記入をお願いしている手順はどの書類があり、記入してもらった場合には本人確認をするのか、また、何らかの理由で番号を書きたくない、個人情報のこと、またセキュリティーのことも思い書きたくない、このような、拒否した場合はどうなるのかお聞かせください。

○住民課長 鈴木 敬君

マイナンバーを申請していただくときに、町での提出してもらった書類にマイナンバーを記入していただく手順がどのようなものかということですが、今現在、子育てですとか健康保険税、介護・福祉関係の分野においての各手続の際に本人確認を行い、申請書類ごとにマイナンバーの記入をしていただいています。主な例としまして、先ほど言いました児童手当の新規認定請求、国民健康保険の加入、町県民税の申告書の提出、介護認定の申請、身体障害者手帳の申請などです。

それから、番号を書きたくないという、拒まれた場合ということですが、一応、社会保障や税の決められた書類にマイナンバーを記入していただくということは、法令で定められた義務であるということをお伝えし、粘り強くというか、説明させていただいているところです。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

粘り強く願います、拒否しても書類は別に受理をしてくれるのですか。ちょっとその辺だけ確認したいと思います。

○住民課長 鈴木 敬君

各手続を所管する省庁より、運用方法を示した通知などが届いております。それに従って対応しています。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

対応はいいんですけれども、拒否して書かなくても済むのかどうかを。

○住民課長 鈴木 敬君

すみません、住民課には具体的にはそういった例がないんですけれども、個人番号を記載されていないことをもって一律に受理を拒否しないというような運用方法になっていますので、受け付けはさせていただいていると思います。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

そうすると、書かないと申請を受け付けないという、受理はするということなんですか。

○住民課長 鈴木 敬君

そうです。

○2番 板倉浩幸君

今回、今、確定申告も町で相談をやっておったり、住民税の申告も今やっているんですけれども、書かないと何か返されたり、そんなことも若干聞いていますので、私は書きたくないということで、それでもちゃんと受理をするようお願いをいたします。

先ほど、何らかの理由として私も言いましたが、今回、マイナンバー制度が実施されておりますが、個人番号制が既に導入されているアメリカや韓国では、何千万人という単位の個人情報漏えいし、深刻な成り済まし被害も出ていると報じられています。このような被害に巻き込まれないために、個人番号を提出しないことといたします。このような理由で書かないということがあります。

政府のほうも、個人番号を記入しなくても書類は、先ほど聞きました、受理する。罰則や不利益はないと言っておりますので、地方自治体でもこれらを徹底していただきますようお願いいたします。

次に、国が総費用2,000億円かけた住基ネットについてお伺いいたします。

蟹江町の住基ネットカードの普及率はどのぐらいだったのか。また、この住基ネットに導入費用と毎年かかる費用、コストというのか、費用はどのぐらいなのでしょう、お聞かせください。

○住民課長 鈴木 敬君

蟹江町における住民基本台帳カードの普及率は、総交付枚数1,970枚であり、人口に対し約5%であります。先ほど同様、全国平均並みであります。

それから、経費についてです。

平成14年の第一稼働に向けて導入しましたが、その経費につきましては約2,400万円、その後のランニングコストとしましては、毎年約500万円がかかっております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

導入に2,400万円、毎年コストに500万円ということなんですけど、今回のこのマイナンバー制度の導入にして、今まであった住基ネットの予算なんですけど、これからもかかっていくものなのか。また、この住基ネットカードを持っている人が、このマイナンバーカードによってどうなるのか、わかりましたらお願いいたします。

○住民課長 鈴木 敬君

マイナンバー制度は住民基本台帳ネットワークとは別ものではなく、簡単に言いますと、ベースを住民基本台帳ネットワークでつくっているものになります。ですので、今後とも住民基本台帳ネットワーク、住基ネットを、システムを使っていくには経費がかかってきます。

それから、カードにつきましては、マイナンバーカードを申請していただいて受け取っていただくときに、今まで住民基本台帳カードを持ってみえる方はそれと引きかえになりますので、一度に両方2枚を持つことはできません。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

住基ネットがベースとなって今後もあるということなんですけど、それでは、マイナンバ

一制度と住基ネット制度の違いがわかりましたら、お願いいたします。

○住民課長 鈴木 敬君

先ほどとちょっとかぶるかもしれませんが、住民基本台帳ネットワークは、全国各自治体における個人情報管理システムであり、住民基本台帳法に基づき住民の情報を記載した住民基本台帳をネットワーク化し、全国で本人確認を行うことができるシステムであります。

また、マイナンバー制度は住基ネットを含んだものであり、各行政機関の情報連携システムであります。いわゆる番号法に基づき、社会保障、税、災害の分野で分野横断的な共通の番号を導入し、期間の間における情報を連携するネットワークを構築することで、個人の特定を確実かつ迅速に行うことを可能とし、行政の効率化、国民の利便性向上、公平・公正な社会保障、税制度を実現するものであります。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

あくまでも住基ネットが基本になっている。そのほかに税と社会保障も番号で管理していくという今回のマイナンバー制度なんですけど、そのマイナンバー制度で、今回全国の市町村は毎年5月になると、事業所で働く人が納める住民税の額などを記入した特別徴収税額の決定・変更通知を事業所に送ってきます。

マイナンバー制度を所管する総務省は、運用開始に当たってこの通知書の書式を変更しました。新しい通知書には、従業員の名前、住所に加え、新たに12桁のマイナンバーを記載する欄が設けられています。マイナンバー制度では、従業員は事業所からマイナンバーの提出を求められても拒否することができます。しかし、今回のこの通知書によって、提出を拒否した従業員のマイナンバーを伝えることになり、問題であります。事業主に番号を拒否したのに自治体が事業主にマイナンバーを伝えるのは、個人番号の利用範囲を超えていると思います。

また、事業所に通知書を普通郵便での郵送を予定している自治体もあります。郵便受けに入れるだけの無防備なやり方では、マイナンバー、名前、住所、勤務先がセットで漏れ出す危険がさらに増します。誤配達や盗難のリスク以外にも、マイナンバーの管理者ではない従業員が知らずに開封し、他人の番号を知ってしまうなどの取り扱い事故も懸念されます。

マイナンバーの通知カードを各世帯に配達した際、簡易書留が使われました。配達では受取人への手渡しが原則で、不在の場合は持ち帰ります。それでも通知カードの配達では全国で誤配が起きておりました。

そこで、住民税特別徴収の税額決定及び変更の通知所に従業員のマイナンバーを記載して事業所に送付している、いま申した件について、蟹江町はどう対応していくのか、4点伺ってから再質問をさせていただきます。

そもそも、この通知書にマイナンバーを記載する根拠は何でしょうか。また、蟹江町とし

でどう対応していくのか。事業所にはこの特別徴収税の決定・変更通知書の送付方法はどうか。マイナンバーを通知していない従業員がいる事業所に通知することにはどうか考えているのか、お聞かせください。

○税務課長 鈴木孝治君

それでは、質問のありました4点につきましてご回答させていただきます。

まず、この通知書は、総務省令である地方税法施行規則第2条の様式第3号に規定されており、平成29年度分からは番号法第19条第1号の規定に基づき、従業員の個人番号欄が設けられました。

また、個人情報保護委員会が策定した特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインにおいて、番号法第19条第1号個人番号利用事務実施者からの提供の取り扱いとして、「市町村長は、本条を根拠として住民税を徴収するために、事業者に対し、その従業員等の個人番号と共に特別徴収税額を通知することができる。」と示されております。

以上が、この通知書にマイナンバーを記載する法的根拠となります。

次に、町としてはどう対応するのかということですが、町としましては、先ほど申し上げました地方税法施行規則及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインにのっとり、原則として個人情報を記載する予定であります。

また、事業所に通知書をどのように送付するかについてですが、この通知書の送付方法は特に規定は設けられていませんので、普通郵便で問題ないとされております。したがって、町としましては従来どおり普通郵便で送付いたします。なお、安全管理措置として、封筒に特別徴収税額通知書在中と明記し、誤配達があった場合の取り扱い方法について記載することとしました。

次に、マイナンバーを通知していない従業員がいる事業所についてですが、町の立場としましては、番号法を初め地方税法施行規則、ガイドライン等の法令等を遵守することが、行政に対する信頼を確保する上で重要であると考えております。したがって、ご質問のようにマイナンバーを通知していない従業員がいる事業所に対しましても、この通知書には原則として従業員の個人番号を記載することが望ましいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

今、答弁をもらったんですけど、個人番号法第19条の第1項ですか。資料としてつけさせてもらった中に個人番号法が載って、つけさせてもらいました。

その中で第19条「何人も、次の各号に該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない」と禁止規定でございます。そして、その例外として、「個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき」とあります。

この法律、なかなか漢字ばかりで何が何だかわかりませんが、もうちょっと詳しくお伝えをいたしますと、この条文は個人番号の提供の禁止と、その例外を定めたもので、1項では個人番号の利用事務実施者、これは市町村に当たります、蟹江町は蟹江町です。これは、必要な限度で個人番号関係事務実施者、これは事業者に当たります、に番号を提供することができるとしています。これは、あくまでできる規定であり、義務規定ではない。通知への番号記載をしなければならないことになると、この番号法では考えられます。

個人番号法をどう捉えても法律ではなく、あくまでも先ほど答弁があったガイドラインです。ガイドラインは行政庁や、今回総務省なんですけど、だけで策定されるものであり、総務省の運用基準に行動指針にしかすぎません。国会で決められるわけではない法令上の根拠はないと私は思っております。

今のことで、課長の考えを再度お願いいたします。

○税務課長 鈴木孝治君

まず番号法19条第1項1号ですけども、こちらはまず第1項のところ「何人も次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。」という禁止規定でございます、第1号で先ほどの事務が除かれております。ですので、これは議員がおっしゃるできる規定とかではなくて、そもそも禁止されていない事務でございます。できる規定といいますのは、市町村に裁量のある規定ではございますが、これを読む限りこちらのほうで勝手に記載しないとかそういうことのできる規定ではないと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

できる規定じゃないと。でも実際に総務省のガイドラインに、通知することができる最後のほうに書いてあります。義務づけしているわけではないと、私はどう読んでもそう捉えてしまいます。

そこで今回の、では実際に蟹江町のほか近隣、蟹江町のほかに6市町村参考でつけさせた資料があると思います。横長のやつなんですけど。これのように津島市、また愛西市、大治町は給与支払い報告書に番号を記載してない事業所に、また個人に対しては通知書に番号を記載しない方向で考えている。また、通知書の送付の方法はということで蟹江町は普通郵便ですが、愛西市では書留郵便で送ると示しております。書留郵便がいいのか悪いのか、経費もかかるということで、それも考えなくちゃなりませんけど、このように各市町村ばらばらです。津島市に至っては、最初から従業員が故意に提出を拒否している場合は記入をしないということとっております。

このように、蟹江町でも記入しない方向に私は向かってもらいたいと思うのですが、この点について、何か7市町村のほかの市町村の動向もありますが、どう考えているのかちょっとお聞かせください。

○税務課長 鈴木孝治君

いま私ども税務課では、総務省からの通知もございますので記載する方向で考えております。まずこちらの理由としましては、この特別徴収税額通知書に個人番号を記載することによりまして、特別徴収義務者と市区町村との間で正確な個人番号が共有されることとなります。そして、この個人住民税の税務手続を通じまして番号法が目的とする公平公正な課税や、事務の効率化につながることを期待されるためということで、まずここに記載する理由がございますので、町としましても総務省の方針に従っていく方向で考えております。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

総務省の指示に従うということなんですけど、そうした場合にもし事業所に通知をして特別徴収の辞退や通知書の受け取り拒否、行政不服審査の申し立てなど起こる可能性もあると私は思いますが、その場合どう対応していくのかお聞かせください。

○税務課長 鈴木孝治君

特別徴収の辞退についてですが、地方税法第321条の3の規定により、給与所得者の町民税は、給与の支給期間が1月を超える等の理由で特別徴収することが著しく困難であると認められるもの以外は、特別徴収によって徴収するものとされております。したがって、通知書にマイナンバーが記載されていることを理由として、特別徴収を辞退することはできないと考えております。

また、通知書の受け取り拒否をされた場合については、事業所にご理解していただきますよう、法令遵守について丁寧に説明していきたいと思っております。

また、行政不服申し立てが起きた場合には、法令どおりに対応していくことになります。以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

特別徴収の辞退もあり得ると私も言いまして、いま課長が言った答弁は地方税法の321条の3ですよね。ここの地方税法では先ほどのお配りした資料の中の個人番号法の上のほうにあると思います。当該市町村内に給与所得が少ないことや、その他特別な事情により特別徴収を行うことが適当ではないと認められる市町村において、特別徴収の方法によらないことができるということで辞退できない、ということよろしいんですね。

この特別の事情のとり方なんだと思いますけど、こちら納税者にしてみると事情がある、だから取り消すこともできるとこちらは判断します。それで、行政不服の申し立てもそうなんですけど、今回法律で具体的な指示がされている内容もありますが、これらの条文全てで実現できないところも多々あります。法律に具体的な明記がない場合もあり、その場合には法の委任に基づき、つまりこれらは法律の趣旨・目的を行政なりに受けとめ、解釈をし、行政通達、先ほどから話が出ているガイドラインを作成したりするものです。行政が必ず正し

いとは限りません。裁判に例えると、裁判所の判断を拘束することもなく、裁判はあくまでも参考にされることにすぎません。したがって、実際の裁判でガイドラインに従っていることを主張し、それが認められたとしても裁判に負けることもあり得ます。これが今回の個人番号法に当たります。法的根拠もありません。また、義務づけた規定ではありません。

再度マイナンバーを記載して事業所に送付しようとする件について、お考えは変わらないのかお聞かせください。

○税務課長 鈴木孝治君

まずその考えの前に、先ほどの地方税法第321条の3、ただし書きの解釈なんですけども、これにつきましては、ただし当該市町村内に給与所得者が少ないこと、その他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でないと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができるという規定でございます。これは事業所の事情ではなくて市町村の事情になりますので、蟹江町におきましては平成27年度で特別徴収の方が1万5,500人以上みえます。ですので、少ないということではございませんので、このただし書きはまず蟹江町におきましては該当しないということをまず説明させていただきます。

そして、最後の質問ですが、この通知書に従業員のマイナンバーを記載するかどうかということなんですけども、先ほどもお答えしましたとおり、法令にのっとり原則として記載する予定でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

町長でも部長でもよろしいんですけど、私も配ったこの、先ほども町長も見ていますけど、自治体ごとによって考え方、捉え方、法律の捉え方、ガイドラインの捉え方いろいろあります。僕も市町村とお話を今回させていただきました。その中で、話をしている段階でやっぱり記載しないほうがいいですよという市町村も出てきております。

この点について何かありましたらお願いいたします。

○総務部長 江上文啓君

私のほうから答弁をさせていただきます。

マイナンバー制度に基づく個人番号を記載するかどうかというお話ですけれども、これは先ほど担当課長のほうも申し上げましたように法律にのっとり個人番号を記載するというふうに考えられますので、私としましても個人番号は記載するものと考えております。

以上です。

(「町長ありますか」の声あり)

○町長 横江淳一君

同じ答弁の繰り返しになって大変恐縮ではありますが、今、板倉議員からご指摘いただきましたほかの市町村の考え方、これはやはり参考にする必要は全くないということはないと思

います。ですけれども、それぞれの事情がありますので、今ここで私の考え方と言われても非常に難しい部分があるかと思えます。あと、先ほど言いました321条の件について、特別な事情っていうのは、やはりそれぞれあると思えますので、ここで一概に、だからということではないというふうに思えます。ただ、総務省通達もありましたし、一応法令に遵守していまやらせていただいておりますが、送付方法、そして記載方法等々検討する部分は全くないわけではないので、またご指摘をいただければありがたいというふうに思っております。

今時点ではお答えをできるのは、その範囲だとさせていただきたいと思えます。

以上です。

○2番 板倉浩幸君

私になぜ今回この質問するかに至っては、事業主も自営業者、私も自営業者ですが、個人番号を従業員がいた場合もそうですし、家族の分、自分で管理しなければいけない。そういうふうになっております。ただ、今回準備するに至って管理ができないから記載したくない、番号を送られてきても管理ができないから記載できないんだということも踏まえて、今回のこの、それだったら記載しないほうが、課長側も記載して送らなくてもいいかと思い、質問をさせていただきました。

最後なんですけど、では実際蟹江町では個人番号、いわゆるマイナンバーについての管理体制がどうなっているのか、実際に情報漏えい、その辺の関係もありますが、実際大丈夫なのかお聞かせください。

○総務課長 浅野幸司君

では、ご質問のございました町としてのマイナンバーの管理方法は大丈夫なのか、というところでのご質問にお答えをいたします。

個人番号、いわゆるマイナンバーにつきましては、公平・公正な社会の実現を目指すために、先ほど議員もおっしゃったように平成27年10月に国内に住所を持つ全ての住民の方に付番された、個人を特定する非常に大切な番号でございます。そのようなことから、個人が特定されるマイナンバー等の、いわゆる特定個人情報というんですけれども、特定個人情報について厳重な取り扱いが義務づけられております。

具体的には、マイナンバーを含む個人情報の漏えい等を防ぐために、組織的・人的安全管理措置といたしまして役場の各業務において、マイナンバーを取り扱う担当者、これを明確にいたします。そして、その取り扱いの責任者をしっかりといま定めております。

また、体系的な安全管理措置といたしまして、情報セキュリティ対策の抜本的な強化を図るために、いま2回線ございまして、1つは行政専用のネットワークでございましてLGWANというんですけれども、行政専用のネットワークの接続系の回線。そして、もう一つが一般のインターネットの接続系の回線、この2回線の回線ルートをそれぞれ分けまして、分割いたしまして機密性を確保のほうをしております。

さらに、これは県と共同でございますけれども、インターネットの接続口を1つに集約をいたしまして、集中した高度な管理体制の構築を愛知県と共同で別途今進めております。

蟹江町といたしましては、今後も引き続きマイナンバーの取り扱いについて関係法令等を遵守し、細心の注意を払いつつ、適切に管理してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

回線を分けて管理をできるLGWANとインターネット、普通回線と分けてちゃんと管理してくと。そうすると個人番号、各部署ごとで管理をして担当者を決めてやっていくということですが、各部署で管理をして、その管理をする人というのはどのぐらいの人がたくさんいるのか、絞った人数で管理をしていくのか、わかりましたら再度になるかもしれませんがお願いいたします。

○総務課長 浅野幸司君

ご質問にお答えいたします。

蟹江町におきましては、今、蟹江町特定個人情報の取り扱いに関する管理規定という規定を定めております。その中で、総括のこういった情報の関係の総括保護管理者といたしまして、副町長が総括をしております。

それで、各部門の管理責任者につきましては、担当課長のところで指定保護管理者ということで指定をしておる状況でございます。

以上でございます。

○2番 板倉浩幸君

最終的に副町長が最後の管理をするということのようです。

今回このマイナンバー制度、いろいろ問題があると私は思っておりますが、国に自分の情報を管理される、そんな時代がやってきたと思っておりますが、今回このマイナンバー制度は徴収強化と社会保障給付抑制を目的に、国が国民の情報を厳格に把握することを狙った仕組みであります。国民を監視する手段にされかねないことへの不安もあります。国民にとって不必要な危険な仕組みを続けることは問題であり、我が党自体運用状況を徹底的に検証し、制度の見直し、また、中止へ踏み出すことも必要だと考えております。

蟹江町でも状況を把握し、個人番号の管理を徹底し漏えいをしないよう、また、住民税特別徴収決定通知書にマイナンバーを記載やめるよう強く要望をいたしまして、質問を終わります。

○議長 高阪康彦君

以上で板倉浩幸君の質問を終わります。

昼の休憩には少しございますけれども、ここで暫時休憩をいたします。

再開は午後1時よりといたします。

(午前11時46分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1 時00分)

○議長 高阪康彦君

質問 4 番 吉田正昭君の「旧市街地の再生を」を許可いたします。

吉田正昭君、質問席へお着きください。

○12番 吉田正昭君

12番 新政会 吉田正昭です。

議長のお許しを得ましたので、「旧市街地の再生を」を質問させていただきます。

町内の一般的に見ますと、住居、生活環境等を考えるとき、区画整理事業で整備された地域と整備事業が行われていない、昔からの現状がほとんど変わっていない市街化調整区域の既成市街地の地域では、著しく差が最近開いていっているように思います。

私が特に最近思うことは、市街化区域においては下水道工事とともに、水道工事と一緒に施工されております。そのしわ寄せか、最近では調整区域の舟入地区などの旧市街地の集落内の本管工事の施工はあまり見たことがありません。本来ならば、古い管からの取りかえ工事が優先すると考えておりますが、下水工事との抱き合わせで工事が進められているのか、旧市街地の古い管の取りかえ工事は後回しになっているように思います。

そのような点はどのように考えてみえるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

古い管からの取りかえ工事が優先すると考えますが、下水道工事と抱き合わせで工事が進められ、工事としては後回しになっていないかと。この点についての見解はどうでしょうかというご質問でございますが、配水管の布設がえにつきましては、管路の耐震化計画を平成22年に策定し、その計画をもとに施行を進めております。ご指摘の下水道施行区域におきましても、耐震化計画を考慮し、老朽管の布設がえを施行しております。他の地区についても耐震化計画やその他の事業計画に考慮し、布設がえを施行しておりますので、下水道計画地区以外を後回しにしているとは考えておりません。

今後とも安全で安心な水を安定して供給してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

地域における投資金額の問題からいくと、やはり下水道工事の抱き合わせの区間が非常に多くて、そして、金額ベースも非常に多いと思うんですね。それが旧市街地、例えば舟入地区におければ、緊急性のものはされているかと思いますが、ほとんどされていないように

見受けられますので、その辺のことを、やはり最初に言いましたように取り残されていくんじゃないか。地域における投資っていうのが非常に少ないので、まず水道をどうかなということでもちょっとお聞きしていますが、その点はどのように考えますか。

○上下水道部次長兼水道課長 伊藤 満君

ざっとのお答えになりますが、舟入地区についてお答えします。

舟入地区につきましては、本管の取りかえにつきましては平成15年ぐらいから蟹江川の堤防等をやってまいりまして、平成22年には舟入の西福田線をやりまして、平成24年に大和5号線。平成26年、27年をかけまして名古屋市境の支援連絡管をやっております。27年度には舟入小学校のすぐ西側、東三7号線を布設がえさせております。28年度、今年度でございますが、これも名古屋市の関係なんでございますが、名古屋市の下水道の関連で東郊線を布設がえさせていただいております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。その点は事業計画のもとにやってみえると思いますが、どうしても古い管というのは旧市街地のほうが多いというふうに考えておりますので、その点考慮していただきたいと思います。

もう一つ、特にこの質問しようと思ったのは、その後きれいに道路が舗装されるんですよね。例えばこの地域ですと市街化して、それから本町地区も下水工事されたんですが、新しい道路をまた掘り返してまた新しく舗装し直すという、これが非常に気になりまして。古い旧市街地のところだと、昔のままの道路がそのまま現状きています。新しいところほどお金をかけているんじゃないかなというふうに疑問に思いましたので、特にきょうここへ来るときも道路関係が非常に気になりましたので、その辺のこともあったので水道工事、下水道工事に関しては、半分うらやましいなど。きれいになるからうらやましいなどという思いもありまして聞いてみたところです。

それでは次に、町内の空き家の調査が終わったかと思いますが、この報告書の詳細な分析結果がどう出るかわかりませんが、この空き家の地域分布、これはどうなっていたのかということはこれから分析結果等が出るかと思いますが、とりあえず私の推測ですが、昔から住宅が多く、町が栄えた既成市街地の地域に空き家が多くあるように思います。事実私の住んでいる舟入がそうです。ほかにも町内の地域、本町や須成にも同じような地域があるかと思いますが、最近私の家の道路の反対側の人亡くなり、空き家になりました。近所にも同じようなケースの空き家が何軒かあります。今後、どのようにされるか心配しております。また、他の地域に引っ越してそのまま空き家になった建物もあります。

そのような現状の中、現在空き家を解体工事しようと考えている方もいらっしゃるかと思います。しかし、解体工事しようにも道路が狭過ぎて解体用の機械や運搬用のトラックも入

らない場所もあります。このような状況は、旧市街地の密集市街地においては至るところにあります。したがって、緊急車両の救急車も近くまで行けません。消防車両もそうです。

日常生活において、安心して生活できない状況が既成市街地では起きております。これは、1つには道路の狭さが原因かと思えます。また、対面交通もできない道路も多々あります。日常生活に不便を来しますと、特に若い世代が他地域に移り住むようになってしまいます。

このような狭い道路、そのような住居環境において、どのように考えてみえますか。お聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました、狭い道路の問題についてお答えをさせていただきます。

ご質問にございますとおり、蟹江町の旧市街地には4メートルにも満たない狭隘道路と呼ばれる道路が多く残ってございます。それは車両等のすれ違いも難しく、日常生活が不便になることからご質問にありますとおり居住者が減り、空き家などがふえているのが現状でございます。また、このような狭隘道路は緊急車両等の進入が難しく、災害発生時には消防や緊急活動に支障をきたすことが予測されます。

このような問題を解決するために、建築基準法上では、建物を建てる際に幅員4メートル以上の道路に接することとしております。また、4メートル未満の道路にしか接することができない場合には、道路の中心線から2メートル後退することにより、道路幅員が4メートルあるものとみなし、建築を可能としております。この目的としましては、将来全ての道路が4メートル以上の幅員が確保でき、災害時には避難通路や火災の延焼防止の役割を果たし、緊急車両の活動に支障がないようにすることが目的となっております。

現在、町の運用としましては強制ではありませんが、土地所有者の負担により分筆などを行ってもらいまして、寄附をいただければ、将来的に幅員4メートルの道路形態をなしたときには町のほうで道路として整備をいたします。

他の自治体におきましては、道路後退に対してより協力を得られるように、道路後退に関する要綱等を設けまして、測量や分筆の助成などルール化しているところもございます。

道路後退に協力していただくことは、住みよい安全なまちづくりのためにも非常に重要な行為ですので、町においても他の自治体を参考に、より協力を得やすいような制度について検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。きちっとお答えしていただきましたので、ちょこっと走りまして。

とりあえず、先ほどいま出ましたセットバックの話なんですが、お願いしているというか、強制力はないというか、いろんな取り方があると思いますが、現状今蟹江町におけるセットバックの状況というのは、どのようになっておりますか。お願いしたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問にございますセットバックの現状についてお答えをさせていただきます。

現在、このセットバックの現状でございますが、過去5年間では用地が町に寄附等されたところは10件ございます。それ以外の個人で管理をされているところについては、建築確認申請時に図面等でセットバックの有無については確認していますが、町の管理用地ではございませんので、件数としては把握をしておりません。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。セットバックしがてら道路を広げてくということしか、とりあえず道路に関してはないかなというふうには思っておりますが、例えば、先ほど言いましたように土地の測量等がなされるときに、境界の確定をしますよね。そのときに町の担当者が現地へ出向いて町道との境の立ち会いを求められて決めると思っておりますが、その点ですよね、そのときに当然両方端から端の、道路の幅員を決めるために端から端、単純に右から左の境界を決めるということになると思っておりますが、そのとき道路の中心線を確定されればセットバック等がしやすくなりますし、また、行政側からも指導がしやすくなると思うんですよね。なので、そのような対策を講じられたらどうかというふうに思っています。

実は、昨日神戸市の長田区南部の駒ヶ林町地区に視察に行ってきました。蟹江町内の既成市街地と同じように道路が狭く、阪神大震災のときに、阪神大震災22年たっておりますが、大変な大災害でこの長田町地区がどうなっているか心配したのですが、現実に現地に行きましたら、最近、現状ですが高層マンション等が建ち並び、商店街もできて、非常に見事に立ち直っております。6年前の東日本大震災の被害をされた地域も一日も早く復興することを願って視察してきたわけですが、この地域、視察した地域は火災も起こさずに古い住宅がそのまま現存している地域です。この地域では道路の中心に鋸、プレートを入れています。同じような条件ですね、蟹江町においても同じような条件のところが多々あると思っておりますが、将来において蟹江町の住宅密集地の再生において道路が一番大切だと思っております。そのため、先ほどから言っていますセットバックを促すためには、中心線をきちっと決められたらどうかというふうに考えておりますが、その点はどうかでしょうか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

吉田議員からは道路の境界確定する手法といたしまして、道路の中心に鋸やプレートを設置してはどうかというご質問をいただきました。

ご指摘のように、道路境界は関係者全員立ち会いのもとで確定をしておりますが、現状といたしましては、道路と民地との境界となる箇所を示すために必要な引照点を設置してございます。議員がおっしゃられるように、道路の中心にびょう、プレート等を設置することは、道路の復元など明確にする有効な手だてではあると考えられますので、他の自治体の例を参

考にしながら検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。ぜひともお願いしていきたいと思えます。

それでは、次に、空き家についてはどうでしょうか。区画整理事業の地域の空き家はまだ建築後の年数も新しく、道路の整備も進み、買い物も便利な場所です。売買の対象にもなるでしょう。対照的に旧市街地の空き家は古い住宅においては耐用年数も過ぎ、また、建築基準法の耐震基準の変更前の建物も多く、耐震工事が必要なものが多いかと思えます。また、先ほども言いましたように、非常に狭い道路の地域に建っている建物が大半です。このような建物に若い人はどうでしょうか。古民家再生の建物に興味を持つ人もいますが、この地域ではそのようなことはないかと思えます。やはり、一般的な住宅地としての地域でしかありません。

舟入地区を初め、町内にはこのような地域が多数あります。また、防災から考えますと、舟入地区や町内の密集市街地での地震のとき、建物の倒壊で道路が塞がり、避難できない状態や、復興支援のとき道路が狭くて作業が進まない状態が続くとか、火災の被害が大きくなるとか、密集市街地での災害の拡大が心配されます。

今回の視察の目的の一つに、同じような環境の、先ほど申しましたように神戸市の駒ヶ林地区はどのように対応しているか見に行くのも一つの視察の目的でありました。道路の問題もそうですが、密集地の空き地を利用して地震や火災のときの防災空き地にしたり、また、その場所を子供たちの遊び場にしたり、住民が集う公園として利用できるようにベンチを置いたり、最大限の活用を心がけているように見受けられます。また、古民家活用の視察をしていたら、古民家を拠点として活用した団体の人からも、そして、まちづくりコンサルタントの人にも話を聞くことができました。ちょうど草が生い茂っていた空き地に、まちなか防災空き地をみんなでつくっているところでした。

地域の住民がみんなでまちを守り活性化するには、道路や空き家、空き地の対策が必要になります。今後、密集市街地の再生には土地の取得が非常に重要な問題になっていきます。そこで、セットバックされた土地、そして、目的になる空き家や空き地においては土地取得特別会計で先行取得できないでしょうか。お聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問のございました用地の先行取得についてお答えをさせていただきます。

土地取得特別会計の目的としましては、公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地を、あらかじめ取得する事業に係る歳入歳出を経理するものとなっております。そのために、現在町の中でセットバックの運用基準がない中、空き家の一部等を同様視して先行取得を行ったり、または、使用目的が明確でない空き家等の

用地を先行取得することは難しいと考えております。

しかしながら、先ほどお答えをいたしましたように、セットバックについてしっかりと道路後退に関する要綱等を設け、ルール化がなされれば、セットバックの用地の一部を買収することになれば、土地取得の特別会計を活用し、整備を進めることも可能ではないかと考えてございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。要は基準を設ければ取得できると。目的があれば取得できるということでしょうか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

しっかりと使用目的等を定めた上で用地を取得することであれば、可能だと考えております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

そうしますと、セットバックというのは建築基準法で決められたことですよね。それで目的があって決めて、そして、まちづくりのために順次道路を整備していこうという一つの目的というか施策なんですよ。本来なら取得するべきものではあるんじゃないかなと考えておりますが、町のほうではそのような検討等はまだ一度もされたことがないと。そのまま言葉だけが、セットバックという言葉だけが先行して、具体的なことは何もされてないというふうに解釈してよろしいですか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

現在の町の運用としましては、セットバックの用地についてはあくまでも基準法上に義務づけはございますので、用地の確保についてはあくまでも寄附ということでお願いをしているのが実情でございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

寄附っていいますと、自分の財産を提供するわけですよ。例えば新たに土地を売買して買った人がこの地域のためにセットバック協力しますよと。でもそこで買ったときにお金もう発生しているわけなんですよ。だから、その人にとっては非常に、寄附採納ゼロ円を出すっていうことは、金銭的にも、それから気持ち的にも非常に協力しかねるようなことだと思うんです。だったらそういう土地取得特別会計があれば、先行する意味でも買ったらどうでしょうか。本来特別会計というのは、そのような運用を私はすべきものだと思っていましたので、今回強く聞いていますけど、やはりそういう制度があって金額等もそのように準備しているのであれば、できると思うんですよ。

それから、場所によってはもう10年、20年ずっと先行投資しておいてあると。その事業がどうなるかわからなくても買い上げているケースもあったように思うんですが、そのような、ある程度考え、そのときの町の考え考えで運用できるものなのか、それともきちんとした、やはりセットバックでその密集市街地をきれいにするんだ、道路を対面通行できるようにするんだとか、緊急車両が入ってくるようにするんだとかいうような、目的のあるものに対する取得というのは本来は先にする、もう、していなきやいけないものじゃないかなというふうに考えますが、その点はいかがでしょうか。

○産業建設部長 志治正弘君

ちょっと私からご答弁させていただきます。

基本的にセットバック用地の取得整理の仕方、空き家の取得の考え方は、今、課長が申し上げたとおりでございます。考え方として土地取得で先行取得、目的が明確であれば先行取得してもいいんじゃないかというようなご提案ともとれますけれども、やみくもにやはり何でもかんでも取得すればいい、整理すればいいというだけの問題ではないと思います。

今、課長が答弁しましたように、やっぱりこれからの蟹江町の発展などを総合的に考えれば、必要な用地は取得すべきですけれども、ある程度一定のルール化が必要だと考えております。今、課長が答弁で申し上げた要綱、取得する基準要綱をちゃんとして定めてルール化して、今は寄附によって分筆登記費用を出してもらって、分筆登記までやってもらった上で寄附採納としていただいて、道路に仕上げてそこを非課税にしていくというような手法で順次取得はしているんですけれども、今言ったように、一定のまずルールづくりが必要じゃないかなと。

それを検討していく上には、今、課長が答弁の中でも申し上げたように、そういう、先行してやっている自治体があるやに聞いておりますので、そういったところの実例等も検証しながら進めるべきだと考えております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

やはり、先ほどからも言っていますように密集市街地の再生、開発等は道路が中心になりますので、その辺のことを考えながら、先行しているところをよく勉強して条項をつくっていただきたいと思います。

それでは、また、都市計画マスタープランによれば、舟入地区なんですけど、舟入地区においては既成市街地の集落における生活道路の整備、集落内を東西につなげる動線の確保、国道1号線と集落内をつなぐ南北の動線の確保と記載されております。

行政もこの地域の道路の整備の問題点を指摘しているわけですが、実際には地域住民との対話とか働きかけとかをされていないような気がします。マスタープランはつくって提示さ

れて、町はこういう計画を持っていますよというだけのものなのか、それとも地域に働きかけて実際道路の策定、計画道路の策定まで進めるものなのか。この点をちょっとお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

計画道路の設定についてお答えをさせていただきます。

今ご質問にございましたとおり、蟹江町の都市計画マスタープランには、舟入地域におきまして集落内の南北及び東西の道路の位置づけを示してございます。その目的としましては、集落内の環境改善等の対策の一つとして考えてございます。

このようなマスタープランの整備方針を具現化していくためには、やはり地元のまちづくりとしての機運と地域の合意形成が必要不可欠であると考えております。地元の発意により地域の合意形成を図れば、地元の意見として提案をしていただければ、一緒になって地区として一番効果的な道路区域の設定を整備計画として考えていくことも必要かなと考えております。

このように地元としてしっかり議論がなされ、調整が整ったまちづくり案として提案がいただければ事業化することは可能になると考えてございますので、現段階ではマスタープランの位置づけだけですが、地元としての発意もいただければ、町としても一緒になってこの整備について考えていくことになるかと考えてございます。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

神戸を視察しましたときに、やはりまちづくり協議会等を立ち上げて、行政側と一緒にあって自分たちが住んでいる地域をどのようにするかということの取り組みから、先ほど言いましたように、鉾を打ったりとかセットバックを強力に進めたりとか、空き地や空き家を活用してっていうような一体的なまちづくりを、地元と協議しながら進めているというのを感じたんですよ。

蟹江町においては、やはりそのような地元に対する働きかけですよ、現在、宝地区まちづくり協議会というのは課長も出席のように活動しておりますが、やはりこういう密集市街地の問題等々になりますと、どうしても町側からある程度働きかけるなり、何かアクションを起こさないと協議会もできないと思うんですよ。まちづくり協議会等もできないと思うんですよ。

だから地域の町内会長、区長さん等に、やはりおたくのマスタープランはこうなっていますけれども、今後これをどのように活用されて、行政側もこのように協力しますよというような体制をつくらないと、いつまでたっても地域から声が上がってくるのを待っているっていうんでしたら、なかなかできないかと思うんですが、そのような働きかけ、声かけ、そのようなものは今までどのようにされたのか、今後どのようにされるのか、ちょっとお聞きし

たいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

現在は地元からいろいろ要望がございましたら、私たちが地元に合わせて一緒にまちづくりについて勉強をしてございます。今までの行政が計画を策定して地元には意見を聞くのではなく、地元が意見を集約していただき、まちづくりの案として提案していただくことが必要だと考えております。

そうすることで地域としての計画の必要性、また、円滑な事業推進につながることを考えてございますので、マスタープランの位置づけはしてございますが、今後そのような内容であるということは町内会と一緒に、また一緒に検討していくことも必要かと考えてございますので、前向きに検討したいと思っております。

以上でございます。

○12番 吉田正昭君

よろしくお願ひします。

やはり最初に言いましたように、蟹江町南北問題じゃないんですけれども、整備された地域と取り残された地域というのが最近特に明確になってきているような気がするんですよ。同じ住民として蟹江町に住んでいけば、やはり取り残されるんじゃなくて同じように蟹江町民として前に進んでいく、そのような気持ちで生活できるような環境づくりをしていただきたいと思うんです。

今のままですと、私たちが住んでいるところは高齢者ばかりになって取り残されて、いろいろな問題がこれから発生するかもしれませんけれども、その辺のことをちょっと非常に心配しております、一日も早く新しい住民の方が入ってきて生活できるような環境、やはりこれは道路じゃないかなと、私はいつも思っていますので、今回、前にもこのような質問をさせていただいたかと思いますが、今回あえて再度質問させていただきました。

それも神戸へ行きまして、こういうやり方もあるんだなということをやちょっと勉強させていただきましたので、質問させていただいているわけですが、先ほどからちょっと私が言いましたように、今後既成市街地の密集地域の問題をどのように対応していくのか。

例えば、先ほども言いましたように、緊急車両も入らないと、火災が起きたときに類焼していくような狭い道路のところではどうしようもありませんし、大きな災害が起きたときに逃げようもないような町がやはりあるわけなんです。それをどのように町全体として解決していくのか。これは町長にお聞きしたほうがよろしいでしょうか。一遍ご答弁をお願いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

いつもいつもご提案をいただきましてありがとうございます。

蟹江町11平方キロ、大変小さな町ではありますが、確かに今議員が言われるように、

区画整理事業でもって新たな開発された地域、そして旧態依然って大変言い方としては不適切な言い方もわかりませんが、もともとある旧市街地、私もかつて住まいし地域の開発がなかなか進んでいないのも事実であります。

先回も吉田議員からこの質問をいただきまして、区画整理事業をすれば市街化に編入できますよっていう、そういう簡単なものではなくて、調整区域の中でも例えば地区計画を出して、その地域を部分的に開発することもできるわけであります。

うちの担当者が答弁させていただいたとおり、これは行政の規格的な答弁かも知れませんが、やっぱり開発というのは一朝一夕でできるわけじゃありません。もちろん地域の皆さんの地権者の意見合意が一番必要だというふうに思っておりますので、今後このような話し合いを、今、宝地区のほうで協議会が立ち上がったということを知っておりますので、そういうことも含めて吉田議員中心となってまたご提案をいただいて、我々も都市計画マスタープランに従う東西南北のいわゆる動線確保すべき具体的な政策を進められるような、そんな話し合いができればいいというふうに思っておりますので、ぜひともご提案をいただき、我々もしっかりとその提案に対して、ご提案をいただいたセットバックの件も含めてでありますけれども、やっていきたいなど、こんなことを思っています。

当然、旧市街地ってというのは密集しています。それから空き家の話も余り吉田議員触れられなかったんですが、今空き家対策の関係で調査も今年度で一応結果が出ると思っております。そのことも含めて、また地域を限定して話し合いができればというふうに考えてございますので、またご協力のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

○12番 吉田正昭君

ありがとうございます。

地域もいろいろな条件が整えば協力させていただくことと思いますが、特にお願いしていきたいのはやはりセットバック、先ほどから言っていますセットバックの話なんですけど、これはいつでもできるような状態だと極論なんですけど思っているんですよ。町がそういう条例をつくれればできるわけでしょう。条例さえあればできるわけなんですよ。

だから、私としては、やはり先ほどから何度も言いますように、くどいように言っていますけれども、密集市街地の開発は道路だと。それにはセットバックだと。一気に通らなくても1カ所、1カ所ずつでも広がっていけば、町並みも全然変わってくるわけなんです。

神戸の中も、神戸に行ったときもやはり町並みがそこだけ違います。環境も違ってきますので、その点を強くお願いして、条例の制定等を強くお願いして、土地取得特別会計というものもありますから、その辺を考慮して今後のまちづくりに、まちづくりを早くしていただきたいというふうにお願いで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、吉田正昭君の質問を終わります。

質問5番 飯田雅広君の「育ちにくさがある子どもと保護者への総合的な支援を問う」を許可いたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○3番 飯田雅広君

3番 民進党 飯田雅広です。

質問に入る前に、昨年9月の議会だったと思うんですけども、図書館の駐車場の放置自動車の件で早目に撤去してくださいというお願いをしましたけれども、無事撤去されたので大変よかったなというふうに思っておりますし、担当課が粘り強くご対応をいただいたと思っておりますので、感謝申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、育ちにくさがある子どもと保護者への総合的な支援について質問いたします。

平成16年に発達障害者支援法が制定されて以来、平成26年の国際連合における障害者の権利に関する条約への批准、同じく平成26年児童虐待防止法改正、平成27年の子ども・子育て支援新制度スタート、平成28年の障害者差別解消法の施行、さらには、第190回国会で発達障害者支援法の改正案が成立するなど、発達障害児などの子育て支援のニーズのある子供たちを取り巻く法律や制度はこの10年余りで着実に整備されております。

その流れの中で、平成26年には障害児支援の在り方に関する検討会で、今後の障害児支援のあり方について支援の対象となる障害児をどのように捉えるか、障害児の地域社会への参入をどのように進めるのかということも話し合われています。

私としては、ノーマライゼーション（共生社会）というものを目指したいと思っています。皆それぞれがそれぞれの背景、環境で生活していく中、お互いを尊重し合いともに生活し、ともに生き抜いていく社会です。そして、それぞれの人が持てる力を十分に発揮できるようになる社会です。

発達障害の原因は脳の機能的な問題であり、しつけや育て方の問題ではありません。では、そもそも発達障害とはどのようなものなのでしょうか。平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」と発達障害を定義しております。個性の一つではありますが、周りの人に理解、支援をしてもらいニーズがあり、困っていることを減らしていくことによって、より生活しやすい人生へと導け、そのためにはできるだけ早くから専門的な療育や支援が必要だと考えられています。

その理由として、理解のない環境の中で育つと子供は不安に駆られ引きこもりになったり、フラッシュバックを引き起こし、一生苦しむこともあると言われていたからです。また、保

護者側に立てば、子供の特性を受け入れることで少しだけ気持ちが楽になり、特性に合った対応の仕方を学ぶことによって子育てがしやすくなると言われています。

そこで、育ちにくさを感じる子供、その保護者に対する早期発見と早期対応について、蟹江町の取り組みをお伺いいたします。

まず、最初の質問ですが、発達におくれのある子供、発達にでこぼこがある子供、かんしゃくが強いなど個性的な子供に対してどのように発見しているのか。その人数の把握についてお聞きいたします。

現在、子育てを行っている子育て世代は、子育てに大きな不安を抱えている方も少なくありません。特に子供がほかの子供と違うのではないか、発達障害なのではないかという不安は特に大きいようです。児童虐待では発達障害児は虐待を受けるリスクが高く、また、虐待によって発達障害によく似た症状が出ることから、虐待は第4の発達障害とさえ言われております。

少子化、人口減少社会において子育て環境を整備するためには、このような子育て世代の悩みに行政が寄り添う必要があり、虐待を防止し、そして早期に適切な対応を子供と保護者にとることで、発達障害児のその後の人生に大きな違いが出ます。

そのための第一歩として、発達障害児の人数の把握が必要と考えます。いじめや虐待など国・県などで人数の統計が発表されておりますが、統計上の増減があったとしても、実際にいじめや虐待が起きた件数というということだけではなく、意識の高まりや基準の見直しなどによって増減しているといったことも言えます。そのため、発達障害児の人数の把握は増減を確認するというよりも、人数の把握を通じて発達障害児やその保護者と行政がつながることに意味があると考えます。

以上のことから、発達障害児に対する支援の強化には行政が人数を把握することを通じて保護者と行政がつながることがその第一歩となりますが、どのように把握しているのかお聞かせください。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、お答えさせていただきます。

発達障害児をどのように発見しているのか、その人数の把握方法についてということでございますが、健康推進課から、蟹江町保健センターにおきましては、出生後2カ月前後で保健師、助産師または看護師といった専門職が必ず家庭を訪問させていただき、新生児及び妊産婦の健康状態を確認させていただき、こんにちは赤ちゃん事業を初めとし、4カ月健診、2歳児健診、3歳児健診、5歳児健診を保健センターにおいて行っております。

これらの健診には医師、保健師、歯科衛生士、看護師、言語聴覚士、臨床心理士などが携わり、乳幼児の状態を母子健康診査マニュアルに基づき、母親などからの問診をするなどして細かな発育、発達の確認を行っており、発達過程を途切れることなく見守るこれらの健診

において発達が気になるお子さんを観察し、把握をさせていただいております。

ちなみにでございますが、平成27年度に行いました3歳児健診、5歳児健診について、保健センターとしてお子さんの発達がちょっと気になるなど、保護者の方から申し出があった場合や、それから保健師が一般的に平均的な発育を観察した時点で、3歳児健診の事業で特別チェックをさせていただいた方が110名ほどいらっしゃいました。それから、その年度内において、5歳児健診においては74名ほどのお子さんを要観察とさせていただいております。以上です。

○3番 飯田雅広君

いろいろなタイミングで人数の把握をしっかりとしているということですので、引き続きお願いしたいと思います。

次に行きます。

発達におくれがある子供、発達にでこぼこがある子供、かんしゃくが強いなど個性的な子供に対してどのようにアプローチし、どのようにフォローしているのでしょうか。

また、蟹江町では母子通園施設としてひまわり園を設置し、お子さんと保護者の方が一緒になって通園し、一緒になって一步一步前に進もうとするお手伝いをしているかと思えます。ひまわり園に足を運んだのですが、園長補佐の先生を初め職員の皆さんは一生懸命勉強され、子供のことを思い、通われている方々と接しています。

このひまわり園はどのような目的で設置したのでしょうか。このひまわり園はどのような職員を配置しているのでしょうか。配置基準等があればどのようなになっているのでしょうか。さらに、ひまわり園は障害児に対する専門性が求められる職場なのですが、ひまわり園に配置される時点で、職員への専門性の確保はどのようになされているのでしょうか。より専門性の高い作業療法士、臨床心理士や言語聴覚士などはどのように配置されているのでしょうか、教えてください。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、まず、出生された時点から、まず最初に携わらせていただくのが保健センターとなりますので、健康推進課のほうからお話しさせていただきます。

先ほど申し上げましたそれぞれ幾つかの健診がございますが、その健診の時点で、乳幼児の成長状態は保護者とともに確認し、発達が気になるお子さんに関しましては、保護者の気持ちの揺れ動きに寄り添いながら健診結果の説明を丁寧に行い、相談等の個別支援を行いながら専門医療機関への受診勧奨、そのお子さんに対応すると思われる相談機関の紹介、保健センターで行われる発達支援事業への参加、療育施設、蟹江町ではひまわり園などがありますが、そのような施設の利用を促しているところでございます。

以上です。

○子育て推進課長 寺西 孝君

私のほうからは、ひまわり園についてのご質問について答弁をさせていただきます。

ひまわり園は、平成14年に乳幼児のうち心身の発達のおくれやそのおそれのある乳幼児に対し、集団療育を行うことで乳幼児の基本的な生活習慣の自立支援と、健全な育成を図ることを目的として開設いたしました。

担当する職員でございますけれども、保育士を配置してございます。常勤の保育士2名は、あいち発達障害者支援センターにて専門的知識について研修を受講し、発達障害支援指導者の資格を有しております。

職員の配置といたしましては、安全に療育を行うため1日当たりの定員を8名とさせていただき、その場に3人の保育士がかかわることとさせていただいております。

より専門性の高い職種につきましては、臨床心理士を2カ月に1回招聘しておるほか、青い鳥医療療育センターによる年4回の巡回相談には、言語聴覚士であるとか作業療法士の方にも来ていただいております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

常勤2名というようなお話でしたけれども、現場の声としては、それで足りているというような声なんでしょうか。臨床心理士も2カ月に1回ということで、ほかの言語聴覚士や作業療法士は来ていないということではよろしかったでしょうか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

先ほど答弁させていただいたとおり、臨床心理士につきましては2カ月に1回招聘しておるところでございますけれども、保護者の方からは2カ月に1回だと子供とのつながり、保護者としての心理状況においてももう少しあったほうが良いというご意見も聞いております。この辺につきましてはもう一度現場と調整をさせていただいて、どのような支援が保護者の方に必要なのか、その辺を含めて検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

そうですね、厚いフォローをしていただきたいなというふうに思っております。

あと、今、子育て推進課長が園長を兼務されているというふうに聞いておりますけれども、やはり現場に毎日いない課長が園長ということでいいのかなというふうにちょっと思っております。現在の園長補佐の先生は十分やっぴらっしゃるというふうに思っておりますし、課長もそのようにおっしゃっておりますので、よい人材ということでしたら補佐という肩書をとっていただいて、責任のある地位にすべきではないのかなというふうに思っておりますけれども、この辺は人事はトップの方のほうが良いですか。課長でいいですか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

では、子育て推進課のほうからまず答弁をさせていただきます。

ひまわり園におきましては、現在園長補佐が配属されているところでございます。職員配置につきましては、ひまわり園の設置目的であるとかその役割を鑑みまして、地域の相談窓口として地域支援体制の推進を図るよう要請された、先ほど申し上げましたように、発達障害支援指導者の資格を持つ職員が適任であると考えました。本町でこの資格を有しておる者は4名おりますけれども、この中から最もふさわしい人材を今回配置させていただいたということでございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

ふさわしい人材ということなんで、いいんじゃないですか、補佐じゃなくて園長で。だめなんですかね。町長、だめですか、これ。課長が補佐する必要はありますか。課長が兼務するのはどうですか。

○町長 横江淳一君

現場の詳しい状況は聞いておりませんが、基本的にそれがだめだということならば、当然これはすぐに改善しなきゃいけませんし、現場のほうでは4人おるそのうちの優秀な者2名配置していると。たまたまそれが足りないということでしたら、また相談をして出すというようなことの報告は聞いておりますので、ふぐあいが生じたら、すぐにも対応できるような体制はとっておるといふふうには聞いてございます。

○3番 飯田雅広君

できれば私としては現場にいる人がきちんとした責任にある地位になるのがいいのかなというふうに思っておりますけれども、いろいろ、よりニーズに合った配置にさせていただくようご検討お願いいたします。

次の質問に行きます。

育ちにくさを感じている子供や保護者の方はひまわり園に通って療育を行い、成長を感じていただくのが理想だとは思いますが、しかしながら、現状は保育所に預けざるを得ない家庭もあります。その場合、対応に苦慮されている現場の保育士さんたちも多くいると思われませんが、保育士さんに対して発達障害の子供に対する支援方法などの研修、フォローはどのようにされているのでしょうか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

研修方法等についての答弁をさせていただきます。

まず、ひまわり園では、保護者とお子さんが集団生活に適応しやすいように少人数の集団から経験をしてまいります。成長を確認したら次のステップとして保育所等を併用して徐々に保育時間を延ばしていく、そういった方法をとっております。

保育所が今度お子様をお預かりするに当たり担当する保育士は、発達障害に対する知識を有していなければなりません。そこで、保育所であるとか児童館職員の職員は、愛知県厚生

事業団、愛厚弥富の里による障害児等療育支援事業の研修を初め、さまざまな研修会に参加することで、知識の習得と支援の方法について理解に努めているところでございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

普通の保育所に預けざるを得ない場合の保育士さんの対応というか、その保育士さんに対してのフォローとかってというのはどのようにされていますか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

発達が気になるお子様が保育所に入所して、最初から入所していらっしゃるケースも中にはございます。日ごろから、先ほど申しましたように児童館職員、保育所の職員を含めて、大きな人数単位でこういった専門家の先生による障害児等の療育支援事業の研修を受けることにより研さんを図っているところでございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

現場の職員が対応に困ることなく、そして子供たちにも保護者にもよりよい療育が施されていくよう、研修、フォロー等を引き続きお願いしたいと思っております。

続いて、切れ目のない支援について、蟹江町の取り組みをお伺いいたします。

発達障害児の支援は、子供本人からするとさまざまなライフステージとかかわってきます。また、地域で生活していく上では、地域での理解も必要です。蟹江町の行政でも複数の担当課にまたがった支援が必要です。

発達障害者支援法の中では「国及び地方公共団体は、発達障害者の支援等の施策を講じるに当たって、医療、保健、福祉、教育及び労働に関する業務を担当する部局の相互の緊密な連携を確保するとともに、犯罪等により発達障害者が被害を受けること等を防止するため、これらの部局と消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関との必要な協力体制の整備を行うものとする。」とあります。

そこで、現状で関連担当課の連携、協力体制はどのようにとられているのでしょうか。また、発達障害児に対する支援を強化するには、蟹江町の関係部署の連携を強化する必要があると考えますが、お考えをお聞かせください。

○子育て推進課長 寺西 孝君

まず、保健センターの保健師、臨床心理士、言語聴覚士等の専門職が発達が気になる児童を確認した場合は、保護者のお子様に対する思いを最大限に尊重しつつ、そのお子さんの発達が最良な状態となるよう、詳細な情報を正しく把握した上で関係機関につなぐことが重要であると考えております。

次に、ひまわり園での療育を受ける児童や保育所等において発達が気になる児童があった場合でございますけれども、これは健康推進課、子育て推進課、教育課で構成いたします子

育て連絡会議で児童の情報を共有していくこととなります。その構成員でございますが、その構成員の核となるのは、現場の児童に深くかかわる保健師、保育士でございます。

また、支援の強化についてのご質問でございますけれども、児童や保護者に対する個々の支援の方法を引き続き療育会議の場でケース検討いたしまして、庁内の連携と支援の強化を図っているところでございます。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

子育て連絡会議や療育会議のほうでしっかりと連携をとっているということですので、引き続き連携のほうをしていただいて、強化していただけたらなと思っております。

次に、子供が成長するにつれかかわっていく機関、組織が変わっていきます。保健センターから保育所、就学前から小学校へと、支援が必要な子供の情報をどのように共有されているのでしょうか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

発達が気になる児童につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、健康推進課、子育て推進課、教育課で情報共有をしております。

児童の学齢に応じて、就学前は子育て推進課が、就学後は教育課が主にかかわることになりますけれども、特に健康推進課による3歳児の健康診査及び5歳児健康診査で精神発達について要経過観察とされた児童につきましては、それぞれ年少児巡回相談、年長児巡回相談として町内の保育所や幼稚園に出向きまして、健診のみではわかりづらいケースなどを巡回相談を行うことで確認し、これを先ほど申し上げました子育て連絡会議にフィードバックをいたしまして情報共有を行っているところでございます。

また、就学に当たりまして、ひまわり園において就学前に特別支援学校の見学会や体験入学に参加していただいたりしております。これは保護者の方が小学校の入学に当たりまして特別支援学校、小学校の通常クラス、特別支援クラス、どの進路に進むのが児童の健全な育成にふさわしいのかをご検討いただくとともに、保護者の同意があれば、児童の情報であるとか保護者さんの思いを、教育支援委員会を初め教育課に情報提供をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○教育長 石垣武雄君

それでは、小学校における支援を必要とする児童の情報共有並びに小学校就学後のフォローについてお答えをしたいと思います。

教育委員会では、毎年3月、各小学校において幼保小連絡協議会を実施しております。それ以前にも保育園や幼稚園からの申し送りを受ければ、小学校では対象児童について早期に保護者との教育相談を行い、個別の支援計画等の作成に取りかかっております。

また、名古屋大学の先生には、保健センターでの3歳児健診、5歳児健診、就学時健診と個人カルテをもとに継続的な診断を行っていただき、その子に一番合った学校、学級を該当するお子さんのご両親にアドバイスしていただいているところであります。

さらに、学校に就学後、普通学級に在籍していても、担任が気になる児童については先生に巡回を依頼し、発達障害の可否について見立てを行っていただいたり、5歳児健診のときに留意する児童のその後の状況も含めてご指導をいただいているところであります。

今後も可能な限り巡回指導など追跡の診断を行っていただき、個々の児童が将来にわたり適切な教育が受けられるよう、取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○3番 飯田雅広君

これからも共有等がスムーズに行きますよう、引き続きお願い申し上げます。

次に、発達障害をお持ちの方は、就労の場面でコミュニケーション不足や社会性の低さでつまづくケースが多いと言われています。そこで、蟹江町としての就労支援の現状はどのようなになっているのでしょうか。かにえワークスは就労継続支援事業B型の支援施設ですが、その他就労移行支援事業、就労継続支援事業は蟹江町にあるのでしょうか。受け皿がない場合はどのようにしている、また、どのようにしようとお考えでしょうか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

障害のある児童が、将来、社会的、経済的自立や生きがいを持って暮らしていくためには就労することが必要なことと考えております。町内においては職業訓練的なことを行う就労移行支援事業所はございません。希望される方は名古屋市や津島市、愛西市に通所されているのが現状でございます。雇用契約を結ぶ就労支援A型事業所は町内に1カ所、雇用契約を結ばず作業分を工賃としてもらうB型事業所は町内に3カ所ございます。

就職につきましては、相談支援事業所の相談支援専門員から紹介されるケースが多いのでございますけれども、ハローワークや海部障害者就業・生活支援センターへの相談も可能でございます。

また、就労支援の取り組みといたしましては、この地域の障害者自立支援協議会と連携し、障害のある方へ働くための情報発信フェアや小・中学校の特別支援学級の先生方を対象に、地域の事業所見学会等を開催することで、引き続き支援の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

子供たちがライフステージに沿った支援を受けられるよう、行政があらゆる機関をつなぐ役目を果たしていただきますよう、今後ともよろしくお願い申し上げます。

続いて、保護者に対する支援について、蟹江町の取り組みをお伺いいたします。

育ちにくさのある子供を抱えた保護者の中で、その事実を認めたくないと思っている方は少なくないのが現実です。理解なき人たちに変わった子供だと言われ、冷たい目で見られたり、きつい言葉で抑圧されてしまうような社会では当事者やその家族は孤立してしまうのではないかという不安を抱えています。育ちにくさのある子供たちへの正しい理解や社会への啓発活動として、蟹江町はどのようなことを行ってきたのでしょうか。また、今後どのようにしていくのでしょうか。

○子育て推進課長 寺西 孝君

発達が気になる児童やその保護者の方が学校や地域の中で安心して暮らし、そして地域社会に参加していくためには障害への理解が重要になります。理解不足や誤解のために障害のある方が偏見、差別等を受けることがないように、普及啓発を行う必要があると考えております。

町といたしましても昨年4月に制定されました障害者差別解消法につきまして、広報や回覧等で周知に努めてまいったところでございます。また、小学校において児童がふだんの授業では触れることができない福祉という分野、特に障害のある方への理解を深め、思いやりの大切さを学ぶため福祉実践教室を開催するとともに、児童の人を思いやり、人権を尊重する心を育むため、児童みずからが花を育て福祉施設等へ配布する人権の花事業を、引き続き展開してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

なかなかすぐにはそういう理解というのは行き渡らないとは思いますが、本当に地道な活動にはなるとは思いますけれども、社会への啓発活動を続けていっていただきたいというふうに思います。

続きまして、先日子育て推進課長へはお渡ししたんですけれども、昨年、厚生労働省の障害福祉課と児童課からペアレントプログラム（通称ペアプロ）の実施、普及に関しての連絡が各自自治体に来ているかと思えます。現在も既に各地で実施されている保護者支援のためのグループプログラムであります。

発達障害やその特性は、多くの子供たちが自然にできることがぱっとできないということの意味しており、子供の個性に合った支援を提供することでうまくいく、行動のコツを学習して発達していくタイプの子供たちだという理解が必要です。したがって、行動のコツを保護者が学んでおくことで子育てをより楽しいものにしていくことができます。

こうした取り組みは虐待予防としての効果も期待できます。発達障害のある子供を持つ保護者だけでなく、発達障害の傾向のある子供を持つ保護者、育児に不安の強い保護者、よい仲間関係が築けず困っている保護者等の支援を目的としています。今まではペアレントトレーニング（通称ペアトレ）という形で実践され、一定の効果を上げてきましたが、専門家

向けのものであったためそれほど普及しませんでした。

一方で後発のペアプロは、ペアトレの前段階の基本プログラムとして位置づけられており、愛知県では大府市での実施が有名なところですが。このプログラムは子育て支援の一環としても有効です。行動で考える、叱るのではなく褒めて対応する、孤立している保護者が仲間を見つけるといったことを目的としているので、子育てに不安のある保護者への支援にもつながります。診断がなければ支援につながらないという医療モデルから、このように社会的な支援をすることで社会的障壁をなくしていく社会モデルへの移行にも期待ができます。このペアプロの導入を検討されてはいかがでしょうか。

調べられたかと思えますけれども、弥富市の取り組みでは、会場は市の施設を使用しており、予算をつけて講師を招いているそうです。予算はこの講師分だけというふうに聞いております。その際、保健師や保育士などがサポートに回り、その講師のノウハウを学び、いずれは自前で事業を行っていくようにしたいというふうに聞いております。

蟹江町も一宮市もこういった取り組みを行っておりますので、近隣の市町村を参考にされてペアプロを導入されてもいいかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○健康推進課長 小島昌己君

それでは、お答えさせていただきます。

議員からお示しいただきました資料などをもとに、いろいろちょっと調べさせていただいたんですが、大府市などの取り組みや弥富市さんの取り組みなどの中で、やはり若干ちょっと異なった部分がありまして、支援の必要な方のお母さん、保護者の方に指導だとか助言をしていくパターンと、それから直接お母さんたちに寄り添う保健師ですとか保育士のほうに力を与えていく助け方と、いろいろさまざまな取り組みがあるようです。

それで、先ほど来飯田議員からお示しいただきました発達障害のある子供を持つ保護者だけでなく発達障害の傾向のある子供を持つ保護者、育児に不安の強い保護者、よい仲間関係が築けず困っている保護者等の支援、これ、ペアレントプログラムについての健康推進課（保健センター）での取り組みといたしまして、各種健康診査で援助が必要とされたお子さんと保護者に対し、母親の集団育児相談、幼児の集団遊び、療育指導などを保健師、保育士、言語聴覚士、臨床心理士により各月に2回行われておりますか。これにっこ教室、これがペアレントプログラムに当たるものと捉えております。

また、5歳児健診により、就学前までに継続的に援助が必要とされたお子さんと保護者に対し、よい姿勢、待つこと、人の話を聞くことや集団活動、ソーシャルスキルですが、これを学んでいただき、保護者への療育的指導を臨床心理士や言語聴覚士などの専門職が行うから6歳児教室がペアレントトレーニングに当たるものとして考えております。

いずれにしても、やはり支援が必要とされたお母様方に満足していただく、保護者に満足していただくことが第一と捉えまして保健センターも取り組んでおりますので、今後も

これらの事業を積極的に研究して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○3番 飯田雅広君

行政がこういったペアプロ等々を実施する意義としては、やはり民間の団体や相談機関では、まずその対象者がとりあえず来なければ存在を把握することが難しいと思います。しかしながら、行政が関与することによって、より心配な子供や保護者にアクセスすることっていうのは可能になると思います。こんにちには赤ちゃん事業、すすく4カ月健康診査等で気になる子供さんをキャッチしてその後のフォローにつなぐということができれば、本当に保護者の子育ての不安や負担の軽減にいち早く取り組むことができるというふうになります。

本当に行政がこういった事業に関与する最大のメリットとして、保護者の支援が実際の中で位置づけられて安定して継続していくことができるという点がメリットだというふうに思っています。いかに効率的な支援事業も実施する土台がぐらついていては、従事する支援者が力を発揮することは難しいと思われまますので、支援は特定の支援者だけができればよいというのではなく、経験の浅い支援者あるいはより多くの支援者へと広がっていくことが重要になると思います。

また、保護者にとっても、ことしあった支援が来年あるかどうかかわからないというのはやはり困ることになりますので、そういった面で行政のほうがやっていただければ、安心して子育てできるんじゃないかなというふうに考えております。

このように、行政が何らの形で関与していただいて子育て支援を行っていくことは意味があると思うんですけども、少なくともこういった支援には母子保健、子育て支援、保育、障害児福祉が関与する必要がありますし、こういったものを現状では部署、施設が分かれています。本当にくどいようですけども、こういった縦割りとなることが課題ですので、こういった解消のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、町長に要望しますけれども、お答えいただきたいと思ひますけれども、寺西子育て推進課長にお願ひしてひまわり園を見せていただきました。現場はさまざまな要望があります。先ほどもちょっと出ましたけれども、作業療法士、臨床心理士、言語聴覚士など、それぞれ専門分野の方に本当に頻回に療育、母親支援に入ってほしいということでした。なかなかこれはすぐには難しいかもしれないですけども、やはりそういったニーズがありますので、ぜひともお願ひしたいということと、今すぐ実現可能な要望としてトイレが寒いというのがありました。暖房はあるんですけども、何か簡易的な暖房で本当に全然きかないということですので、もう少し性能のいい暖房を入れてほしいという話でした。3月に入りましたけれども、まだまだ寒い日が続きますので、なるべくこの要望を聞いていただけたらなというふうに思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

スタッフの配置につきましては、鋭意努力をさせていただくということで今お答えしました。

トイレが寒いっていうのは今聞きましたんで、ここだけではなくて、トイレの改修も順次やっていかなきゃいけない施設がたくさんありますので、一度しっかり見させていただき、優先順位の高いところからしっかりやってまいりたいと思います。

○3番 飯田雅広君

町長、専門分野の方はどうですか。月に1回ぐらいはやっぱり入っていただきたいんですけども。

○町長 横江淳一君

申しわけございません。ちょっと詳しい情報をまだいただいておりませんので、一度ちょっと担当者と話をしまして、どういう状況なのかっていうことを把握して、できることでしたら進めていかなきゃいけないというふうに思っておりますし、先ほど来ずっと答弁させていただいておりますけれども、うちは切れ目のない支援っていうことはやっていくつもりもありますし、積極的に前へ進めていきたいと思っております。

特に突出して言えるのは、早い時期から蟹江町は5歳児健診を進めておりまして、そういう意味で行けば先進地区ではないのかなと。ただ、それにおごるわけではありません。それをもとにして、保護者の皆さんにしっかりとその状況を把握していただいて、一緒になって子供たちの改善に努めていければ、こんないいことはないんじゃないかなと。まさに飯田議員の言われるノーマライゼーション、共生社会が生まれるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○3番 飯田雅広君

半年くらい前なんですけれども、弥富ののびのび園さんをちょっと見せていただきました。そこにはやはり専門職の方、よく入っていらっしゃってまして、それを見ながらいいなというふうに私は思っておりますので、こういった専門職の方に頻繁に入っていただけたらなというふうに思っております。

全ての人たちの、それぞれの人たちの個性に合った幸せな人生が送れるようにすることが、目指すべき共生社会だと思います。特に、成長の中で特別な支援のニーズがある場合には、周囲の人たちが可能なサポートをしていくことは当然であろうと考えます。そうした当然のサポートを実現していくため、蟹江町においても今まで以上の努力を続けていただきたいと思います。というふうに思っておりますので、その点お願ひ申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長 高阪康彦君

以上で、飯田雅広君の質問を終わります。

質問6番 水野智見君の「急務 安心・安全なまちづくり」を許可いたします。

水野智見君、質問席へお着きください。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野智見です。

議長の許可をいただきましたので、「急務 安心・安全なまちづくり」と題し、質問させていただきます。

まずお断りさせていただきますが、通告書のほうに忘れましたが、答弁の内容によっては町長、副町長にもお尋ねすることがあると思いますが、よろしく願いいたします。

まず第1問目、現在、空き家等に関する対策を進めるに当たり、まず町内における空き家等の実態を的確に把握することが必要であることから、住まわれていない空き家等や使用されていない倉庫、店舗等を調査対象となる空き家などと定義し、実態調査を実施されていますが、その進捗状況についてお尋ねします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

現在、空き家等対策に係る実態調査の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

今年度は、定量的な空き家の実態を把握するために、空き家の実態調査を行ってまいります。現在は現地調査を終えまして、空き家と判定されるところまたは断定できないところもございしますが、その所有者に意向等を確認するためにアンケート調査を実施してまいります。そのアンケート調査の結果を踏まえまして、周辺環境の調査結果も含め、個別に今後カルテとして取りまとめる予定をしております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

それでは、調査の結果のほうもまた逐一進めていただきたいと思います。

引き続きですが、調査内容にもよりますが、空き家等の用途、建て方、構造、管理状況、所有者の今後の活用方法、意向調査などを確認する必要もありますが、国のほうでは補助金を出しており、それを活用した空き家等を活用した地域の活性化に資する活動の支援を推進することを目的に、空き家等の新しい活用方法の提案に対し、実現に必要な費用の一部を補助する事業を創設している自治体もあると聞いていますが、当町の取り組みについてはどのように考えてみえますか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

空き家対策につきましては、国の補助金及び県の補助金等を活用していろいろな支援をしている自治体がございます。その辺の懸念を支援の内容についてもいろいろな情報を入れながら、今いろいろと整理をしているところでございますが、来年度、そのような運用の方針を決定いたします空き家等対策計画の策定の素案に着手いたしますので、その中でいろいろな補助の活用方法等についても整理をした上で、運用を図っていきたいと考えてございます。

○5番 水野智見君

早急に取り組みのほうを進めていただきたいと思います。

こういう案件に関しては、多様な地域活動の拠点づくりや地域のつながりづくり拠点事業としても活用してみえる自治体もあります。空き家を改修し、地域の歴史や、次の世代へ継承すべき知恵や経験を伝える場として活用するという考えられますが、長としてはどのように考えてみえますか、この点についてお願いします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

空き家の利活用についてですが、現在のところは、利活用できる物件等についても把握をしてございませんし、どのような方針でやっているかということも定かでは、今のところございません。先ほど、お答えさせていただいたとおり、来年度、空き家等の対策計画の素案を策定いたしますので、その中で、今後の活用方針についても改めて整理をしていくつもりでございますので、ご理解をください。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうですね。他の自治体も補助金等を活用したり、独自の補助金制度を制定してみるところもありますので、検討していただきたいと思います。

次に、老朽化して、倒壊などのおそれがある家屋、また、倒壊している家屋、荒地などを除去、整備し、地域の住環境の向上を図ろうとする所有者に対し、除去、整備に必要な費用の一部を補助する制度を創設している自治体もありますが、当町としては、どのような対策を考えてみえますか。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

空き家の除去等の制度について、ご回答をさせていただきます。

現在、愛知県下におきまして、国の補助を活用して、除去の制度を設けるところは5市町でございます。あと、市単独で実施しているところが5市町でございます。このような、先進的な自治体の状況を調査しながら、効果的な支援制度についても、これについても来年度から着手を予定しております、空家等対策契約の中で、検討していく考えでございますので、その辺も合わせて整理をしたところで、ご報告をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

早急に進めていただきたいと思います。実は、3月3日の中日新聞のほうで、県議会のほうで、2017年度、高齢化でふえ続ける空き家の撤去や跡地活用に取り組む市町村への補助制度を創設することを明らかにされました。

先ほど、課長からも話がありましたが、県内の5市町村では、空家等対策に関する連絡会議などを発足されたり、管理条例を制定して、名古屋、豊橋などは撤去費用の補助も始めて

みえます。

県のこうした制度の、まだこれは制度を設けるつもりですということですが、その辺が創設されたときには、どういうふうに考えてみえるか、あればお願いします。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

空き家の除去につきましては、県の制度創設という情報も確認はしております。それとは別に、現在も国の補助として除去については創設はされてございます。その内容としましては、先ほどからご説明をしております、空家等対策計画に対象地区を位置づけることで、国費の活用が可能となると聞いております。

また、先ほど、ご質問にもございましたとおり、県のほうの補助制度についても、情報を収集しながら活用を検討したいと考えてございます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

県のほうも、市町村の対策に対してしっかり支援をしていくということも述べてみえますので、安心、安全を支え合う、をつくる。官民が協力して取り組む地域連携需要という考えもありますので、問題のある空き家等の対策については、管理条例も含めて、急務に取りかかっていただくことをお願いしたいと思います。

この点について、ちょっと、町長のお考えをあればお願いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

水野議員から議案のことについてご質問いただきました。

まさに、ルールが徐々に、県、国と広がっていただけるとありがたいなと思います。実際、今ある市街化区域に建っている空き家を利用するというのは、本当にこれは大切なことだというふうに思います。新たに、スクラップ・アンド・ビルドで壊して建てるという考え方もあるかも知れませんが、まだまだ使える空き家と称するところがあれば、当然、地権者の皆さんとお話をしながら、今後の利活用も含めて、話し合いをし、有用な補助金が出せるようならば、県と相談し、国と相談して、前へ進めることが必要だと、こんなことを思っています。

スピード感を持ってやらなければ、ただ、やみくもに全ての空き家をというわけにはまいりませんので、先ほど、担当が答えましたとおり、しっかりと状況を調べた上で、やれるところはしっかりやっていきたい。そして、地権者の皆さんとお話をしながら、地域も中に入っていて、一つの集合体をつくっていただくのも一つの考え方ではないのかなと、今現在では、私自身はそのような考えを持ってございます。よろしく申し上げます。

○5番 水野智見君

よろしくお願いしたいと思います。

実は、私の家の近所で、長い間、空き家がそのまま放置されていまして、その隣の隣接の人

が買うことになったということを知っているんですけども、それに当たって、一応その土地は、建物は壊してやるということだったんですけども、業者の方から自治体によっては補助金が出るから、一回聞いてもらったらということをおっしゃって、相談に見えて、蟹江町としては、まだ今のところはそういう補助金制度はないですということで、対応したんですけども、そういうことも含めて、これは今後ふえてくるものもあるかと思っておりますので、検討していただきたいと思っております。

では、次に移りたいと思っております。

明治9年度より、道路はその重要度によって、国道、県道、里道に分けられ、大正8年に旧道路法により、県道は知事、重要な道路は市町村道とし、市町村長が管理し、それ以外の里道は道路法の適用外で、国有地のままとされたとなっております。

多くが登記書及び市町村役場に保管されている公図に道路としては赤線、いわゆる赤道です。水路としては青線、いわゆる青道として公図上に色分けしてある記載があるのみです。

所有者は国で、管理はその里道が所在する市町村が管理してきましたが、さまざまな手続きが煩雑になってきたことから、2005年1月1日の時点で、道路として機能している里道については、市町村の申請に基づき、2005年3月31日までに、所有権が市町村に無償移譲されました。当町として、移譲後の道路の維持管理はどのようにされてきましたか。里道は当然ながら、狭い道路が多くなっています。昭和25年の建築基準法が施行された際にも、建築基準法上の道路となれず、また、道路法上の道路ではないところも多くあったと聞いています。そういった道路が、今までは全国で総延長145万キロ、面積で言うと4,300平方キロ、約山梨県と同じ面積だと言われております。

今後、移譲された後の道路の維持管理をどのようにされていくのか、市長の考えをお伺いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

水野議員からは移譲前の現状確認と道路状態の維持管理はどのように行われていたのかというご質問にお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃられましたとおり、国有財産の譲与は地方分権の推進に図るための関係法律の整備に関する法律113条により、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づき、公衆用道路及び用悪水路の剰余申請をし、取得してございます。当時は、そのような譲与申請をした職員は2名加わっておりまして、コンサルのほうへ委託しながら、中身を確認したところでございます。

現在の維持管理でございますが、蟹江町の認定道路は、1056路線ございます。この中には、国から移譲されました道路も含まれており、一般に利用されていない道路もありますので、今後もパトロールを強化し、維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

しっかり維持管理のほうをお願いしたいと思いますが、そこで、この移譲されたところの中で、たまたまこれ、以前、お聞きした測量士さんに、測量作業をやっている最中にお聞きしたんですけれども、住宅の敷地内に道路が入っていて、その場合は隣接するところが現況道路となっているものですから、その道路とのつけかえのような話だったんですが、私ももう、十数年以上前に、個人的にその方の住宅の敷地内に、いわゆる昔は赤道でしたけれども、赤道があるということを知ったことがあるんですけれども、町内として、そういう赤道、青道は敷地内にあるような、住宅敷地内にあるようなところは、町としては、どの程度把握してみえるのか、今現在それはどうなっているのかも含めてお願いします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

水野議員から住宅の敷地内に存在している赤道、青道はなかったのかというご質問かと思えます。

住宅の敷地内には、赤道、青道は存在していることは承知してございます。もともと、国有地でありまして、道路としての形態をなさず、地番もないものも多く存在しておりますので、箇所及び数量等の詳細につきましては、把握できてございません。

その理由といたしましては、町の道路占用条例の施行や建築基準法が制定、施行される以前からの土地も存在しておりますので、判明できていない状況でございます。

今後の対応となりますが、旧赤道、青道を含む、開発や所有権移転等の起因により、境界確定が必要となり、分筆等の手続を行う際のタイミングで払い下げだとか、土地の交換においての整理していくことも一つの方法だとは考えてございます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうですね。簡単なことではないかもしれませんが、実際、移譲されてから12年たっていますし、私が聞いたところによりますと、12年前、移譲された当時は、いろいろチェックされたり、対応していると聞いていますし、特に、住宅の敷地内、今、現在住んでいる敷地内の中に、知っている方はともかく、知らずに道路が入っているということで生活してみえるのは、いかななものかなと思いますので、早急に調べて、対応できるところは対応して、そういうところに住んでみえる方に、所有者の方には、認知していただいて、対応できるように、対処していただきたいと思います。

また、いわゆる昔の赤道なんですけれども、そこが、認定道路ということにされているということでしたが、例えば、現在、廃道状態のままのような形で使われていなかったり、草木が枯れていたりして、通行が不可能になっているようなところはありませんでしょうか。あれば、そういったところは、今までどうしてそういう状態になっていたのかも含めてお願いいたします。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

現在、認定してある町道の中で、使用されていないようなところはなかったのかということですが、私のほうで確認いたしましたところ、5路線ほど、使用されていないところがございます。

これにより、運行に支障を来さないよう、今後も維持管理に努めてまいりたいと思っております。

どうしてそのようなところがあるかと申しますと、譲与を受けた際、現在の土地がその土地の所有者が、接道要件がないようなところについては、町道認定として路線として、終点を設けて、設定してございまして、昔のリヤカー道といったようなところで、このようなところが5カ所ほど残ってございました。

以上でございます。

○5番 水野智見君

過ぎたことですので、これから、的確に、早急に対処していただきたいと思えます。いずれにしても、町道に認定されている道路ですので、維持管理、または、資産管理等もしっかりしていただきたいと思えます。

そこで、先ほどもお聞きしたんですのですが、お話しの中で、住宅地の敷地の中に昔の道路があって、隣接のところと、そこは交換するということでしたが、先ほど、吉田議員からもお話がありましたが、セットバックの問題のところも含めて、道路を売却するとかそういったことがあった場合の資産なんかの管理はどのようにされていますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

財産のことでございます。

町有財産には、大きく分けまして、普通財産と行政財産がございます。町道は行政財産として主管課でございます土木農政課が維持管理しております。その起因の中で、例えば、認定道路を外すなど、そういったことがあった場合には、起因者の中で、払い下げ等も行ってございます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

資産管理に関しても、土木のほうで全てやってみえるということですね。違いますか。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

道路水路につきましては、行政財産として土木農政課が管理しておりますし、各施設につきましては、施設の担当課が管理していることでございます。

以上でございます。

○5番 水野智見君

私は、土木のほうは維持管理だけかというふうに思っていたんですが、資産管理のことも

含めて、対応してみえるということだと、以前からも気になっていたんですけれども、土木のほうの職員の数がちょっと少ないのかなと個人的に思っただけなんですけれども、大変少ない中でも対応して、あと税務課とか、総務課とかとも連携しながら、今後も進めていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

次に移りたいと思います。

そうした中で、毎回、私も含めて、先ほどの吉田議員も質問されましたが、私も議員になって4年になりますが、まちづくりに関する質疑は4度ほどさせてもらっています。

そこで、お尋ねいたします。蟹江町には、蟹江町に限らず各自治体には、部課長会議または部長会議等があるやに聞いておりますが、そういった会議は月に何度、1回当たり何時間ぐらいの割合でされていますか。

○政策推進室長 岡村智彦君

では、部課長会議は月に何度、1回当たり何時間されているかについて、ご質問にお答えをいたします。

本庁の定例幹部会議といたしましては、部課長会、部長会及びYUME創り会議がございます。

まず、課長会につきましては、月に2回原則として、第1火曜日及び第3火曜日の8時30分から行います。時間はおおむね1時間程度、前後で、今後の予定等について、それぞれの課長等が報告し、町内の情報を共有します。

次に、部長会でございますが、定期的には、議会定例会の前月である2月、5月、8月及び11月の部課長会終了後に行っております。主な内容につきましては、翌月に予定されている定例会の議案及び補正予算の内容等について総務課が説明し、議案等の内容について共有をいたします。

なお、部長会につきましては、報告または審議すべき案件がある場合、部課長会終了後または任意に随時、行っております。時間はおおむね1時間前後です。

また、部長会のほか、各部局において、専門分野の委員会がございます。何々委員会等というもので、審議するものもございます。

さらに、他部局で重要決定事項に関して、町民生活及び町行政運営に重要な影響を及ぼす事項などにつきましては、部長会議に諮ることになります。そのようなことを諮っております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうした会議の中で、今回、特に質問させていただきました、里道に関係することについては、次長からの答弁を聞いている限り、余り議論されなかったのかなということも多いんですけれども、室長が今までわかる中で、そういったことについて、道路のことについて等、

協議等も含めてあったのか、お願いします。

○政策推進室長 岡村智彦君

まず、立案とか、いろいろ政策の関係とか、先ほどのご意見のところに関しましては、主にYUME創り会議等で諮られることだと思われませんが、専門分野のものに関しましては、まず、その部局でまず諮るということがあります。そこで、全庁にかかわる分に関して、YUME創り会議、または部長会で諮るということで、先ほどの質問等に関しての問題にはまだ、部長会とかYUME創り会議等で諮られてはおりませんでした。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうですか。今、室長のほうからYUME創り会議ということについて、お話がありましたが、これは部課長会議とは別に行われている会議ですか。

○政策推進室長 岡村智彦君

部課長会議のほかに、YUME創り会議というものを行っております。その時々情報共有をするものと、テーマをそれぞれの部局から出して検討します。例えば、行政改革実施計画に沿った課題など、また、流動的な社会情勢に対応し、職場環境の改善と合わせて、住民の視点に立った組織、機構の見直しなどなど、それぞれのテーマ、また、緊急対策テーマなどとして、会議に諮っている状況でございます。

実現できた政策などについてもまだございますが、そのような状況のものを諮っております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

そうですね。部課長会議のほかに、そういったYUME創り会議というのが行われているのであれば、きょう、私が質問した2つの問題も、里道に関しては今回、私が初めて質問いたしましたけれども、空き家対策等に関しては、早急に取り組んでもらいたいということは何度も私も含めて、私以外の議員さんも一般質問等で出されてみえますが、YUME創り会議のほうでは、そのことについては、質疑、協議等はどうのような形で進められましたか。

○政策推進室長 岡村智彦君

空き家等の関係のものも、それぞれテーマ、先ほど言いましたテーマまたは緊急対応するテーマ等が諮られる場合のケースがありますので、先ほどのものに関しましては、今、現段階では建設部のほうで調査をし、着々と進めているような部分がございます。それが、全庁的にわたる部分になってきた場合に、これはやはり、住民の視点に立っていろいろなことを早急に考えるというようなところ、または、政策、立案の必要になってくる部分等がありましたら、当然、YUME創り会議のところで、現段階の進捗状況と今後の方針ということで、上げて、諮っていききたいというように考えております。

以上です。

○5番 水野智見君

部課長会以外に、そういったYUME創り会議というのが行われているということで、全体ということを言われましたけれども、先ほどの吉田議員の質問もそうですけれども、空き家対策のこと、この里道のことに関しても、町全体に関係することだと思しますので、ぜひまた、何かの機会に議題に上げていただいて、横のつながりも含めて、知恵を出し合って、会議のほうで、具体的な施策を進めていただきたいと思います。

最後になりますが、この前も新聞で見たんですけれども、2014年に改正された都市再生特別措置法に基づく枠組みで、区市町村が都市の全ての機能について、立地を適正に計画するマスタープランとして公表する。コンパクトなまちづくりを目指す、住宅を誘導する区域を設ける。補助金や税制優遇などの支援策を組み合わせ、民間施設を誘致するほか、鉄道やバスなどの公共交通と連携させ、住民の利便性を高めるものです。

現在は、全国で8つの市町が公表されていますが、ほかに301の市町が検討を進めているという、新聞のほうで報道されましたが、蟹江町としては、どのように取り組まれていますか。

○政策推進室長 岡村智彦君

ただいま、ご質問がございました。都市再生の関係でございます。また、住宅を設けるとか、いろんな民間施設の誘致、優遇、それぞれ鉄道、バスの関係ということになりますと、コンパクトシティ発想ということの考えが出てまいります。こちらのほうに関しましては、市街地のスケールを小さく保ちながら、歩いて行ける範囲の生活圏と捉えたコミュニティの再生とか、住みやすいまちづくりを目指すというような考えのもので進んでいると思っておりますが、実際に蟹江町につきましては、コンパクトタウンといえますか、そのような部分でございます。

現在は、総合戦略、または、第4次蟹江町総合計画の中におきまして、そのような計画の中も進んでおりますので、そういうところに加えまして、民間施設の誘致、鉄道、バスなど、今後の課題として、進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○5番 水野智見君

この計画は、特に蟹江町の場合は、今現在もJRの南側、また、北側も含めてですけれども、JRの場合、近鉄富吉の南側、近鉄蟹江駅は、北側の整備は今、近鉄と協議しながら進めてもらっていますが、南側については、今、先ほど吉田議員も言われましたが、宝地区に関しては勉強会を始めていますので、そういったことも含めて、20年、30年先の蟹江町の将来像を展望していく、点検になるということで、この立地適正化計画というのは重要なのかなと思しますので、先ほど言われたYUME創り会議、そういったところでしっかりと協議

をしていただきたいと思います。町長のほうで、この都市計画、都市再生計画のほうに
関することでもよろしいですけれども、何かご意見とかお考え等あればお願いします。

○町長 横江淳一君

水野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

コンパクトシティのことについては、ちょっと詳しい内容が僕自身がまだ把握はしていな
いんですが、前からこれは言われていたことだというように思っています。

今、ご質問いただきましたYUME創り会議というのは、実は、今から9年前、2008年
につくった会議であります。月に1回であります。もう100回以上、時間は大体1時間半程
度の会議ではありますが、どうしてこれはつくったかといいますと、先ほど、答弁させて
いただきましたように、部課長会、課長会というのはずっと行政の中でやってこられたこと
だというように思います。

私が就任したときに、各セクションの風通しが非常に悪いというのか、横断的に横ぐしを
入れるということが全くないとは言いませんが、非常に、情報の共有がけたたましく悪い状
況であったということでもあります。いわゆるセクション主義、セクト主義が当たり前の時代
でありました。まずそれがちょうど9年前ぐらいであります。そんなことでは、僕はいか
んのじゃないかと、やっぱり、公務員でありますので、人事異動によって、別のセクシ
ョンに行くこともございます。同じ苦勞するなら、とりあえず皆さんで情報の共有を
しながら、部長、部課長会ではできない意見の交換、忌憚のない言い合いをしたほう
が、ディベートをしたほうがいいじゃないかということで、設けた会議であります。

ですから、蟹江町行政がこれからやっていかなきゃいけない大きな流れ、例えば3か
年だとか、第4次総合計画の骨子だとか、10年後、20年後の将来をワンポイントで、
それぞれのセクションから提案をいただいて、お話し合いをする、ただ、その場で結
論を出すのではなくて、次に持ち越しをしてもいいから、とにかく情報の共有を
図りながら、ここのセクションは今このような考え方で進んでおります。このセク
ションは、じゃ、それをいつ、どこで、共有しましょうとか、そういういわゆる
意見の共有の中で始まった会議であるということ。まず、ご理解をください。それ
と、コンパクトシティについては、まさに、蟹江町、これがうまくいけば鉄道の
駅も3カ所あるわけでありまして。そして、市街化区域もまだまだ40%になる
かならないか、この状態の中で、幸いなことに今、人口も微増であります。ならば
ゆえに、いろんな問題も起きてきているわけでありまして。先ほど、吉田議員、そ
して、水野議員からも同じ地区の議員さんとして、問題点をずっと提議をいた
だいております。今回、このような中で、次の蟹江町を模索する上でも、地域、J
Rの北側と南側の共有を図るべく、駅の構想がもう目の前にあるわけでありま
すので、実際、近畿日本鉄道も2つの駅を有しているわけでありまして、その
恩恵を何とかできるような、そんな高齢化に対応できるような、そんなまち
づくりが、そして、シティづくりができればいいかな、こんなことを思っ

ています。

ちょっと、しっかり勉強させていただき、蟹江町が未来永劫、皆様方が住んでよかったなという町になるような、そんな施策をこれからも進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○5番 水野智見君

よろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほど、都市再生計画の関係には、8つの市町が計画を公表したということで、新聞で出ているんですけども、その中の町は、埼玉県の毛呂山町というところで、人口3万7,000人、面積は33平方キロメートルだそうです。人口は蟹江町とほぼ同じぐらいで、面積は3倍大きいんですけども、東京に隣接しているところでもあります。あとは、ほとんどが大きな市ですけども、ぜひ蟹江町もそういったところを計画を立てていただいて、その今のYUME創り会議等でも、いろいろな形で協議を進めていただいて、今後の20年後、30年後の蟹江町の将来展望を進めていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で、水野智見君の質問を終わります。

暫時休憩をいたします。

再開は3時20分といたします。

(午後2時56分)

○議長 高阪康彦君

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後3時20分)

○議長 高阪康彦君

質問7番、松本正美君の1問目、「安心・安全な交通安全対策を図れ」を許可いたします。

松本正美君、質問席へお移りください。

○1番 松本正美君

1番 公明党の松本正美でございます。議長より許可をいただきましたので、「安心・安全な交通安全対策を図れ」を質問させていただきます。

最初に、高齢者の運転事故について、お伺ひしたいと思います。

現在、高齢化社会が進む中、高齢者の方がかわる交通事故が全国的も多発傾向にあり、ニュースでも報道をされているところであります。

警察庁のまとめによると、2015年に起きた75歳以上のドライバーによる死亡事故のうち、人的要因の約3割がアクセルとブレーキペダルの踏み間違いやハンドルの操作の誤りなど、

操作ミスが原因となった事故の割合が、75歳未満の約2倍によることが、警察庁の分析でわかりました。

分析結果では、身体的機能の低下が主な原因であると見られますが、一方、夜間や人口密集地での事故は比較的少なく、衰えを補う形で、こうした危険な時間帯や場所を避けるような運転行動もうかがわれておりました。

全体の死亡事故は年々、減少傾向にある中、75歳以上は横ばいの400件台で推移し、全体の死亡件数が減る中で、割合は1割を超えて、上昇傾向にあることがわかりました。

2015年の死亡事故は全体で3,585件、そのうち75歳未満が3,127件、75歳以上は12.8%に当たる458件で、警察庁が自己内容を比較分析した結果、原因別で75歳未満の操作ミスは468件の15%だったのに対し、75歳以上は134件の29%に達しました。

ペダルの踏み間違えが原因の死亡事故は同年までの5年間で226件であり、そのうち75歳以上が約半数、65歳以上だと8割近くに上回る結果となり、操作ミスが交通死亡事故の目立つ結果となっております。

警察庁では、この分析結果をもとに、高齢ドライバーの事故防止を検討する有識者会議を本年1月からスタートいたしました。6月をめどに提言をまとめていくとのことであります。

現在行われている現行の高齢者講習の中で、実施されている75歳以上のドライバーに対する認知機能検査を強化する改正道路交通法がいよいよ今月3月12日から施行をされます。

検査結果で、認知症のおそれがあれば、専門医の診断が義務づけられるため、初年度から年間6万人以上が受診対象者となるとされています。認知症と診断されると免許が停止、または、取り消しとなってしまいます。

今後ますます高齢化社会が進む中、高齢者の運転免許保有者は増加し、高齢者の交通事故で高齢者ドライバーの操作ミスが原因の交通事故の増加が予想されています。このことから、高齢者の交通安全対策の一つとして、高齢者運転免許証の自主返納制度の取り組みの充実が求められております。

本町でも、安心・安全なまちづくりを進める上で、交通事故の減少は進めなければいけない課題の一つでもあります。本庁における高齢者ドライバーの交通事故件数、運転免許証の自主返納件数について、また、道路交通改正法の施行に伴う皆様への周知、徹底はどのように行われているのかお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

それでは、ご質問のありました高齢者ドライバーの交通事故件数と運転免許証の自主返納の取り組み等について、お答えをさせていただきます。

高齢者が引き起こす交通事故が近年、大きな問題となっております。

蟹江警察署管内の平成27年中の交通事故による人身事故件数は549件、そのうち65歳以上のドライバーの交通事故件数は105件、19%であります。

次に、運転免許証の自主返納件数でございますが、平成28年中に蟹江警察署に運転免許証を自主返された方は516名で、そのうち蟹江町民は85名でございます。どこの警察署でも返納ができるため、蟹江警察署で受理した人数でございます。

次に、自主返納の周知についてでございますが、運転免許証の自主返納制度とは、加齢に伴う身体機能や判断力の低下により、運転に不安を感じる方などが、自主的に運転免許証の取り消しを申請することができる制度で、平成10年の道路交通法の改正により、開始された制度です。

愛知県警では、高齢者の運転免許証の自主返納の促進を目的とし、高齢者交通安全サポート制度を設け、運転免許証を自主返納した場合の特典として、運転経歴証明書を提示することにより、各種割引等の特典を受けることができます。また、蟹江警察署では、自主返納された方には、飲食店の協力により、コーヒーチケットが配布されています。自主返納制度、手続や特典の紹介は町ホームページからもリンクされています。

今後は、町ホームページだけでなく、関係機関と協力し、高齢者交通安全教室や街頭啓発など、より一層、啓発活動を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今、次長のほうからお話があったわけなんですけれども、特に、自主返納の方が蟹江警察管内で516名に対し、蟹江町は85名ということで、進んでいるなということも多少感じるわけなんですけれども、いずれにしても、現在、各地域の警察署を中心に、今回の道路交通法改正の周知に努めてみえますが、いまだに具体的な内容について知らない住民の方も多くみえると伺っております。

この3月12日から道路交通法が施行され、75歳以上のドライバーに対する認知検査が強化されるわけですが、今回の道路交通法改正では、新高齢者講習制度の流れがかなり複雑になっているとも聞いておるわけなんです、75歳以上の高齢者ということもあり、法改正後の流れにかかわらず、困る方も出てくるのではないかなとこのように思うわけなんです。そういう意味では、今回の法改正におきまして、第1分類とされた全員に対して、専門医師の診断を受けなきゃいけないということが言われております。特に、認知症と診断されれば、免許証を停止、または、取り消しになるということで、お聞きしているわけなんですけれども、本町の75歳以上の高齢者ドライバーに対して、今回の新高齢者講習制度の流れについて、わかりやすい周知、徹底というのはどのように、町当局は考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました新高齢者講習制度の周知について、お答えをさせていただきます。

今回の道路交通法の主な改正内容といたしましては、18歳から取得可能な準中型免許証の新設と高齢運転者対策の推進と位置しまして、認知機能チェックが強化された点となります。

特に、高齢運転者対策といたしまして、臨時認知機能検査と臨時高齢者講習が新設され、75歳以上の高齢運転者について、医師の判断を求める機会をふやすなどして、高齢者の交通事故防止を図るものとなっております。

町といたしましては、町のホームページで啓発するとともに、先日も蟹江警察署と合同で、近鉄蟹江駅ロータリーで、ドライバーを対象に道路交通法の改正啓発を行ったところでございます。

今後も、高齢者の交通事故防止のため、免許の自主返納と合わせて、高齢者交通安全教室等で周知を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうからお話がありました、やっぱり、今回の新しい75歳以上の新高齢者講習制度の流れというのは、非常にわかりにくいということが言われていますので、ぜひ、周知徹底のほうをしっかりと取り組んでいただきたいなど、こう思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、高齢者の運転免許証を自主返納しやすい環境づくりについてお伺いをさせていただきます。

改正道路交通法の施行に伴い、今後、認知症ドライバーの数が激増すれば、認知症の検査にも認知症専門医の不足だとか、高齢者講習現場の確保不能など、検査の限界などが心配されています。

高齢者の交通安全対策といたしまして、高齢者運転免許証自主返納制度は事故を未然に防ぐという観点から大変有効な対策の一つであると私は考えております。

既に、免許書の自主返納に対する取り組みは、全国的に進められており、運転免許証を返納した方は運転履歴証明また、申請することができます。

また、運転免許返納者に対するタクシー等の運転割引やレストランの飲食割引など、さまざまなサービスが各地で行われております。

本町では、生き生きとした老後の生活を営む上で、車の運転は大変重要な交通の手段でもあります。買い物や通院などに車がないと本当に困るのが現状であり、家族からは心配だから運転しないでと言われるけれど、手放せば困るといった町民の皆様の相談をよくいただきます。

こうした実情を考えると、高齢者ドライバーが自動車がないと生活に不安や支障を覚えるような社会をどう変えていくかなど、高齢者が利用しやすい移動手段の確保など、今後の課題でもあります。

現在、平均寿命が延び、元気で活動的で社会や地域において、これまで培った知識や経験を生かし、活躍されている高齢者の方をたくさんおみえであります。今後もこのような方々が仕事やボランティア活動など、積極的に参画できる社会をつくることが、超高齢化社会を活力あるものにするためにも大切であるということは言うまでもありません。

本町でも、高齢者の運転免許証の返納しやすい環境整備が求められております。高齢者の運転免許証返納を推進していくための返納しやすい環境整備の施策のお考えはないかお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました高齢者の運転免許証の自主返納を推進していくための環境整備の施策についてのお答えをさせていただきます。

愛知県警では、高齢者の運転免許証自主返納の促進を目的とし、高齢者交通安全サポート制度を設け、各種割引等の特典を設けています。また、各自治体でさまざまな運転免許証の自主返納を推進する取り組みがなされています。

愛知県内でも、22の市町が記念品の贈呈、市営バス等の割引券、タクシー料金の一部助成など、自主返納することで優遇する取り組みがなされています。

蟹江町には3つの駅と鍋蓋方面に有料バス路線、無料の巡回バスが走っており、交通空白地帯が少なく、また、町内にはスーパー・コンビニ等の店舗が徒歩もしくは自転車圏内に多数点在しており、運転免許証を自主返納しても比較的暮らしやすい環境であると考えてますが、今までと比べれば、不便になることは確かでございます。

町としましては、愛知県警の高齢者交通安全サポート制度を啓発するとともに、自主返納率の向上には何が最も効果的であるか検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからも比較的蟹江町は住みやすい町だということで、お話があったわけなんですけれども、今後、高齢化が続き、そして、なかなか車に乗られる方もおっくうになってくる、これは高齢者がふえればふえるほど、そういった方が多くなってくると思うわけなんです。そうしたときに、やっぱり交通手段というか、移動の手段が確保がやっぱり重要になってくるのではないかなと思います。

先ほども、次長のほうからもお話がありましたように、蟹江町では、本当にそういう意味では、お散歩バスというのが巡回をしているわけではありますが、やっぱり、このお散歩バスをこれから本当に使い勝手のよい、本当に高齢者の方でも、車を運転できなくてもそうした移動手段に使えるような、そういう取り組みは必要になってくるのではないかなと、こう思いますが、この点についてはどのように考えてみえるでしょうか。

○ふるさと振興課長 寺西隆雄君

お散歩バスを担当しておりますふるさと振興課から答弁をさせていただきます。

現在の運転状況につきまして、まず、ご報告をさせていただきます。

現在、お散歩バスは、月曜日から土曜日は、町内2コースのオレンジコース、これは役場より北で、26のバス停を設けております。グリーンコースにつきましては、役場より南のほうで、23のバス停を設けております。午前9時ごろから午後5時ごろまでの正午を除く1時間ごとの各6便、運行をしております。日曜日については、従来、2コースを交えた日曜コースを、午前10時から午後4時30分までの4便、31のバス停を運行しております。各コースにつきまして、もし、オレンジコースですと飲食とか、公共機関等、これから近鉄蟹江駅からJR蟹江駅等のコースを入れております。グリーンコースにつきましても、近鉄富吉駅から舟入のほう、それから、近鉄蟹江駅、役場等、尾張温泉、東海センター等のバス停を設けておりますのでよろしくお願いいたします。

利用者につきましては、今年度、平成28年4月から平成29年1月まで、平日のコースで3万478人、日曜コースは1,782人でございます。利用者につきましては、高齢者を初め、若い世代から主婦層まで、幅広く利用されてみえます。コースにつきましても、ふるさと振興課に事務が移行されてから、利用者からの要望、また、民間公共機関への足として見直しをさせていただいております。ただ、町内の2コースで運行しており、新しく停留所を設ける場合、運行時間との調整が必要となり、既存のバス停の見直しを、また、民間運送事業者との問題など、調整をしながらコース設定を進めてまいりたいと思っております。

今後のコースの見直しとしましては、多世代交流センターの開始時になる予定でございます。そのときに、いろんな方からご意見を聞きまして、見直しをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、町外施設へのバスにつきましては、今後、近隣市町村との連携により、実現できるかを今後、検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○1番 松本正美君

いろんな形というのがあると思うわけなんですけれども、特に、やっぱり高齢者の方がこれからふえるということで、利用があって、そういう意味では移動手段の本当に利用が可能になるような、そういった取り組みをしていただきたいのと、特に高齢者の方がスーパーなんか買いに行かれたときに、やっぱり、帰りの時間が結構待ち時間があるということで、そういったときに、スーパーなんかでもきちっとアナウンスしていただくなり、何か使い勝手のいいような取り組みをひとつお願いしたいなど、このように思います。これも今後の課題だと思えます。

それと、先ほどもちょっと、あれなんですけれども、本町の高齢者の中には、特に海南病院だとか、そういったところを車を利用して行かれる方もあるわけなんです。今後、年

とともに、非常に運転にも不安を感じる人も出てくるかと、このように思います。今現在、蟹江町におきましても、飛島のほうからも蟹江町に三重交通のバスが入ってきていますし、各市町においても、公共の周遊のバスも走っております。今後、やっぱり公益的な利活用の取り組み、また、タクシーの利用、こういった運転割引なども考えるときが来ているのではないかなと、このように思います。本当に本町の高齢者になっても、車に乗るのに車の運転が必要な方がたくさんおみえでございます。こうした方々に不快な思いをさせることなく、地域で安心して過ごしていただくための施策として、環境整備は必要だと思います。そこで町長、お聞きしたいんですけれども、よろしく願いします。高齢者の免許証の返納を推進していくためにも、こうした取り組みが必要ではないかなと思いますので、町長の考えてみえることをお聞きしたいと思います。

○町長 横江淳一君

じゃ、松本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

高齢者の免許証の返納については、過日、蟹江署の署長さんにもそんなお話をさせていただきました。現実には私の身内も昨年度返納をしたということで、まだまだ、自分はしっかりしているつもりでも、最近はオートマチックの車が多くなりました。昔はミッションのときは、バックに入れる、それからローに入れるのは明らかに力を入れて、クラッチを踏んでやらなきゃいけない状況が、今は本当に軽いタッチでバック、ドライブに入ってしまうというのも一つの大きな、安全装置はついているものの、思い込みで大きな事故になり、大切な人の命を奪ってしまうような事例もたくさんあるように聞いております。そういう意味で、免許証返納のお助けをさせていただく、背中をちょっと押すということも必要ではないのかなと、こんなことを考える中で、今、答弁はうちの担当がさせていただきました。当蟹江町としまして何ができるかな、まだまだ具体的な例を今、考えているわけじゃありませんけれども、実際、自分たちの足を確保、これからしていく必要がある、そういう意味で、蟹江町を走っています巡回バス、これを利用するということは大いに価値があるというふうに思っています。

今現在、運行状況は、担当が申したとおりであります。今後、近隣の町村、松本議員が言われたように、近隣の市町村が行っております、試行運転も含めて、医療機関、食料品の買い付けだとか、買い物難民が出るような地域もどんどん出てきておりますので、そういうことをしっかり、見極めた上で、ルートをつくる必要があるというふうに思っております。幸い、多世代交流センター、そして、須成ミュージアム、いろんなところの施設ができる、そのことを一つの起点として、新たなルートも来年度29年度に見つけていきたいというふうに、今現在は考えております。また、病院へ行く、それだけに特化をしてコースをつくってくださいという、そういう試行をしてみえる市もあるように聞いております。今現在、隣の町でもその試行がされているというように聞いてございます。

いろいろな意味で、免許証返納するとかことではなくて、高齢者の足を確保する、健常者も障害者も、タクシーチケットも含めてでありますけれども、今後しっかりと見ていかなきゃいけない、そういう状況に来ているのではないのかなと、こんなことを思っています。よろしくをお願いします。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

どうか、よろしくお願ひいたします。

次にまいります。

次に、自転車の安全対策について、お伺いしたいと思います。

信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に、自転車運転者講習を義務づける改正道路交通法が、平成27年6月に施行されてから1年半以上が経ちました。この改正道路交通法の改正を契機に社会全体では、自転車マナーの向上を進めることが求められています。この講習の対象となるのは3年以内に2回以上、改正法が定める危険行為で検挙された14歳以上の自転車運転者に、自動車と同じような安全講習会の受講、3時間で5,700円を義務化し、この講習会を受けないと5万円以下の罰金が科せられることになっております。

これまでは、危険行為をしても警察による注意のみで済まされることも多く、今回の改正で、講習が義務づけられたことから運転者の安全意識が高まると期待されております。

今回の改正道路交通法が危険行為と規定する14項目は、信号無視のほか、酒酔い運転や歩道での歩行者妨害などがあります。また、並進走行や携帯電話を操作しながらの運転、ヘッドフォンやイヤホンの着用、片手で傘を差しながらの運転するなどにより、事故を起こした場合など、これらの行為は安全運転義務違反の対象となることがあります。本町でもこれらの行為は若い人を中心にしばしば見受けられ、警察や自治体は制度の周知を再度徹底する必要があります。

本町では、改正道路交通法による自転車運転者講習制度の周知について、これまで、どのように取り組まれてみえたのかお伺いしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました、改正道路交通法による自転車運転者講習制度の周知について、お答えをさせていただきます。

蟹江警察署便り等の回覧や町広報誌で特集を組むなど、全体での周知を図るとともに、年4回の交通安全運動期間を通じて、蟹江警察署、交通指導員と協力し、高齢者や中学校等の各種交通安全教室で周知をするとともに、大型店舗や駅等で啓発活動を行っております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうから、広報等で周知をしていると、そういうお話でありましたが、この改

正道路交通法による自転車運転者講習制度について、町のホームページに、掲載されていなかったように思われるわけなんですけれども、町のホームページの防災、防犯の交通安全という部分にぜひ、この制度のわかりやすい周知を載せていただきたいと思いますけれども、この点、どうでしょうか。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

失礼いたしました。

早速、啓発ということで、ホームページのほうへ掲載させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○1番 松本正美君

よろしくお願いいたします。

次に、警察庁の発表した、全国における平成26年12月末の自転車事故発生件数は、約11万件でありました。平成22年度以降、減少傾向にあるものの、それでも全国で1日300件ほどの自転車事故が起きています。これは全ての交通事故の20%に当たる数字で、自転車事故の発生率が決して低くないことを示しております。

また、自転車事故による負傷者は、およそ10万7,000人、自転車事故による死者数は540人で、依然として多く、1日1人以上が自転車事故で亡くなっております。特に、自転車乗中の年齢層別死者数比率では、高齢者の死亡率が高く、65歳以上で3分の2近く、60歳以上で7割を超えており、今後、高齢化とともに増加の兆しがある点にも注意していかなくてはならない結果となっております。このことから、高齢者の自転車利用に対する交通ルールの徹底は重要な取り組みであります。

改正道路交通法による、本町の高齢者の自転車事故防止安全運転対策の取り組みについても伺いたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

ご質問のありました、高齢者の自転車事故防止安全運転対策の取り組みについてお答えをさせていただきます。

高齢者を交通事故から守るため、蟹江町では高齢者交通安全教室の開催、高齢者自転車大会への参加、また、指導員の育成といたしまして、自転車安全教育指導員講習に参加することで、指導員の育成及び自転車運転マナーの向上を図っております。最近では3月1日に学戸地区の交差点で自転車に乗っている高齢者を対象に啓発活動を蟹江警察署と協力して実施をいたしました。また、昨日は南蟹江団地のふれあいサロンで高齢者交通安全教室を開催し、交通マナーを学ぶとともに、実際に、自転車を使って安全な正しい乗り方について指導をいたしました。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、次長のほうから、高齢者の交通マナーのそういった取り組みをされているということですが、実は、愛知県警によりますと、この2月の交通死亡事故者数は18人で、昨年同月に比べると8割増加しております。中でも、自転車乗車中の事故死が6人で、自宅周辺の道路を横断中に車にはねられるケースがふえていて、1月、2月の事故者数は計30人と、全国のワーストになっておるところであります。

交通ルールの不徹底は歩行者意識のために、交通ルールを知らないまま、また、通行する利用者が多いことが事故にもつながると思います。この対策といたしまして、自転車利用者に交通ルールの講習会を行うことは大変よいことだと思います。今、次長のほうからも、高齢者に対する交通ルールのそういった取り組みをやられているということで、お話があったわけなんですけれども、本町でも、この老人会だといろんな会で中心になって、自転車の安全運転の取り組みをされているわけなんですけれども、本町でも利用者の交通ルールの周知や、そしてまた、自転車が車両であることを認識を一段と強めるためにも、自転車の安全利用のための自転車免許証の取り組みの考えはないのか、お聞きしたいと思います。

また、高齢者に多い、自転車事故といたしまして、転倒時における頭部挫傷や、腹部を打ち、内臓破裂などが挙げられております。たった一度の転倒で頭を打ち、死亡、あるいは、寝たきりになる高齢者も多くなっているともお聞きしております。どうしても自転車に乗る必要がある場合には、転倒時のリスクを考えると、ヘルメットで頭を守ることが大切ではないかと、このように思うわけであります。本町の高齢者を見ても、子供のヘルメットの着用と比べて、ヘルメットをかぶって、自転車を運転する人はほとんどいないように見受けられます。

高齢者の自転車運転安全対策といたしまして、ヘルメットの着用を呼びかける自転車安全運転ヘルメット着用運動の考えはないか、この2点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務部次長兼安心安全課長 伊藤啓二君

今、ご質問のありました、高齢者の自転車運転免許証や老人ヘルメットの啓発の取り組みについてでございます。

平成27年中の蟹江警察署管内の人身事故のうち、車と車の事故が358件、次に多いのが自転車と車、108件の事故になります。また、交通死亡事故となった6件のうち、2件は自転車と車でございます。

事故に遭わない、事故から身を守るためには、自動車運転マナーと同様に自転車の運転マナーの向上が大変重要であると考えます。町としましても、高齢者が事故に遭わないため、高齢者交通安全教室を開催し、蟹江警察署、自転車安全教育指導員の指導のもとに、安全で正しい自転車の乗り方、ヘルメットの着用の重要性を伝え、自転車運転マナーの向上を図っていきたく思っております。また、高齢者の交通安全意識の高揚を図るため、積極的に交通安全事業に参加していただいた高齢者に対しては、愛知県警が発行いたします高齢者交通

安全モデルカード、通称ももカードと言いますが、こちらを交付して、模範的な行動の継続を促進することにより、交通安全意識の高揚を図ってまいりたいと思っております。

このももカードも、所有していますと、運転経歴証明書と同様に、愛知県高齢者交通安全サポーターによる特典が、飲食店やドラッグストアで受けられることとなります。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

交通安全指導、町のマナーの向上のためにそういった取り組みをされるということですが、ぜひ、自転車の安全利用といたしまして、認識をもっと深めていただくためにも、自転車免許証の取り組みも考えていただきたいなど、このように思います。

また、このヘルメットの着用は、これは非常に大変重要でありますので、ぜひ、この取り組みは大事ではないかなと思ひ、ほとんどは、町内見ても、ほとんどの方、高齢者の方はヘルメットをかぶっている方、少ないですよ。そういう意味では子供さんのほうがヘルメットを着用している方が多いですので、ぜひ、これも考えていただけるといいかなと思ひますので、よろしく願いいたします。

次に、全国で15歳以下の子供の自転車事故発生件数は約1万8,000件に、これは全自転車事故の16%の比率で、小中学生による事故も多くなっているとも聞いております。

改正道路交通法による、本町の小学校における自転車の交通安全5原則の取り組みや交通安全教育の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

また、今回の自転車運転講習制度の対象年齢が14歳以上となっており、現在、中学校では自転車通学が実施されていますが、教育現場における制度の周知徹底と交通安全教育の取り組みについてもお伺いしたいと思います。よろしく願いします。

○教育長 石垣武雄君

まず、ご質問いただきました、本町の小学校における自転車の交通安全5原則の取り組み、そして、交通安全教育の取り組みについて、お答えをしたいというふうに思います。

小学校では、日ごろの交通安全指導に加えて、安心安全課との連携のもと、蟹江警察のご協力をいただき、交通安全教育に取り組んでいるところであります。各学校とも、警察の方を講師に招いて、1、2年生は理解しやすいビデオを使って、安全な自転車の乗り方について、講話をいただいております。3年生から6年生につきましては、改正道路交通法の説明も含めて、自転車事故の加害者になった場合の責任についても、お話をいただいております。中には、PTA役員や交通指導員の協力を得て、実際に校外へ出て、自転車走行の実践を行っている学校もあります。また、交通事故被害者の講演では、一瞬で人生が変わってしまう交通事故の悲惨さについて、お話をいただき、子供たちもしっかりと受けとめることができたとの報告を受けております。

続いて、中学校における自転車運転者講習制度の周知徹底と交通安全の取り組みについてお答えをしたいと思います。

それぞれの学校の重立った取り組みをご紹介します。

蟹江中学校では、4月の朝礼で中学校の決まりを説明する際に、パワーポイントで自転車通学者の通るべき場所や、注意する箇所を伝えております。また、生徒会の交通安全委員会を中心となって、日常の自転車点検や、交通安全啓発ポスター作成及び掲示、交通安全アンケートを作成、実施し、結果を全校集会でプレゼンを用いて発表するなど、交通安全意識の向上を図っているところであります。

蟹江北中学校では、生徒指導便り等を通して、自転車安全5原則について、生徒のみならず、保護者に対しても、交通安全を呼びかけております。また、蟹江警察が主催する自転車無事故無違反ラリーに参加し、交通安全に対する意識の高揚を図っているところであります。

また、両校ともであります。生徒指導部を中心とした、日ごろの登下校指導に加え、テストの期間中には多くの先生が通学路の通過地点に分散して、交通安全指導を行い、自転車マナーの徹底に努めております。今後も蟹江警察さんより教えていただいた気づき、考え、行動するという合言葉を、不測の事態に備えて、学校一丸となって、連帯感を醸成しつつ、交通安全教育の一層の充実を図っていきたいと考えております。

以上であります。

○1番 松本正美君

ありがとうございました。

特に、小学校における、交通事故の安全教育が行われているということではありますが、特に最近、自転車の5原則の中にも言われているように、子供さんの場合はヘルメットの着用が多いわけなんですけれども、まだまだ、家庭においては、ヘルメットの着用に対して、お金もかかることでありまして、そういう意味で、特に幼児だとか児童、子供のためのヘルメットのそうした一部費用の補助ができないか、これが結局ヘルメットの着用の促進にもつながっていくのではないかなど、このように思っておりますので、これもちょっと後で答弁をお願いしたいと思います。

また、中学校においてであります。中学校におきましても、自転車通学を行っておりますが、特にルール違反が最近が目立ってきております。特に下校時における自転車の並進走行、また、安全確認、そして、一時不停止等、できていない生徒も最近が目立っております。また、自転車通学においても、ヘルメットをかぶらずに登下校する生徒も見受けられます。自転車運転のルール違反がわかれば、自転車運転者講習制度の対象となりかねないのであります。自転車運転のルール違反について、学校ではどのような対策がとられているのか、この2点をお聞きしたいと思います。

○教育長 石垣武雄君

2つ質問をいただきました。

まず、ヘルメットに関してでありますけれども、これにつきましては、先ほどの5原則の5つ目でしたかな。ヘルメット着用ということでありますけれども、これにつきましては、現在は、保護者の方にご購入をいただいているところであります。

今、松本議員から補助はということでありますけれども、町として今のところ、補助する予定はございません。安心安全課と連携をしながら、他の自治体の状況も参考にして、考えていけたらというふうに思っております。

2点目の中学校の自転車の交通ルール違反というんですか、下校、特に下校、学校終わった後、子供たち同士が自転車に乗って帰る、2列で運転しながら、確かに話をしながらというような、ちょっと横着というんですか、いうようなことも今、お話があったんですが、本当にご心配をおかけしているわけですが、学校では先ほども申し上げましたような指導を行っているわけではありますが、再度、気を引き締めるというんですか、指導を重ねていきたいと思えますし、また、これは話でわかっているけれども実際に自分がということになってくると、ついついということがありますので、学校の先生にもお話をし、下校指導というんですか、現場を見ながら、その都度、指導を重ねていくと、そんなことをしていけたらというふうに思っております。

それから、これはひとつ、またこれから学校とも考えようと思っているんですけれども、子供たち、ヘルメットをかぶって自転車に乗っているわけですね。特に中学生は、登校、下校。時たま、ヘルメットなしで登下校する場合があります。これは免許証はありませんが、自転車の。ヘルメットなしで来たということであれば、じゃ君、一週間、歩いてこいというようなことも指導の中に、ちょっと厳しいですけども、していけないといかんのかなということも思っておりますが、これについても再度、特に中学生のそういう下校につきまして、校長先生ともご相談を申し上げながら、指導を積み重ねていきたいと、そんなふうに思っております。

以上です。

○1番 松本正美君

小学校にしても、中学校にしてもそうなんですけれども、特に中学校の場合は自転車通学ということで、自転車に乗る機会が多いものですから、そういった意味で、ただ、交通安全だけでなくして、できれば中学校においても自転車の安全利用ということで、自転車免許証の講習会などを開いていただいて、免許証を授与できるような形をとって、交通安全に対する理解を促していただけるといいかなと、このように思いますが、この点についてはどうでしょうか。

○教育長 石垣武雄君

免許証というあたりのところですが、ほかのところでもそのようなことを聞いております。

これにつきましても、ちょっと宿題というか、いただいて、考えていきたいというふうに思っております。

○1番 松本正美君

ぜひ、自転車の免許証、そういった取り組みということで、そういった免許証の講習会を開いていただきたいなと思います。それで、免許証を授与できるような体制をつくっていただけるといいかなと、このように思います。

それと、もう1点ですけれども、最近、幼児や児童に対する自転車に乗る練習のための道路で、非常に最近は練習される子供さんが多くなってきているわけですね。特に道路での練習は大変危険であります。本町としてもこの安全対策として幼児や児童が自転車を安心して練習できる場所が求められているのではないかなと思います。特に、幼児や児童の自転車の安全対策といたしまして、現在、蟹江町には交通公園がありますが、最近は幼児、児童の自転車の安全運転のために利用する家族もふえているところであります。自転車に初めて乗る幼児、児童にとっては、安全な場所であり、最高の練習場所にもなっております。この交通公園には、幼児、児童のための自転車を貸していただける、そういったものがあるわけなんですけれども、当日、自転車を借りて、練習しようと親子の方で見た方が、自転車がパンクしていたり、整備不良のため、乗れない自転車があり、また、子供たちが安全に自転車に乗るためにも、交通公園に点検、整備が行われているのかというお話も聞きます。また、こういった交通公園を含めた、幼児、児童の安全、安心な自転車練習場所としての確保の考えはないか、この2つ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○まちづくり推進課長 肥尾建一郎君

ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1つ目のご質問になりますが、児童、幼児が安心して練習できる場所の確保ということで、現在、町内では、ご質問にございますとおり、唯一、児童が遊びながら、交通ルールを覚えるようにつくられた施設として、交通児童遊園がございます。親子で自転車の練習などの際には、ご利用していただきたいと考えてございますので、できれば積極的に交通児童公園のほうで、練習をしていただければと考えてございます。

次に、2つ目のご質問でございます。自転車の整備不良について、お答えをさせていただきます。

交通児童遊園は、土日祝日はシルバー人材センターに管理を委託し、幼児や子供用の自転車の貸し出しを行っております。ご質問にございます、整備不良については、管理を委託しているシルバー人材センターの職員から公園管理事務所の職員が、土日の見回りの際に、報告を受け、できるだけ速やかに修繕を行っております。また、著しく老朽化した自転車については、買いかえを行って、対応をしております。できる限り、利用者にご迷惑をかけないよう、より努めてまいりますので、ご理解のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○1番 松本正美君

時間がないのであれですけれども、やっぱり交通公園だけでは、非常に場所的には少ないんじゃないかなと、このように思うわけなんですけれども、ぜひ、交通公園以外にもこういった場所をぜひ、つくっていただきたいなど、このように思うわけなんですけれども、この点について、部長が見えるもので、最後にちょっとお話聞きたいと思います。

○産業建設部長 志治正弘君

今、お話に出てございます、交通児童遊園は、場所的にはJRの関西本線の南側から蟹江側から西へ100メートルほど行ったところでございます。議員も最高の場所というようにお褒めの言葉をいただいたんですけれども、私も距離的な問題はあるにしても、やっぱり自転車、小さなお子さんが自転車等の練習を始めるのに最適な場所だというふうに思っております。今後また、あのような児童公園をつくる予定はないかというようなことでございますけれども、町がこれから、公園の施設を整備する際にはその辺のことを考慮に入れながら、やっぱり作っていかなくちゃいけないのかなという考えもございまして、今後の課題とさせていただきます。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、別にお金をかけてつくるのか、そうでなくて、学校の校庭でも空いていれば使えるものですか、そこらのところもしっかり話をさせていただければいいかなとこのように思いますので、みんなが子供たちが本当に安心して遊べる場所をつくっていただければ、自転車で運転できる場所をつくっていただきたいと思います。

最後になりますが、次に県道津島・蟹江線のアンダーパスの安全対策についてお伺いしたいと思います。

このことにつきましては、さきの9月議会の決算審査でも質問を、要望をさせていただきました。伊藤次長からは、町も県に事故の軽減対策についての対応を求めているとの答弁がありました。その中で県は事故軽減に向けて、関係機関とか、交通安全対策の専門業者に相談を受けながら検討をしているとのことでありました。現在、県はアンダーパス入り口の手前から、案内駐車看板や道路表示など、注意喚起を促していますが、事故は一向におさまりません。今年1月に入りまして、私も知っている限り、2件のアングルへの激突がありました。その中でも、元旦に起きた事故は、運転手がけがをし、救急車で運ばれる事故でありました。この事故は手前のアングルにぶつけ、それを通り越し、中のアングルにぶつけてようやくとまる事故でありました。そのときの激突は、家の中にも地響きがするくらいの激突音でありました。近隣の住民の皆様も、何が起きたのかと心配して家を飛び出してくる状況でもありました。運転手さんは、フロントガラスに頭を打ち、けがをしている状況であり、

すぐ、救急車と警察に連絡をとるなど、大変な事故でした。

このことにつきましても、近隣の住民の皆様からは事故のあるたびに、松本さん何とかならないのかと要望を何回もいただきます。確かにドライバーの皆様への認識不足だといえそうかも知れませんが、それでは済まされない問題の箇所でもあります。なぜかといえば、私が一番心配しているのは、巻き添えによる死亡事故が起きなければと、いつも心配しているところでもあります。ここは、朝晩の交通ラッシュ時には、津島市から蟹江町に抜ける近道でもあり、そのため、自動車が頻繁に通る箇所であり、今まで重機を乗せた車がアンダーパスにぶつかり、重機が落ちる事故や、車が倒れる事故も起きている状況であります。このアンダーパスの入り口の事故は、両方の東西の入り口で起きており、このような事故が起きると反対車線の車や人が巻き込まれるケースが一番心配される場所でもあります。特にこのアンダーパスは、歩行者専用の歩道も設置されていますが、万が一、車が転倒したりする大きな人身事故につながりかねません。特に、以前にも激突による、落ちたことのあるトンネル手前の中にある、高さ制限の鉄骨のアンダーパスが外れ、落ちるといようなこともありました。通行中の車や歩道の通行人に当たれば大変な事故になることは間違いないのであります。

本町の県道津島・蟹江線のアンダーパスの激突交通安全対策について、その後、県の交通安全対策推進状況はどうなっているのか、お伺いします。また、町当局は、交通安全対策の観点から、JR関西線、下のアンダーパスの東西入り口の激突事故の問題の解決に向けた取り組みを積極的に推進する考えがないか、今後の交通安全対策の考えをお伺いいたします。

以上です。

○産業建設部次長兼土木農政課長 伊藤保彦君

松本議員からは、昨年9月の決算審査におきまして、県道津島・蟹江線の事故軽減対策の質問と要望をいただきました。

そのときの答弁といたしましては、町は事故軽減対策の対応を県に求め、県は関係機関や交通安全対策の専門業者に相談し、対策を検討していると聞き及んでおりますとのお答えをさせていただきました。その後の状況につきましてでございますが、県に確認いたしましたところ、県からは、事故軽減を図る具体的な安全対策の実施に向け、検討しており、効果や実用性について、さらなる検討が必要と判断されたと聞き及んでおります。

対策の実施にはもうしばらくお時間をいただく必要があるとは思いますが、町といたしましても、早期に対策を講じていただくよう、引き続き、強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 高阪康彦君

松本正美君、39秒ございます。

いいですか。

以上で、松本正美君の1問目の質問を終わります。

引き続き、2問目、「予防接種事業の充実に取り組み」を許可いたします。

○1番 松本正美君

1番、公明党の松本正美でございます。

2問目の「予防接種の充実に取り組み」を質問させていただきます。

最初に、高齢者肺炎球菌のワクチン接種について、お伺いいたしたいと思います。

肺炎は全国的にも増加傾向にあり、日本人の死亡原因の第3位を占めており、肺炎で亡くなる方の9割以上が65歳以上の高齢者となっております。

肺炎の予防や重症化を防ぐためには、肺炎球菌ワクチンの接種による効果が期待されておるところであります。議員の皆様もご存じのとおり、この肺炎球菌感染症は、肺炎球菌という細菌によって、引き起こされる病気で、この菌は主に、気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染すると言われております。

日本人の約3から5%の高齢者では、鼻や喉奥に菌が常在しているとされているところがあります。それらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎や肺血症などの重い合併症を起こすことがあるとも言われております。

平成26年10月1日より、高齢者肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づく定期接種となっております。定期接種の対象者は、経過措置といたしまして、平成26年から平成30年までは、各年度内に65歳、70歳、75歳、そして100歳まで、5歳刻みになる方で、1人1回、定期接種の機会が設けられているところがあります。

蟹江町においては、助成額が6,517円、自己負担が2,000円で接種することができます。経過措置終了後の平成31年度からは、65歳の方のみが接種対象となっているところがあります。5歳刻みを対象として始まったこの予防接種。高齢者の方でまだ行っていない方や、中にはこの経過措置による助成制度がわかりにくいとの声も聞きます。本町では高齢者肺炎球菌ワクチンの接種についてのわかりやすい周知徹底をどのように図られておるのか、お伺いします。また、本町の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種対象者の接種率と、近隣自治体と比較してどうなのか、あわせてお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

お答えいたします。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種についてのわかりやすい周知徹底をどのようにということですが、蟹江町におきましては、最初に、例年3月に、年度末ですが、高齢者肺炎球菌予防接種を初めとした、成人の方の予防接種についてお知らせする、年間予防接種一覧表を全戸配布により、まず、お送りしております。また、肺炎球菌ワクチンの定期接種の対象者となられた方に対しまして、新年度の7月中に予防接種券と説明書、これは海部津島管内共同用紙をとらせていただいておりますが、個別通知により、送付いたしております。送付

いたします書類は、重要な予防接種が2,000円の自己負担で、海部津島管内の指定医療機関で接種できることなど、できるだけ大きな文字を使い、端的に表記するなどの工夫をし、わかりやすいお知らせになるようにしております。

2つ目のご質問、蟹江町の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種者対象者の接種率と近隣自治体との接種率の比較についてでございますが、蟹江町の高齢者肺炎球菌ワクチン定期接種対象者の平成26年度の接種率は、対象者1,858人に対し、974人が接種され、52.4%。平成27年度は1,754人に対し、747人が接種され、42.6%となっております。

近隣自治体との接種率の比較でございますが、愛知県が公表した統計によりますと、平成26年度海部津島管内接種率が51.7%、愛知県接種率が34.5%、27年度海部津島管内接種率が44.1%、愛知県接種率が37.5%となっており、海部津島管内では約平均のところで、県平均では大きく上回った接種率と蟹江町はなっております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお答えいただいたわけなんですけれども、肺炎球菌の定期接種の対象者のお話が今、あったわけなんですけれども、ちょうど26年は974人で52.4%ということで、大体半分ちょっと、27年は42.6%ということでありまして。約半分くらい、27年度はちょっと少ないかなというところでありまして。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種の対象者の、接種の今後の見込みはどのように考えてみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○健康推進課長 小島昌己君

全国統計につきましても、やや年を追うごとに下がる傾向にあるというふうに理解しております。国レベルでもやはり同じような傾向が見えておりまして、大きくコマーシャルが一番初めにボンと出たときからするとちょっと、やや落ちたような状態にありますので、蟹江町としましては、接種率が向上していくように啓発により一層努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

これは平成31年度から65歳に限定されるということで、この29年度と30年が5歳刻みになっておるわけなんです。こうした方はもう次はないということでありまして、本当にきめ細かく取り組んでいかないと接種を見逃すのではないかなと、そういうこともちょっと心配をするわけでありまして。

国の試算によれば、毎年65歳の方が全員へのワクチン接種を行い、ワクチン接種の効果が5年間持続するとした場合、1年当たりの約5,115億円の保険医療費が削減されるとの推計も出ております。本町でも高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種率の向上による保険医療費の削

減効果が期待されるわけでありますが、この高齢者肺炎球菌ワクチンの接種の効果や、町民の健康と医療費削減の効果についてはどのように町長が考えてみえるのか、これは民生部長ですね。よろしくお願いします。

○民生部長 橋本浩之君

高齢者が肺炎球菌ワクチンを接種することで重篤化せず、肺炎を防ぐという観点から見れば、健康が守られることで医療費の削減につながると考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ざっと、部長のほうから効果があるということで、こういうふう認識しておけばよろしいですね。

次に、この肺炎球菌につきまして80種類以上の型があると言われているわけでありまして。肺炎球菌ワクチンの接種によりそのうち23種類に対しての免疫をつけることができ、これにより8割ぐらいは有効であると言われております。高齢者にインフルエンザとこの肺炎球菌ワクチンの接種を一緒にすると大変効果があると言われております。高齢者の慢性肺炎疾患患者に、インフルエンザと肺炎、両方のワクチンを接種いたしますと入院が63%、死亡を81%減らすとの報告もされているところであります。

本町でも、健康寿命の延伸と医療費削減の効果が期待できると思います。高齢者肺炎球菌ワクチンの接種の取り組みの中で、該当の対象者全員に個別の通知の案内文を出していると先ほど、課長のほうからもお話がありました。接種率向上のために未接種者に対しての再通知はどのように取り組まれているのか、まずお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

お答えいたします。

高齢者肺炎球菌による疾病は厚生労働省がB類疾病としておりまして、B類疾病とした場合は、主に個人予防に重点を置くこととすること、予防接種に努力義務を課さないこと、予防接種に積極的な勧奨は推奨しないとする厚生労働省の指針や、全国的な最終的接種率、海部津島管内の市町村の対応を参考に、未接種者への直接、個別の再勧奨は現在のところ、行っておりません。

ただ、個別の再勧奨は行っておりませんが、年度の区切りとなる3月広報に定期接種の期限が来る旨を掲載し、最終的な勧奨をさせていただいております。今後も積極的に啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからもお話があったわけなんですけれども、先ほどもお話ししましたようにこの平成31年度から65歳に限定ということでありまして。そういう意味ではこの2年間、し

っかり取り組んでいかないと、その人たちはもうこの次はないわけです、この定期接種というのが。そういう意味では現在の経過措置による接種はあと2年ということですので、対象者が全員接種できるような取り組みはどのように考えてみえるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

子供さんの予防接種でもそうなのですが、やはり紙だけでやるよりは対面で、蟹江町の保健センターには保健師などが常駐しておりますので、その保健師が年間を通じて各種の事業に各市町村、町内会ですとか、各イベントに参加させていただいております。そういうところでもちまして、保健師がみずから積極的に皆さんに予防接種の重要性だとか、せっかくこの制度であと2年の間は2,000円の負担で受けていただけるということですので、そのあたりを重点におきまして、積極的に啓発してまいりたいと考えております。

以上です。

○1番 松本正美君

今、課長のほうからお話があったわけですがけれども、特に今年度に入ってから、昨年度の対象者から高齢者肺炎球菌ワクチンを接種しようと思いましたが、期間を逃してしまったとの声も聞いています。

この事業は高齢者インフルエンザやがん検診などの今までの制度とは非常に異なり、わかりにくいというのものもあるのではないかなどこのように思います。接種を逃すことが多いのではないかなどこのように思います。接種しようと思っているのに忘れていた人を少しでも少なくすることが、死因第3位であります肺炎から高齢者を守るという点でも重要であると私は考えております。

高齢者の肺炎球菌ワクチンの未接種者に対する対策の取り組みは、これは民生部長にお聞きしたいと思いますが、民生部長としてはどのように考えてみえるのかお伺いします。

○民生部長 橋本浩之君

先ほど、担当課長がご答弁申し上げましたとおり、厚生労働省がB類疾病としており、予防接種に積極的な勧奨がないこととしております。

当町では、未接種者に対して区切りとなる3月に広報掲載し勧奨をしております。その際には問い合わせ等、反響があるように聞いております。期間もないことでの周知となっておりますので、今後はもう少し早い時期での広報に掲載することも含め、検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

部長のほうから話があったわけなんですけれども、他の市町におきましては未接種者に対して、肺炎球菌ワクチンの未接種者に対するコールリコールを取り入れた取り組みも行

っているとも聞いております。高齢者の肺炎球菌接種率が上がったと、このことによって上がったとも聞いております。

この事業は高齢者の方々の肺炎予防が一番の目的であり、それだけではなく、接種率を向上させることで大きな医療費の削減効果を生むことが期待されます。先ほど民生部長も医療費の削減効果が生まれると、このように言うとおみえであります。そういう意味でもコールリコールの必要性について、民生部長はどのように考えてみえるのか、お伺いしたいと思います。

○民生部長 橋本浩之君

健診における未受診の方への個別勧奨と、再勧奨という制度だと私は認識をしております。未受診者に対してクーポン券等を配付しまして——これはコールだと思えますけれども、その後に手紙、電話等で再度勧奨するというのがリコールだと思っております。この仕組みによって、健診については受診率が高くなっておるといふふうに聞いております。コールリコールという再勧奨につきましては、参考になる取り組みの一つではないかと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、コールリコールの取り組みも、ぜひ未接種者に対してもこの2年間はやっぱり一番大事なときでありますので、取り組んでいただけるよう考えていただきたいなとこのように思います。

次に、子供の予防接種について。

最初に、B型肝炎定期接種についてお伺いしたいと思います。

B型肝炎は、B型肝炎ウイルスに感染している人の血液や体液を通して感染することにより起こる病気でもあります。現在、国内での感染者は110万から140万人と推定され、3歳未満の乳幼児が感染すると慢性化する可能性が高く、肝硬変や肝がんで苦しんでいる方々の多くは子供のとき、それも3歳児までに感染したためだとも言われておるところであります。

感染経路といたしまして、これまで日本ではB型肝炎ウイルスに感染した母親の血液が赤ちゃんの体内に入ることにより感染してしまう母子感染によるものが大半でありました。1986年より母子感染の予防対策が行われるようになり、出産時でのB型肝炎ウイルスの感染は減少傾向にあります。

一方で、近年問題視され始めたのが父子感染などの家族感染や保育園等での子供同士による感染で、特に乳幼児の唾液や汗、涙などの体液を介しての感染する例がふえております。母子感染対策だけでは不十分ともいわれておりました。

これを受けて世界保健機構WHOは、1992年に世界中の赤ちゃんに対してB型肝炎ワクチンを接種するように勧告し、WHOの加盟国193カ国のうち既に180カ国以上でB型肝炎ワク

チンの接種が導入されていました。

日本ではようやく平成28年2月5日に開かれました厚生科学審議会のワクチン分科会において、B型肝炎ワクチンを平成28年10月から予防接種法に基づく定期接種にすることが承認されました。

本町でも昨年10月から国のB型肝炎ワクチンの定期接種を受けて、ワクチンの定期接種が開始されたところであります。対象者は2016年4月以降に生まれたゼロ歳児が対象となっておりますが、現在対象者は何人いますか。既に定期接種を終えた方は何人みえますでしょうか。

また、子育て中の母親の中にはB型肝炎ワクチンの定期接種のことを知らない方や、説明内容がわかりにくいと言われる方もあります。このB型肝炎ワクチンの定期接種を円滑に推進していくための取り組みといたしまして、対象者へのワクチンの重要性や周知徹底のための啓発など、これまでどのように取り組んでおられるのか、お伺いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

お答えいたします。

最初に、2016年4月以降に生まれたゼロ歳児のお子さんについてでございますが、2016年4月以降に生まれたB型肝炎定期接種対象者は、先ほど議員がお示しされたとおりゼロ歳児が対象となりますが、厚生労働省の指針により出生からおおむね2カ月からの接種を推奨しており、現時点で2016年12月までに接種要件が整った方の人数をお答えさせていただくこととなります。その人数は205人となっております。

既に定期接種を終えた方につきましては、ご存じかとは思いますが、出生から1年の間に一定期間をあけつつ3回の接種が決められておりまして、最短でも5カ月を要しないと接種を完了することができません。このため、2月末時点で1回目を完了した方の人数についてお答えさせていただきます。205名中191人、93.2%の方が接種していらっしゃいます。

また、B型肝炎ワクチンの定期接種を円滑に推進していくための取り組みでございますが、定期接種対象者は生後2カ月ごろの「こんにちは赤ちゃん訪問」による家庭訪問に始まり、蟹江町保健センターに「4カ月健診」やBCGの集団接種に必ず足を運んでいただくこととなります。それらの機会におきまして、接種歴を確認させていただき、未接種の方には予防接種の必要性や適切な予防接種時期を保健師が助言させていただくこととなっております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ありがとうございます。

今、先ほど、課長のほうからお話があったわけなんですけれども、2016年10月からB型肝炎ワクチン定期接種が開始されたわけですが、先ほど2016年12月という、それが一応、対象になるということでありましたが、特に私が一番心配していたのは2016年4月以降に出生

した全出生児が対象になっているということを、ちょっとお聞きしていたんですけど、国のほうのあれで。

標準的には生後2カ月または3カ月、7から8カ月の計3回の接種が行われ、1歳までに定期接種を受ければ費用の自己負担がなくなり、B型ワクチンの接種が完了するということでもあります。

特に、定期接種では1回目の接種から3回目までの間隔を139日以上あけることになっているともお聞きしているわけなんですけれども、今回、10月から始まったということで12月までという、それもリミットもあるわけなんですけれども、そういう意味で私が聞いたかったのは3回目の接種、一番大事な免疫力がつくのがこの3回目だということもお聞きしておるわけなんですけれども、この3回目の接種を漏れなくするためにもどのような指導がされたか。

特に今回、蟹江町の場合は早い段階での接種になっているものですから、その点を心配しておるもので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

お答えさせていただきます。

やはりお子さんの定期接種につきましては、接種率が非常に高うございます。対象者、もしこのままいけばかなり高いところ、95、96%に行くことを予想しておるんですが、未接種者になる方はそれほど多い人数ではございませんので、時期を見計らいまして早々に、2回目受けていらっしゃるれば多分忘れられることはないだろうと思うんですが、議員のご心配のとおり、忘れていただいでは大変でございますので、その辺は直接電話をかけさせていただくなどして、勧奨に努めたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、接種を忘れることのないようにきちっと保護者のほうにも認知度を上げるためにも理解促進をしっかり促していただきたいなとこのように思います。

また、2015年3月に子育て総研というところがありまして、子育て中の母親、父親320人を対象としたアンケート調査が行われました。6割の方がワクチン接種に消極的であるということが出ていました。最も多かったのが任意接種だからということで52.7%、それはやっぱり自己負担がかなりかかるということで、任意接種は大変だということをそういうデータ、アンケート調査でもはっきりと出ておるところであります。

本町でも今回定期接種になりまして、定期接種の対象が28年4月以降に生まれたゼロ歳児となっておりますわけですが、B型肝炎ワクチン定期接種の対象から外れた乳幼児に対しての経過措置として公費助成を実施して、子育て支援の一環として接種の自己負担の軽減に取り組む考えはないか、この点についてもお聞きしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

法に定められた条文に基づきまして順次やっていくわけですが、確かに予防接種を実行すればウイルスに感染することもなくなりまして、子供の健康増進になっていくことの可能性が高くなっていくことと思います。

また、このあたりは特別な費用もかかることですので、もう少し全体、近隣町村ですとか、その辺の取り組みも含めまして、そんなに多い額にはならないと思いますが、費用対効果を十分に検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

どうか、ぜひ考えていただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、予防接種ナビについてお伺いしたいと思います。

子供が生まれてから学童期まで、現在、国が定期予防接種として義務づけているワクチンはヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンなど多岐にわたり、このほか乳幼児任意予防接種など非常に複雑化しているのが現状でもあります。

町内の子育ての母親からは、子供にこれからの予防接種を安全に受けさせるためには、接種と接種の間隔をあけなければならなかったり、接種ができなくなないように気をつけるなど保護者にとっては子供の体調管理やスケジュール管理をすることがとても大変であります。

現在は各自でかかりつけ医の医療機関に申し込む個別接種となっており、受け忘れがないかなど兄弟が多いほどスケジュールの調整が難しくなっているところであります。子供の予防接種に対する通知、終了確認、未接種に対する勧奨方法などわかりやすい情報提供が求められているところであります。

このような複雑化した予防接種の方法に対するべく、スマートフォン、携帯電話、パソコンなどから子供の生年月日等を登録することで、お子様一人一人に合わせた予防接種のスケジュールの管理や予防接種プランの自動作成モバイルサイトで、接種日が近づいてきたらメールで発信してくれるものであります。

大切な情報が届けられるという予防接種ナビというものが、全国の各自治体で、安心して子育てできる取り組みとして広がっておるところであります。本町でも予防接種ナビを導入する考えはないのか、お伺いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

お答え申し上げます。

お示しいただきました「予防接種ナビ」につきましては、スマートフォンの普及に伴い、民間業者の開発やNPO法人が提供しているものなどがあり、その中には自治体が管理し配信するものもあれば、フリーソフトをダウンロードすることにより無料で自己管理できるも

のなども多く配信されておりまして、保護者の方たちが幅広く使い方を考え、選択できるようになってきているようです。

健康推進課としましては、現在、定期予防接種対象者には「重要書類」として必ず個別通知を送付し、必要な接種が適切に完了していただけるように取り組みをいたしておりますが、利用していただく保護者の方に費用負担なく、また複雑な設定や操作をせずにできるものがないかを研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

いろいろなやり方があるかと思うわけなんですけれども、ぜひ、これも全国的にも広がっておりますので、検討していただきたいなとこのように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、子供のインフルエンザ予防接種についてお伺いしたいと思います。

本町では毎年インフルエンザの時期になると、インフルエンザの感染による集団風邪で学級閉鎖や学年閉鎖などが起きていて、子供たちの健康を守るためのインフルエンザの予防接種は有効であると考えます。このインフルエンザワクチンの接種は病気にかからないわけではなく、感染後の重症化を防ぐ効果が認められているところであります。

感染が蔓延すれば、学級閉鎖になることもあり、学童へのインフルエンザの蔓延を防ぐため、予防接種の実施は有効であります。特にこの時期、中学3年生は高校受験を迎え、受験生の皆様は体力的にも精神的にも頑張らなくてはいけないときでもあります。

本町では、現在65歳以上の方には国の予防接種法に基づき接種への補助があり、1回1,000円で受けることができ、大変喜ばれておるところであります。しかし、子供の予防接種にはこうした補助がないため、子供さんの多いところでは、費用負担が家計を圧迫しているところもあり、親御さんから少しでも補助を出してほしいとの要望もいただいているところでもあります。

子供のインフルエンザの予防接種は任意接種のため、その料金は各医療機関によってさまざまですが、約3,500円から6,000円ぐらいになっております。これは13歳未満の子供には十分な免疫をつけるため、2回接種が有効であると考えられているからこの金額になっておるところであります。

このことから、経済的な負担を理由に予防接種を受けることをためらう家庭もあります。とりわけ子供を対象とした助成制度を求められているところでもあります。この地域ではあま市、飛鳥村で子供のインフルエンザの助成が行われているところでもあります。

子供たちの健康を守り、感染を心配することなく安心して学べる教育環境に整えるためにも、子供のインフルエンザ予防接種に町独自の助成制度の導入の考えはないか、この点についてもお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

お答えさせていただきます。

子供インフルエンザの予防接種の助成につきましては、愛知県下ではもう少し件数がふえておりまして、安城市、北名古屋市、あま市、飛島村の4自治体が平成28年度までに、中学生までの接種を助成する取り組みを始めております。助成額は、飛島村の全額補助を除き、1回1,000円としており、接種率はおおむね40%ほどとなっております。

インフルエンザの予防接種の効果としまして、国の研究機関では流行の阻止や罹患したとしても重症化を予防する効果などがあると示しております。

健康推進課としましても、子供の健康を守るための事業として制度をどのように確立していくか、子供インフルエンザの予防接種助成制度の実現に向けて研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

このインフルエンザの予防接種も特に、中学校3年生は高校受験も控えていますので、受験日に——もう一応試験も終わったと思うんですけども、受験日にはそういったインフルエンザにかかって受験ができなかったということがないように、やっぱりインフルエンザの予防接種にもしっかりと取り組んでいただきたいなど、このように思うわけなんです。ぜひ考えていただきたいなどこのように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、乳幼児ロタウイルス予防ワクチンの接種事業についてもお伺いしたいと思います。

ロタウイルスによる胃腸炎は冬から春にかけて乳幼児を中心に流行し、下痢や発熱などを発症するもので重症化を防ぐためにも予防ワクチンの接種が有効であると聞いております。幼児は1週間近く下痢や嘔吐が続くことが多く、ノロなど他のウイルス性胃腸炎より症状が重く、長引く場合もあります。まれに脳症やけいれんなどの合併症を引き起こすこともあるともいわれているところでもあります。

日本では毎年約80万人の乳幼児がロタウイルス胃腸炎で受診し、急性重症胃腸炎のウイルスが原因で入院するともいわれておるところであります。ほとんどの子供が5歳までに感染するといわれていて、治療法は水分や電解質を補う点滴などを行うなどの対症療法が中心であります。

水分補給や汚物の処理に追われる親の負担も大きく、汚物とともに排出されるウイルスは感染力が強く、体外に出ても数時間は感染能力を保つといわれておるところであります。ロタウイルスワクチンの予防接種は、導入することでロタウイルス胃腸炎総数を68から79%減らし、重症例でも90から98%減らし、入院を96%減らすというデータも出ているところがございます。このことから衛生環境を整えても予防は困難であり、ワクチンの予防は非常に効果があるともいわれているところでもあります。

本町の乳幼児の健康を保つためにも、また子育て支援の一環としてロタウイルスワクチン予防接種の必要性についてお伺いしたいと思います。

また、ロタウイルスワクチンは任意接種で、1人当たり接種費用は約3万円と接種を希望される方には大きな自己負担となっているところでもあります。子育て家庭からは公費助成を求める要望をいただきます。接種率を高めるためにも、ロタウイルスワクチンの予防接種助成事業の取り組みについてもお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 小島昌己君

お答えさせていただきます。

ロタウイルスによる胃腸炎につきましては、議員がお示しになりましたとおり乳幼児期に流行することがあり、特に初めて感染したときに症状が激しく出るともいわれており、重度の脱水症状による入院や肺炎など、重症化する場合があるとされています。

厚生労働省では、予防接種に関する基本的な計画——これは平成26年3月に出されたものでございますが、これにおきまして定期接種化に向けた検討等必要な措置を講ずる疾病として位置づけられました。それと平行しまして、ロタウイルスワクチンの副反応として、腸重積症を併発することが懸念されることがわかり、ワクチンの安全性、有効性について厚生労働省の機関である厚生科学審議会において慎重な検討が進められていることが報告されております。

健康推進課としましては、ワクチン接種による重症化予防効果が明確に示されることなど、国の動向を見守っていきたいと考えております。

ロタウイルスワクチンは現在2種類が流通しておりまして、ワクチンの種類により2回または3回の接種が必要でございます。いずれも自由診療で3万円ほど——先ほど議員がご説明されたとおりであります——費用負担が必要となることとされております。予防効果や副反应对応に対する国の指針が出されることに注視しまして、各種予防接種を共同で実施している海部津島の各市町村や医師会等の連絡を密にしまして、ロタウイルスワクチンの助成事業の方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番 松本正美君

ぜひ、ロタウイルスの接種も考えていただきたいなとこのように思います。

最後に、町長に予防接種についてまとめていただきたいと思いますが、ロタウイルスにしてもこの予防接種に対しても、蟹江町は子育ての町ということで、町長もよく言われることではありますが、本当に子育てしやすい町、また住みたくなる町を目指してみえるということではありますが、そういう意味でもこうした若い人たちが子育てを安心してできるようなまちづくりとして、予防接種の、こういう助成の取り組みも重要ではないかなとこのように思いますので、最後に町長からお話を聞いて終わりたいと思いますので、よろしく願います。

たします。

○町長 横江淳一君

松本議員のご質問にお答えをしたいと思います。

予防接種の充実を図ってくださいますということで、いろいろ今、ご質問をいただきました。重症化を防ぐためにワクチンの接種というのが不可欠だというふうに十分理解はしておるわけでありまして、今、ロタウイルスの話もされました。肺炎球菌の話もされました。子育て、そして高齢化対策にワクチンの接種は重要だというふうに理解をさせていただいております。

そんな中で、まずはやれるところからというところで行っていきなというふうに思っております。議員もご存じだと思いますけれども、インフルエンザがやっぱり毎年猛威を振るっておるわけでありまして、ことしも、昨年度から若干ことしは少ないかなというふうに見積もっておいたらそれがちょっと甘かったのか、年明けに急激にインフルエンザが蔓延をいたしまして、学級閉鎖等々あった学校も蟹江町でも少なくなかったわけでありまして、そんな中でインフルエンザについて、できることからちょっと考えて検討してみようじゃないかという、その検討までは始めさせていただきたいなとこんなことを思っております。

中学生医療費無料化につきましては、まだまだ政策がこの4市2町1村の中でそろっていない中、蟹江町はいち早く議員の皆様方のご協力もありまして、中学生医療費の無料化を達成させていただきました。

ワクチンにつきましては当然、任意接種ということもございますし、予防接種につきましてはまた別枠で、我々しっかり考えていかなければいけないというふうに思っております。身近な予防接種から始めさせていただきたいと思っておりますので、また議員各位にはご協力をいただき、特に松本議員にはまたお力添えをいただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○1番 松本正美君

予防接種も大事な事業でありますので、どうか、きちっと取り組んでいただきますようお願い申し上げます。2問目の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長 高阪康彦君

以上で松本正美君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後4時54分)